

文教厚生常任委員会次第

令和2年3月5日（木）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) こども局、教育委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（5件）

議案第 25 号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第4号）〔分割付託分〕
…………… 藤城 こども育成室長

議案第 7 号 明石市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例制定の
こと

※ 資料参照 …………… 加藤 施設担当課長

議案第 14 号 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定
のこと

※ 資料参照 …………… 鈴木 利用担当課長

議案第 37 号 令和2年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

…………… 藤城 こども育成室長

※ 資料参照 …………… 宮下 企画担当課長

※ 資料参照 …………… 山本 運営担当課長

※ 資料参照 …………… 山下 中学校給食担当課長

議案第 46 号 令和2年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
予算

…………… 田中 子育て支援室長兼児童福祉課長

② 報告事項（9件）

ア 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給実績について

※ 資料参照 …………… 田中 子育て支援室長兼児童福祉課長

イ 第2期 明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について

※ 資料参照 …………… 山本 運営担当課長

ウ 放課後児童支援員認定資格研修の実施について

※ 資料参照 …………… 北條 次長兼放課後児童クラブ担当課長

エ 待機児童緊急対策等の取り組みについて

※ 資料参照 …………… 勝見 待機児童緊急対策室課長

オ 明石市社会的養育推進計画について

※ 資料参照 …… 伊藤 児童総合支援担当次長兼さとおや課長

カ 明石市教育振興基本計画（あかし教育プラン）の改定について

※ 資料参照 …………… 寺田 総務課長

キ 明石市立学校施設長寿命化計画の策定について

※ 資料参照 …………… 池田 学校管理課長

ク （仮称）学びと育ち支援システム（統合型校務支援システム）導入に向けた取組状況について

※ 資料参照 …………… 植垣 学校教育課長

ケ 令和2年度 組織改正案について

※ 資料参照 …………… 藤城 こども育成室長

③ その他

……………（理事者入れ替え）……………

(2) 福祉局関係

① 付託された議案の審査

議案（12件）

議案第 25 号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第4号）〔分割付託分〕
…………… 佐々木 福祉政策室長

議案第 27 号 令和元年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
…… 藤田 高齢者総合支援室長兼介護保険担当課長

議案第 2 号 明石市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 宮永 保護業務指導担当課長

議案第 3 号 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 菜虫 次長兼医療連携担当課長

議案第 32 号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと

※ 資料参照 …………… 菜虫 次長兼医療連携担当課長

議案第 33 号 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所に係る指定管理者
の指定のこと

※ 資料参照 …………… 菜虫 次長兼医療連携担当課長

議案第 11 号 明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定
のこと

※ 資料参照 …………… 上田 あかし保健所副所長兼保健総務課長

議案第 15 号 明石市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例制定のこと

…………… 中田 生活支援室長兼障害福祉課長

議案第 19 号 明石市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 臣永 生活衛生課長

議案第 37 号 令和2年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕
…………… 佐々木 福祉政策室長

議案第 43 号 令和2年度明石市介護保険事業特別会計予算
… 藤田 高齢者総合支援室長兼介護保険担当課長

議案第 45 号 令和2年度明石市病院事業債管理特別会計予算
…………… 菜虫 次長兼医療連携担当課長

② 報告事項（3件）

ア あかしユニバーサルモニター及び（仮称）あかしユニバーサルアドバイザーについて

※ 資料参照 …………… 山田 次長兼障害者施策担当課長

イ あさぎり・おおくら総合支援センター（本拠点）の開所について

※ 資料参照 …………… 十川 地域総合支援担当課長

ウ あかし健康プラン21（第3次）の策定について

※ 資料参照 …………… 浅見 健康推進課長

③ その他

3 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者

4 閉会

以上

文教厚生常任委員会資料
2020年(令和2年)3月5日
こども局こども育成室

議案第7号 関連資料

明石市社会福祉審議会条例の一部改正について

1 条例一部改正の目的

社会福祉審議会の調査審議事項に特定教育・保育施設の利用定員の設定その他の子ども・子育て支援法第77条第1項の事務(下記2参照)、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「以外園」と略します。)の認定等に関する事項(下記3参照)を加えるため条例の一部を改正しようとするものです。

これにより、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や、本市が子ども・子育て支援事業計画を策定する場合における意見聴取を行う場合の合議制機関として社会福祉審議会を明確に位置付けるとともに、本市が幼保連携園以外のこども園を認定しようとする場合にも社会福祉審議会での意見聴取を行うことで、認定こども園の類型に関わらず、すべての園における保育の質の確保を図ります。

2 子ども・子育て支援法第77条第1項の事務及び近隣他都市における当該事務の位置付け

(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項の事務

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、審議会その他の合議制の機関の意見聴取
- ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、審議会その他の合議制の機関の意見聴取
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見聴取
- ④ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議

(2) 近隣他都市における上記(1)の事務の条例上の位置付け

近隣政令市及び中核市においては、審議会における調査審議事項として、1市を除き、各市の条例で子ども・子育て支援法第77条第1項の事務を明記しています。

→これを条例に明記することが、審議会を「合議制の機関」と位置付けることとなります。

3 幼保連携園及び以外園の比較、該当園の認可・認定の際に行う意見聴取及び近隣他都市における状況

(1) 幼保連携園及び以外園の比較、園の認可・認定の際に行う意見聴取

類型	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型以外の認定こども園		
		幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
施設概要	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園	認可幼稚園が、保育所的機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園	認可保育所が、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプの認定こども園	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能をもつ認定こども園
市の関与	幼保連携園設置申請に対する「認可」	認定申請のあった幼稚園、保育所、認可外保育施設を「認定こども園」として「認定」（平成31年4月から中核市権限）		
審議会の意見聴取を行う法令等根拠	認定こども園法第17条第3項「審議会その他の合議制機関の意見を聴く」 明石市社会福祉審議会第2条第4号「認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取り消しに関する事項」	無し (市が、条例要件に適合する旨の「認定」を行う。)		

(2) 県及び近隣他都市の状況

県及び近隣の政令市・中核市では、県のみが、すべての類型のこども園について認可・認定を行う際に審議会での意見聴取を行うことを条例で規定しています。

4 条例一部改正の内容

(1) 第1条（設置）を次のように改めます。

明石市社会福祉審議会の設置根拠に、第2条の調査審議事項新設に併せ、地方自治法の根拠を追加

(2) 第2条（調査審議事項）を次のように改めます。

- ① 第4号として「子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務」を新設
- ② 第6号として「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項」新設

(3) 第7条（専門分科会）を次のように改めます。

第3項として、児童福祉専門分科会の調査審議事項に「子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務」「幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する事項」「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項」を新設

5 施行期日

公布の日

議案14号関連資料

明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例等の一部改正について

1 改正の目的

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（以下「府令」という。）の一部改正に伴い、関係条例において規定の整備を図ろうとするものです。

2 改正の概要

(1) 改正する条例

- ア 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- イ 明石市立認定こども園条例
- ウ 明石市立保育所条例

(2) 改正の内容

- ア 法改正に伴い「支給認定」から「教育・保育給付認定」へ文言の修正を行います。
上記(1)ア、イ、ウの各条例について改正します。
- イ 府令改正に伴う所要の整備を図ります。
上記(1)アの条例について改正します。

(3) その他

今般の改正は、2019年(令和元年)10月1日より施行された「幼児教育・保育の無償化」に伴う法及び府令の一部改正に伴うものになります。

具体的には、保育の必要性の認定行為が「支給認定」から「教育・保育給付認定」へと変更になったこと、および、引用法令(府令)の題名が変更になったことに伴う規定の整備となります。

3 施行期日

令和2年4月1日

文教厚生常任委員会資料
2020年（令和2年）3月5日
こども局子育て支援室子育て支援課

議案第37号関連資料 0歳児の見守り事業の実施について

1 目的

0歳児を持つ家庭は、子育て中に最も不安や負担を感じる時期にあり、子どもを連れての外出が困難で、家に閉じこもりがちになることから、地域での孤立や支援を求めにくい環境に陥りやすくなります。こうした状況は虐待発生のリスク要因とされており、どの家庭でも起こりうるものであります。

このような子育て環境を取り巻く社会を作ってきた責任を果たすため、行政が率先して支援していくべきであると考え、特に虐待の死亡事例が最も多い0歳児の家庭に対し、定期的に関わり、見守りを続けることで誰ひとり取り残されることのないよう、早期の支援に繋げていくことを目的として当事業を実施します。

2 事業の概要

子育て経験や知識のある配達員が、定期的に関わりを持ち、不安や悩みを聴きながら声をかけ、見守りをを行います。保護者や赤ちゃんと出会うきっかけとして、毎月3,000円相当の赤ちゃん用品を配達し、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々な情報をお届けします。赤ちゃん用品については、紙おむつをはじめ複数の商品から選択できる仕組みとします。

3 開始時期

2020年(令和2年)7月1日（配達は10月1日から）

4 対象者

2020年(令和2年)7月1日以降に生まれた乳児を養育している家庭
（生後3か月から満1歳の誕生日まで最大10回配達）

ただし、2020年(令和2年)4月1日から6月30日までに生まれた乳児を養育している家庭については経過措置により対象とし、2020年(令和2年)10月から満1歳の誕生日まで配達します。

5 業務委託の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 内 容 | おむつ等の配達及び配達員による定期的な見守り |
| (2) 選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (3) 期 間 | 令和2年度から令和4年度まで |
| (4) 予 算 額 | 令和2年度 63,000千円
令和3年度 120,000千円（債務負担行為）
令和4年度 120,000千円（債務負担行為） |
- ※国の幼児教育・保育の無償化により財政負担が軽減される7.5億円を活用します。

6 事業の流れ

(1) 申請書・カタログ・子育て支援サービス等の送付

- ・市は、出生届を提出された方に、申請書、おむつ等赤ちゃん用品のカタログを郵送します。
- ・産後の子育て支援サービスが気軽に受けられるよう、産後ケア事業（訪問型）と子育てスタート応援券（産後・子育てヘルパー派遣事業）のお試し券を同封します。

(2) 申請書の提出

- ・対象者は、希望する赤ちゃん用品等を記入した申請書を市に提出します。

(3) 配達日の調整

- ・対象者と事業者で、配達日を調整します。

(4) おむつ等の配達・見守りの実施

- ・事業者は、毎月1回おむつ等を対象者のご自宅に配達し、見守りを実施します。

7 配達員による見守りの概要

(1) 配達先の様子の確認

- ・家にこもりがちになるお母さん等と会話をし、子育ての不安の有無や保護者と赤ちゃんの様子を確認します。
- ・定期的に訪問することで、家庭の様子を把握し、保護者や赤ちゃんの変化に気づきます。

(2) 子育てサポート情報の提供

- ・市が作成する赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々なサポート情報紙をお届けし、よくある困りごとや知って欲しい子育て情報を毎回提供します。
- ・情報紙の内容は0歳児の相談で多い内容を中心に、明石のお出かけ情報、赤ちゃんの成長発達、離乳食の進め方等とし、関連する相談先について情報提供をします。

(3) 保護者からの相談への対応

- ・保護者から育児の相談などがあれば傾聴し、配達員の子育て経験を通じた体験談を伝えるなど、子育て不安の軽減を図ります。
- ・相談内容に応じて、市の子育てサービスや子育て関連施設、関係部署を紹介し、支援にスムーズに繋がるよう、保護者と市の橋渡しを行います。
- ・発育、発達などの専門的な内容や、子育ての不安や負担が大きく、会話をしても解消されないなど配達員が対応出来ない相談があれば市へ連絡をし、保健師等と連携し対応を行います。

(4) 市への報告

- ・配達時の状況、配達員が感じたことについて、毎月市に報告を行います。
- ・赤ちゃんが不詳な怪我をしている、活気がない、保護者の精神状態が不安定など虐待に発展しそうなリスクが見受けられた場合は市へ連絡をし、こども健康課や明石こどもセンターと連携し訪問等を行います。

8 委託事業者・配達員の質の維持・向上について

本事業の見守り、おむつ等の配達は業務委託により実施しますが、事業の目的が達成できるように、市と委託事業者が協力して見守りの質の維持・向上に努めます。

(1) 子育て関連事業を実施している事業者への評価

・子育て支援に関連する事業（保育所等）を実施している事業者は、プロポーザル選定時の評価点を高くします。

(2) 配達員の条件の提示

・配達員は「子育て経験のあること」を基本とします。
・保育士等子育てに関する資格があることや、学校・専門機関等において保育等の知識を習得した人を優先的に雇用することを提示します。

(3) 配達員への研修

・委託事業者は、配達員に対し、事業者内で研修を実施することを必須とします。
・事業者においては接遇や安全面、個人情報保護、クレーム対応など基本的な研修を繰り返し実施してもらいます。
・配達員と事業責任者については、市が実施する研修への参加を必須とします。
・市では以下の内容で研修を実施し、0歳児の家庭の変化に早期に気づき、行政に繋げるタイミングを逃さないスキルを身につけてもらいます。

- ① 本事業の目的・概要について説明し、事業の趣旨を理解する。
- ② 明石市の子育てサービスについての講義や、市の子育て支援施設の見学を実施し、適切に市のサービスの紹介や案内ができるようにする。
- ③ 行政が実施している専門職等の家庭訪問等の現場の対応について学び、訪問時の見守りのポイント（保護者の精神面、赤ちゃんの発育状況、衛生面など）や気づきの視点などを習得する。
- ④ 訪問し、疑問に感じた点についてはすぐに行政へ連絡するなど市と事業者の連携体制について理解し、的確な対応が取れるようにする。
- ⑤ 虐待の発生子防や早期発見について学び、リスクに気づくことが出来るようにする。

(4) 「見守りマニュアル」の作成

・本事業の流れ、訪問に際しての対応、行政へ繋ぐ事例、個人情報保護などの留意事項、Q&Aなどを記載した「見守りマニュアル」を事業者とともに作成します。

(5) 「見守りチェックシート」の作成

・配達員が実施する見守りの内容について、「見守りチェックシート」を事業者とともに作成します。
・配達員全員が使用することで見守りの質の平準化を図り、どの配達員でも同じ視点を持って見守りができる体制にします。

(6) 定期的な連絡会議の実施

・市と委託事業者で、定期的な連絡会議を持ち、見守りの報告を行い、状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、対応します。
・日々の活動の中でも随時連絡を取り合い、臨機応変に対応します。

9 すべての0歳児家庭の見守りに向けて

本事業の目的より、明石市に在住するすべての0歳児の家庭が利用してもらえるように努めるとともに、以下の方法でしっかりと継続した見守り支援を実施します。

また、本事業の支援にとどまらず、本市における子育て支援事業、母子保健事業を包括的・総合的に実施します。

(1) 母子健康手帳交付時における事業利用の啓発および勧奨（案内送付前）

- ・母子健康手帳交付時の専門職による面談の際に、すべての妊婦に対し、当事業の目的について説明し、必ず利用してもらうよう勧奨します。

(2) 新生児訪問における事業利用の確認および申請の勧奨（案内送付後）

- ・新生児訪問事業で訪問した保健師・助産師が申請について確認し、申請をしていない場合は勧奨し、その場で申請書を記入してもらいます。
- ・全戸に訪問することから、事業開始前にすべての家庭の申請状況を把握します。
- ・配達開始時期までに申請書の提出がない家庭については、改めて事業案内を通知し、申請を勧奨します。

(3) 4か月児健診における事業利用の確認および申請の勧奨（配達開始後）

- ・当事業を申請していない家庭において、4か月児健診時に再度事業の利用及び申請の勧奨を行います。また利用されない家庭については、その理由を明確にし、状況を把握します。
- ・申請をしておらず、健診未受診の場合、未受診対策としてこども健康課の保健師が家庭訪問を実施し、その際に状況を把握し、申請を勧奨します。
- ・申請を拒否される方には、専門職等が訪問し、状況に応じて継続的な見守りを実施します。
- ・専門職の訪問で、虐待の疑いなど何らかの問題があったり、会えないなど状況が不明であれば、明石こどもセンターの要保護児童対策地域協議会に連携します。
- ・ヘルパー派遣事業や産後ケア事業等で状況が把握できるよう、他の子育て支援サービスの利用と併せて、継続的に行政と繋がりを持つことができるようにします。

10 事業効果等の検証

事業実施後、定期的に利用率や対面率、相談・連携状況などの事業評価を実施するとともに、対象者へアンケートを実施し、事業の満足度、配達員の見守りに対する感想やご意見等を調査し、総合的に事業効果の検証を行います。

さらに、見守りについて委託事業者から配達員の意見を聞きとり改善点を検討するなど、様々な意見を取り入れながら事業のレベルアップに取り組めます。

11 今後のスケジュール

令和2年	3月	公募型プロポーザル方式による受託者選定開始
令和2年	5月	契約後、業務開始前準備の開始
令和2年	7月	事業開始
令和2年	8月	配達員への研修
令和2年	10月	おむつ等の配達開始

議案第37号関連資料

市立幼稚園における給食の実施について

本市では、これまで待機児童の解消に向けた受入枠の拡充のため、市立幼稚園の3歳児受入枠の拡充、預かり保育の時間延長を実施してまいりましたが、特に待機児童が多い0歳～2歳児の受入先である小規模保育事業所の連携先に市立幼稚園を選んでいただくための策として、また、子育て支援策の一環として、幼稚園給食を実施しようとするものです。

記

1 実施方法（案）

- (1) 民間業者が運営する給食センターからの搬入方式とします。
- (2) 給食は、全員一律ではなく、希望制とします。
- (3) アレルギー対応はできませんので、アレルギーをお持ちのお子様は、これまでどおりお弁当をご持参いただきます。
- (4) 保育中の給食については、保育所と同様に、おかず部分（副食費相当額）は無償とし、月額で主食費相当額をお支払いいただきます。

2 予算（案）の概要

（単位：千円）

	予算額	内訳（内容）	
歳入	21,257	市立幼稚園児主食費、市立幼稚園職員給食費	21,257
歳出	132,953	委託料（初年度7か月分、3年長期継続契約）	128,000
		備品購入費（配膳用テーブル）	4,000
		手数料（職員検便料）	350
		消耗品費	603

3 今後の進め方

- (1) 各幼稚園長や保育所給食担当の管理栄養士をメンバーとした検討チームで、安全管理、配膳方法等に係る詳細な実施方法を協議し、マニュアルの整備を進めてまいります。
- (2) 業者車両の搬出入ルートや駐車場所等を検討し、必要に応じて小学校と協議調整を行います。
- (3) 実施方法や料金等について、内容が決定次第、保護者への周知、説明を丁寧に行います。

4 スケジュール（案）

令和2年4月～5月	公募型プロポーザル方式による業者選定
5月中旬頃	業者決定、契約締結
6月～8月	マニュアル整備等運用準備
9月	全園で給食実施

議案第37号関連資料

中学校給食無償化事業について

1 事業の趣旨・目的

本市ではこれまで、「こどもを核としたまちづくり」を推進するため、中学生までの医療費の完全無料化や第2子以降の保育料の完全無料化等、特色ある施策を展開し、人口増や税収増、まちの賑わい拡大等の好循環を生み出してきました。

中学校給食無償化事業は、こどもの夢と心身の健やかな成長を社会全体で応援する取組の一環として、特に教育費の負担が大きい中学生のいる世帯について負担軽減を図ることで、子育て支援及び教育環境の充実に資することを目的とします。

この取り組みを通し、「こどもを核とするまちづくり」「誰にでもやさしいまちづくり」をさらに推進し、これまでのまちの好循環の持続・拡大を図ります。

2 事業の概要

保護者が負担する学校給食費を市が補助することで無償化するものです。

3 対象者

明石市立中学校及び明石市立養護学校（中学部）に在籍する生徒。

※ 生活保護世帯、就学援助世帯については、学校給食費が既に全額支給されています。現在、保護者が負担している学校給食費について補助対象とするものです。

※ 所得制限は設けません。

4 予算額

中学校給食無償化事業補助金 3億5千万円

補助対象生徒数見込 6,300人

5 実施方法

保護者が負担している学校給食費を一括して学校給食会（学校給食の食材調達機関）に補助して無償化を図ります。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給実績について

令和元年10月からの消費税率引上げに伴い、子どもの貧困に対応するために行った「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給実績について報告いたします。

1 受付期間・支給日

(1) 受付期間

令和元年8月1日から令和元年12月2日まで
(受付期間延長後：令和2年2月3日まで)

(2) 支給日

令和2年1月10日から令和2年3月31日まで

2 申請促進の取り組み

児童扶養手当受給者が毎年8月に提出する現況届の案内に合わせて、受給者全員に給付金制度の案内を行い、制度の周知を十分に図りました。

また、対象者の受給機会を最大限確保するため、受付期間を当初の受付期間から2か月間延長するとともに、支給対象者に該当する可能性のある者には個別に申請勧奨を行うなど、申請促進に向けた取り組みを実施しました。

3 支給実績(令和2年2月10日現在)

区 分	支 給 実 績
申請件数	141件
給付決定件数	134件
不支給決定件数※	7件
支 給 額	2,345,000円(17,500円×134件)

※ 所得制限の超過により児童扶養手当の支給が全部支給停止となった者

(参 考) 事業の概要

給付金の名称	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金
対 象 者	次のすべての要件に該当する者 ① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母 ② 基準日(令和元年10月31日。以下同じ。)において、これまでに法律婚をしたことがない者 ③ 基準日において、事実婚をしていない者、又は、事実婚の相手方の生死が明らかでない者
給 付 額	対象者1人につき一律17,500円(本年度1回限り)
財 源	国庫補助金(10/10)

第2期 明石市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画の趣旨

子ども・子育て支援制度において、市町村は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すこととされています。これを踏まえて、本市は、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定することにより、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援に係る5年間の需給計画を定め、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進してまいります。

社会福祉審議会児童福祉専門分科会でのご意見やパブリックコメントによる意見聴取を踏まえ、計画案を取りまとめましたので報告いたします。

2 計画案の概要（別紙概要版・全体版参照）

(1) 計画期間 2020年度から2024年度の5年間

(2) 基本理念

「すべての子どもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

(3) 計画の構成

第1章 計画の概要

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 量の見込み及び確保方策

第5章 計画の進行管理

資料編

3 意見募集（パブリックコメント）の実施及びその他の意見反映

2020年1月1日から1月31日の期間で意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、保育の質と量の拡充に関するご意見など、6件（1名）の応募がありました。

また、文教厚生常任委員会でいただいたご意見などを踏まえて、計画案の修正を行っています。

4 今後の予定

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

【概要版】

2020年(令和2年)3月
明石市

1 計画策定の趣旨

2012年（平成24年）に、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015年（平成27年）から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

明石市においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、第1期の明石市子ども・子育て支援事業計画を2015年（平成27年）度に策定しました。

2019年（令和元年）度に、第1期計画が期間満了となることから、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、第2期明石市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

(1) 子ども・子育て支援新制度で提供されるサービス

① 子ども・子育て支援給付

施設型給付費 認定こども園、幼稚園、保育所

地域型保育給付費 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

② 地域子ども・子育て支援事業

ア 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） イ 時間外保育事業（延長保育事業）

ウ 一時預かり事業 エ 病児・病後児保育事業 オ 利用者支援事業

カ 妊婦健康診査事業 キ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

ク 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） ケ 乳児家庭全戸訪問事業

コ 養育支援訪問事業及びその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

サ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。

3 計画期間

計画期間は、2020年（令和2年）度から2024年（令和6年）度までの5年間とします。

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
計画策定	計画期間				
			見直し (中間年)		

4 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画の策定に向けて、教育・保育のサービス内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握するため、2019年（平成31年）1月、就学前児童の保護者及び小学1年生から4年生等の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

このニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 子育て家庭を支える地域づくり

ニーズ調査において、就学前児童、小学生の保護者は、子どもの心に関すること、子どもの教育に関することなどに悩みを抱えると回答した方が多い結果となったことから、今後も引き続き、子どもに関するあらゆる内容について、さらに相談しやすい環境を整えるなど、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うことができる地域づくりを推進していく必要があります。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

ニーズ調査では、母親の就労割合が5年前よりも増加しており、また、2019年（令和元年）10月1日から実施された国の幼児教育・保育の無償化などにより、保育需要の増加が予測されます。

これらの保育需要に対応するため、都市公園を活用した保育所等の整備のほか、待機児童が多い0歳児～2歳児を受け入れる小規模保育事業所の整備などにより待機児童解消に向けて取り組む必要があります。また、放課後児童クラブについても、学校の余裕教室等を活用した施設整備などにより、待機児童の発生の防止に努める必要があります。

(3) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

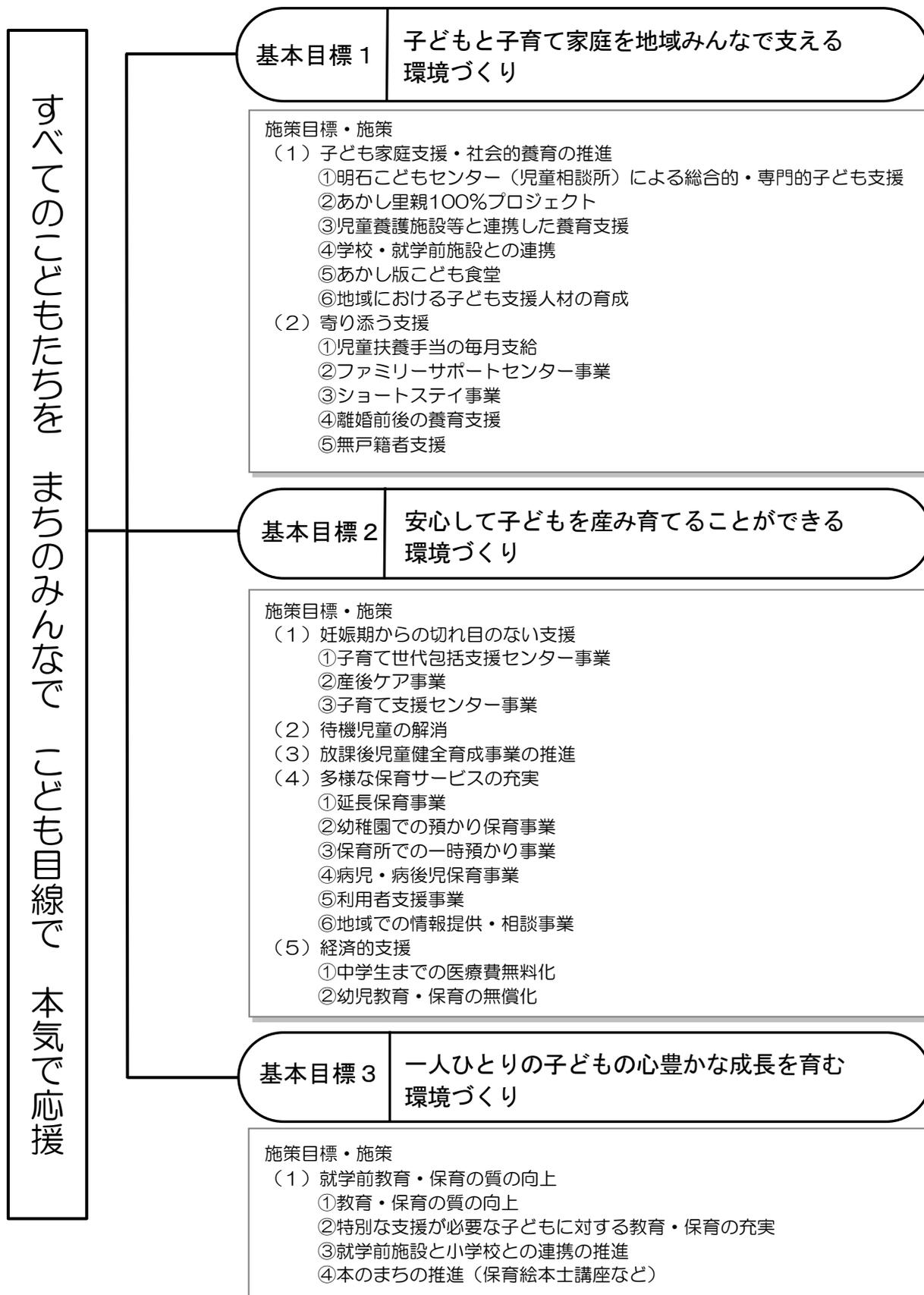
乳児から幼児期の子どもの健やかな発達のため重要となる時期に、質の高い教育・保育を受けられるよう環境整備を進める必要があります。

現在、本市では幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所など多様な施設が併存していますが、どの施設を利用してもすべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう研修等を通じて教育・保育の質を向上させる必要があります。

5 施策の体系図

【 基本理念 】

【 基本目標・施策目標・施策 】



6 基本目標・施策目標・施策

基本目標 1

子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組み作りに取り組みます。

(1) 子ども家庭支援・社会的養育の推進

2019年（平成31年）4月に子どもの総合支援の核となる拠点として開設した「明石こどもセンター（児童相談所）」で、子育て・障害・発達などの子どもに関するあらゆる相談について、児童福祉司等により問題解決に向けた助言を行います。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行うなど、様々な方策により子ども家庭支援や社会的養育を推進していきます。

施策

- ① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的子ども支援
- ② あかし里親100%プロジェクト
- ③ 児童養護施設等と連携した養育支援
- ④ 学校・就学前施設との連携
- ⑤ あかし版こども食堂
- ⑥ 地域における子ども支援人材の育成

(2) 寄り添う支援

児童扶養手当を毎月支給することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。育児と家庭の両立支援を推し進めるとともに、幅広い層へのファミリーサポートセンター事業の周知などを行います。

また、親の離婚により子どもが不利益を受けることがないよう支援を継続するとともに、更なる支援策について検討を進めます。

施策

- ① 児童扶養手当の毎月支給
- ② ファミリーサポートセンター事業
- ③ ショートステイ事業
- ④ 離婚前後の養育支援
- ⑤ 無戸籍者支援

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

① 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期から出産後にかけて、保健師等による相談支援などを通じて、切れ目のない支援体制の確保を目指します。また、子育て支援センターで、親も子どもも共に学び、成長できる場や多世代との交流の機会を一層充実します。

施策

- ① 子育て世代包括支援センター事業
- ② 産後ケア事業
- ③ 子育て支援センター事業

② 待機児童の解消

保育所の新設等による受入枠の拡充といった対策を継続するとともに、0歳～2歳児の受入枠は、地域型保育事業のうち、小規模保育事業を中心に施設整備を行い、3歳児となっても継続して保育・教育が受けられるよう当該施設と連携を図りながら取り組むなど、様々な方策により受入枠の拡充を実施します。

③ 放課後児童健全育成事業の推進

入所希望者の増加に対応するため、学校の余裕教室や放課後の特別教室等を最大限に活用した施設の整備により、待機児童の発生の防止に努めるとともに、研修の充実等による指導員の資質向上、学校との連携、放課後子ども教室や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

④ 多様な保育サービスの充実

幼稚園での預かり保育について、ニーズに合わせて時間延長実施園の拡充を行うなど、利便性の向上を図るとともに、延長保育事業や病児・病後児保育事業などについても就労世帯の支援につながることから、事業の継続を図ります。

施策

- ① 延長保育事業
- ② 幼稚園での預かり保育事業
- ③ 保育所での一時預かり事業
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ 利用者支援事業
- ⑥ 地域での情報提供・相談事業

⑤ 経済的支援

中学3年生までの子どもの医療費（保険診療分）について、保護者の所得制限を設けず無料化することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援しています。

また、国により、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化が創設されていますが、それに加えて、市独自で実施している第2子以降の保育料無料化事業を継続するとともに、新たに3歳～5歳児の給食の副食費を無料化することにより、子育て家庭の支援策をより一層充実します。

施策

- ① 中学生までの医療費無料化
- ② 幼児教育・保育の無償化

基本目標3

一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達過程に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

① 就学前教育・保育の質の向上

就学前の乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。今後も引き続き、公立保育所で実施している公開保育、公立幼稚園で実施しているグループ研修、園内研修、キャリアアップ研修等各種研修を行い、元公立保育所職員による巡回指導等に取り組むことで、公立及び私立施設に加えて、認可外保育施設を含めたすべての施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

また、特別な支援が必要な子どもに対しては、発達の状況に応じて担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員による巡回指導及び関係機関との連携により、支援の必要な子どもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

施策

- ① 教育・保育の質の向上
- ② 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- ③ 就学前施設と小学校との連携の推進
- ④ 本のまちの推進（保育絵本土講座など）

7 「量の見込み」及び「確保方策」

本計画の策定において、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（確保方策）を定めることとなっています。

（以下、計画中の「量の見込み」及び「確保方策」を一部抜粋して掲載）

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について

(1) 1号認定（3歳～5歳の保育を必要としない幼稚園及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,308人	3,336人	3,302人	3,268人	3,234人
②確保方策	3,308人	3,336人	3,302人	3,268人	3,234人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年（令和2年）度

3歳児の受入枠の拡大、私立保育園の認定こども園化による受入枠の拡大（本庁東部・西部・大久保）

※ 1号認定は、計画では「5ブロック」で掲載していますが、概要版では「全市」で掲載しています。

(2) 2号認定（3歳～5歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,609人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②確保方策	4,155人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②-①	△454人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度

新設 私立保育所、私立認定こども園

(3) 3号認定（0歳～2歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全市	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,701人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②確保方策	3,385人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②-①	△316人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容 2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度

新設 私立保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画 概要版 2020年（令和2年）年3月

発行：明石市 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5149

編集：明石市子ども局こども育成室

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

2020年(令和2年)3月
明石市

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
4	計画策定体制と経過	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	
1	明石市の子どもをめぐる状況	5
2	第2期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査結果及び分析	11
3	明石市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	
1	施策体系図	37
2	基本理念	38
3	基本目標	39
第4章	量の見込み及び確保方策	
1	「量の見込み」及び「確保方策」の基本的な考え方について	49
2	「量の見込み」の算出方法について	50
3	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について	52
4	「量の見込み」及び「確保方策」について	53
第5章	計画の進行管理	
	計画の進行管理	79
資料編		
	資料（本文中の「※」の用語解説）	80

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では急速に少子化が進行しており、核家族化や高齢化の進展、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、子どもの育ちや、子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状と課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連3法」が2012年（平成24年）8月に成立しました。

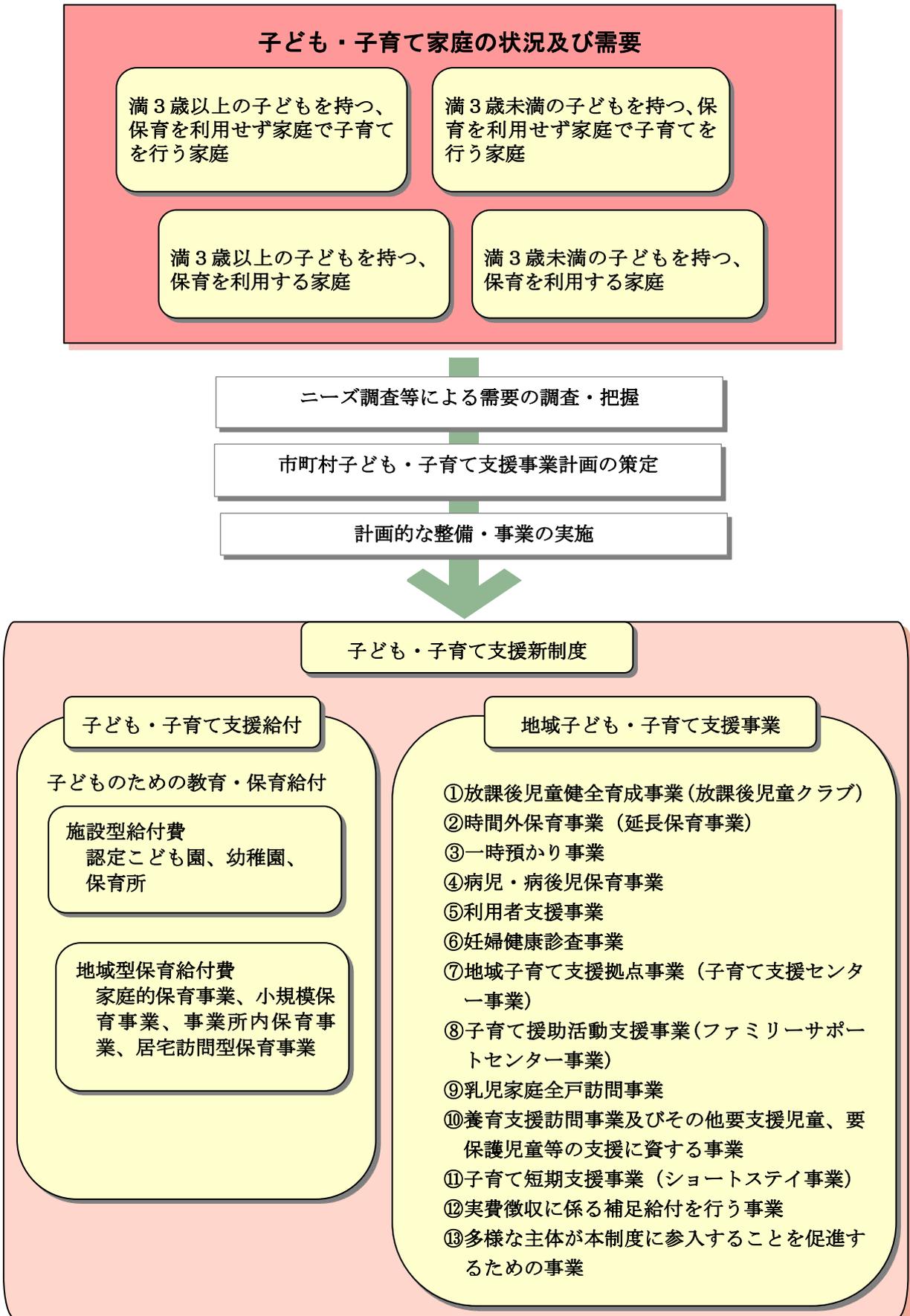
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村事業計画」という。）を定めるものとしています。

これらを踏まえて、本市においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、2015年（平成27年）度、第1期の明石市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

また、国においては2017年（平成29年）6月に2020年（令和2年）度末までに全国の待機児童を解消するための「子育て安心プラン」を発表し、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消などが掲げられ、2019年（令和元年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。さらに、2018年（平成30年）9月にはすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図るための「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するための整備が進められています。

以上のような状況の中、2019年（令和元年）度に、第1期計画が期間満了となることから、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、第2期明石市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

【子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ】



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。また、子ども・子育て支援法が定める就学前教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である明石市第5次長期総合計画及び今後策定を予定している（仮称）あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）を上位計画として、新あかし健康プラン21、明石市障害者計画、あかし男女共同参画プラン、あかし教育プランなどの諸計画との整合を図りながら、本市の子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画期間

計画期間は、2020年（令和2年）度から2024年（令和6年）度までの5年間とします。また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うものとします。



4 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

第2期計画の策定にあたって、第1期計画と同様、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、2019年（平成31年）1月に、0歳から5歳の就学前児童の保護者3,080人、小学1年生から4年生の保護者等3,162人を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。詳細はP11～P33参照）を実施しました。

(2) 「明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」での意見聴取

子ども・子育て支援に関する学識経験者、子ども・子育て支援事業を実施する関係団体の従事者等で構成する明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、本計画の内容について意見聴取を行い、策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

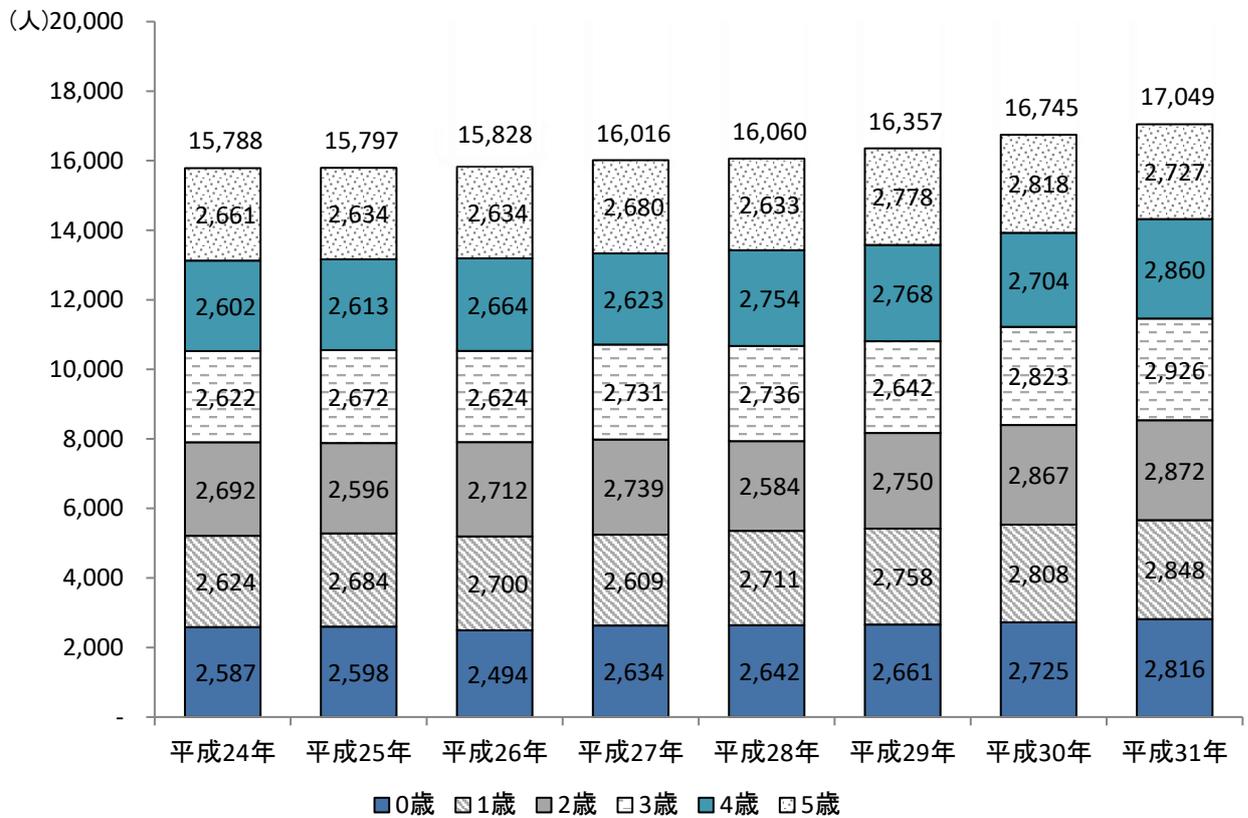
2020年（令和2年）1月に、本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 明石市の子どもをめぐる状況

(1) 子どもの人口の推移

本市の0歳から5歳の人口は全体として増加し続けており、2019年（平成31年）では、2012年（平成24年）からの7年間で約1,200人増加しています。

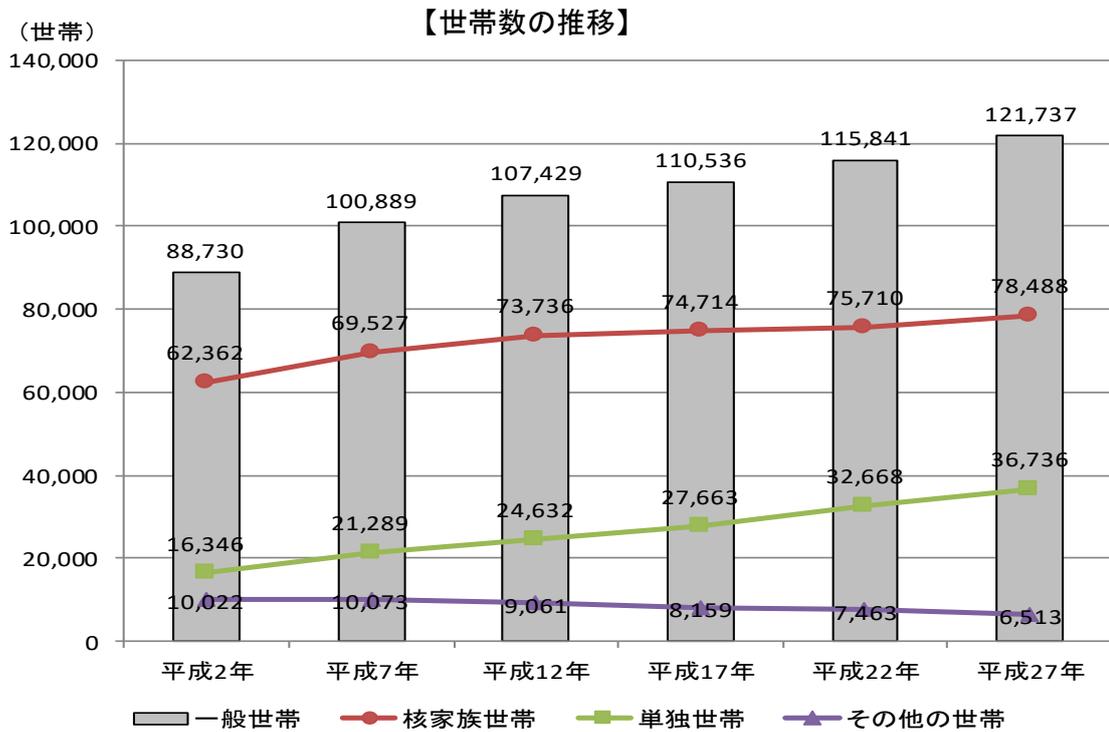


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

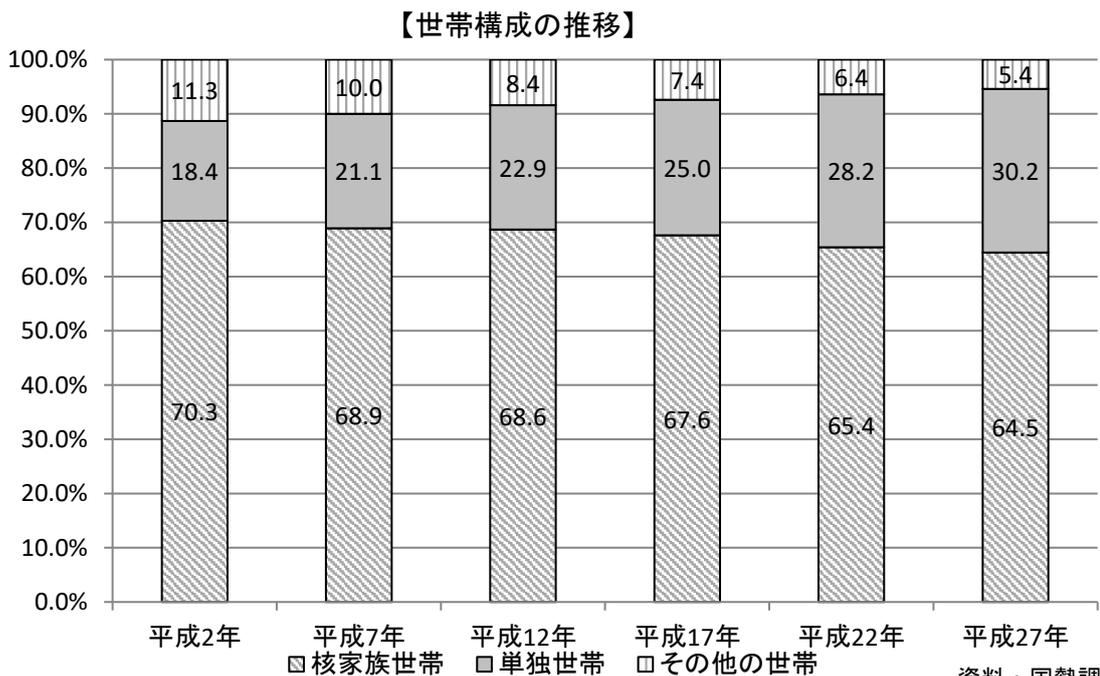
(2) 世帯構成の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、2015年（平成27年）で121,737世帯となっています。一般世帯※1における世帯数の推移は、核家族世帯※2及び単独世帯※3が増加傾向にある一方で、祖父母・両親・子どもで構成される3世代世帯を含むその他世帯が減少傾向にあります。

なお、世帯構成では、核家族世帯の占める割合が最も高く、2015年（平成27年）で64.5%となっています。



資料：国勢調査

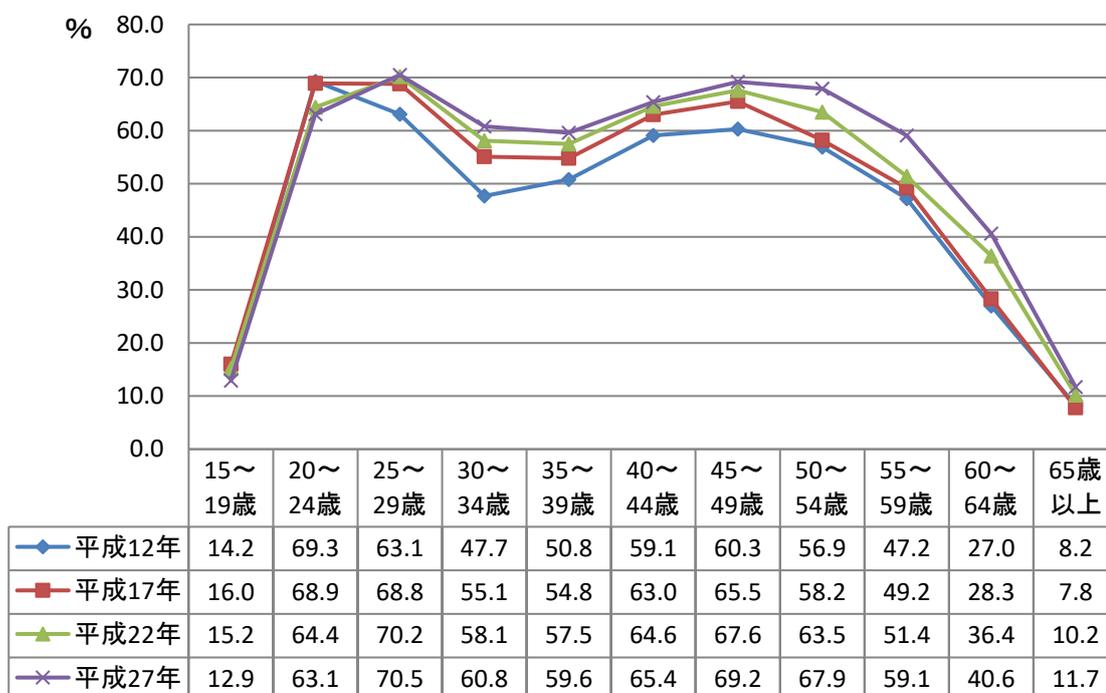


資料：国勢調査

(3) 女性の労働状況

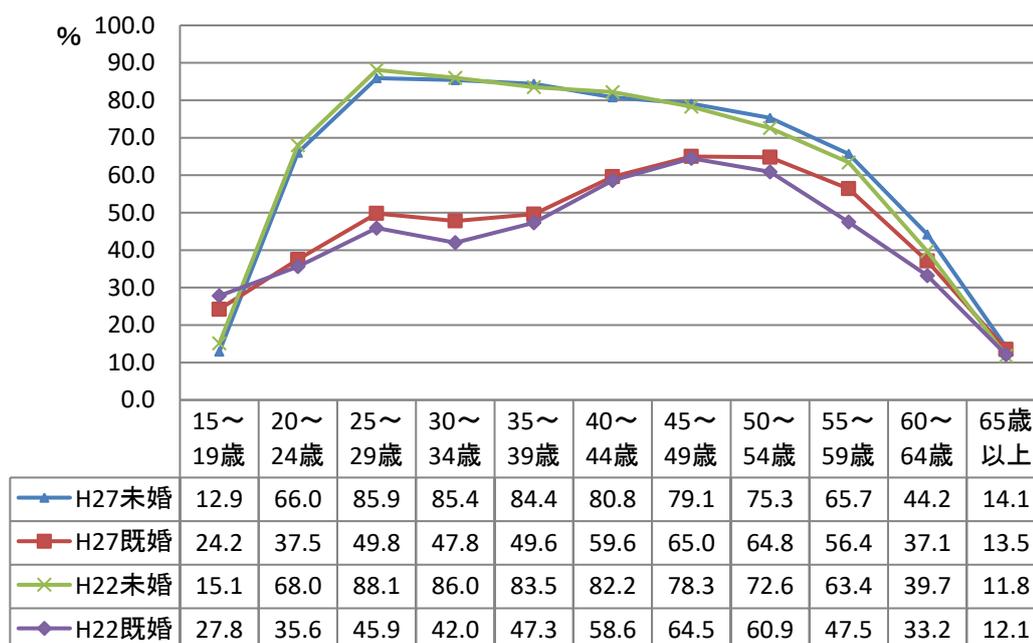
女性の年齢別労働力率※4は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。調査実施毎に、25歳以上の労働力率が全体的に上昇傾向にあり、とりわけ30～44歳の上昇が顕著で、下段のグラフでは既婚女性にも同様の傾向が見られます。

【女性の年齢別労働力率】



資料：国勢調査

【女性の未婚・既婚別労働力率（平成22・27年）】

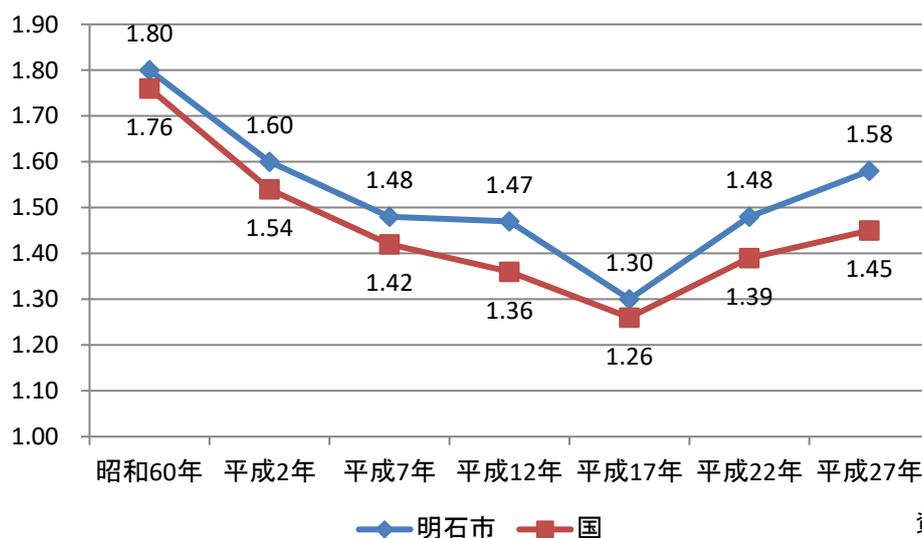


資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

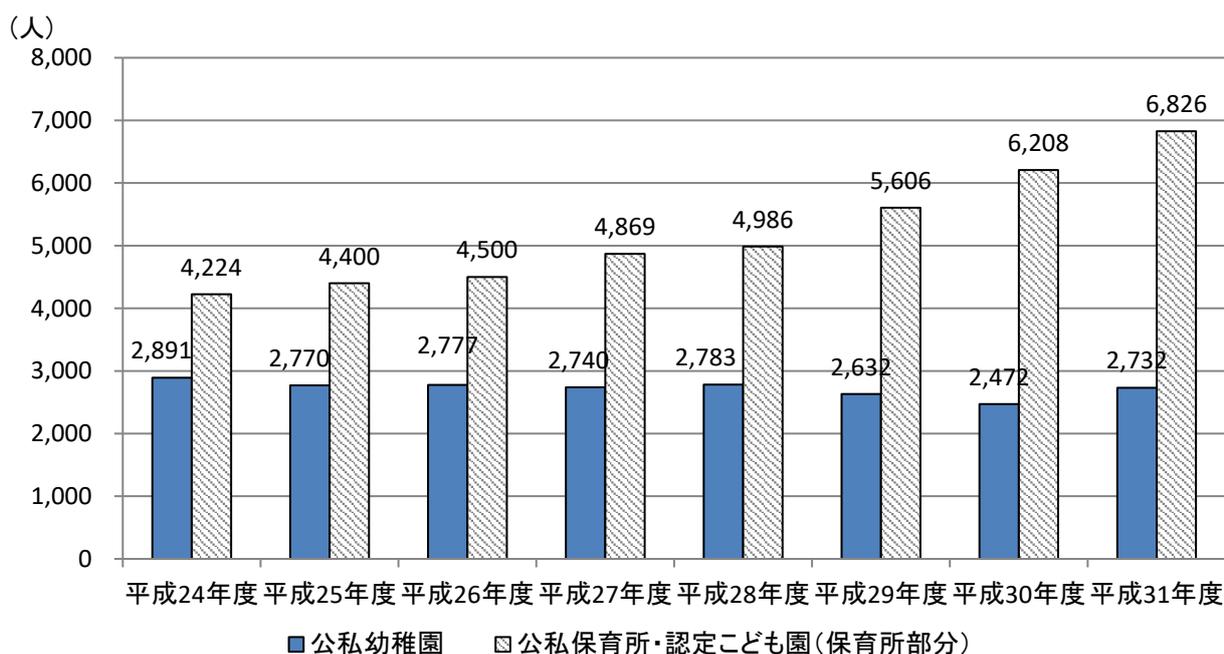
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられ、数値が2.08を下回ると人口が減少に転じるといわれています。

本市の合計特殊出生率は、国を上回って推移するとともに、2005年（平成17年）を底に上昇に転じた後は、国を上回る上昇率で上昇しています。



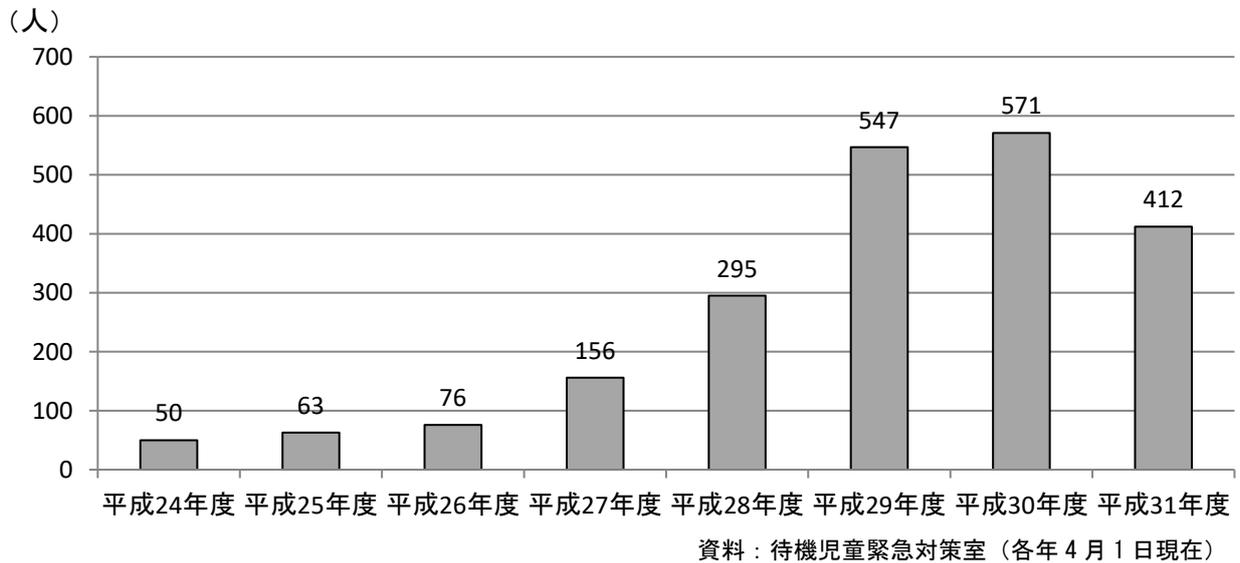
(5) 就学前児童の幼稚園、保育所・認定こども園入所状況

就学前児童の幼稚園、保育所・認定こども園（以下、保育所等という。）の入所者数は、幼稚園は微減傾向にありましたが、3歳児保育の拡大により、2019年（平成31年）度は増加に転じています。保育所等は、一貫して増加を続けており、2012年（平成24年）度から約2,600人増加しています。



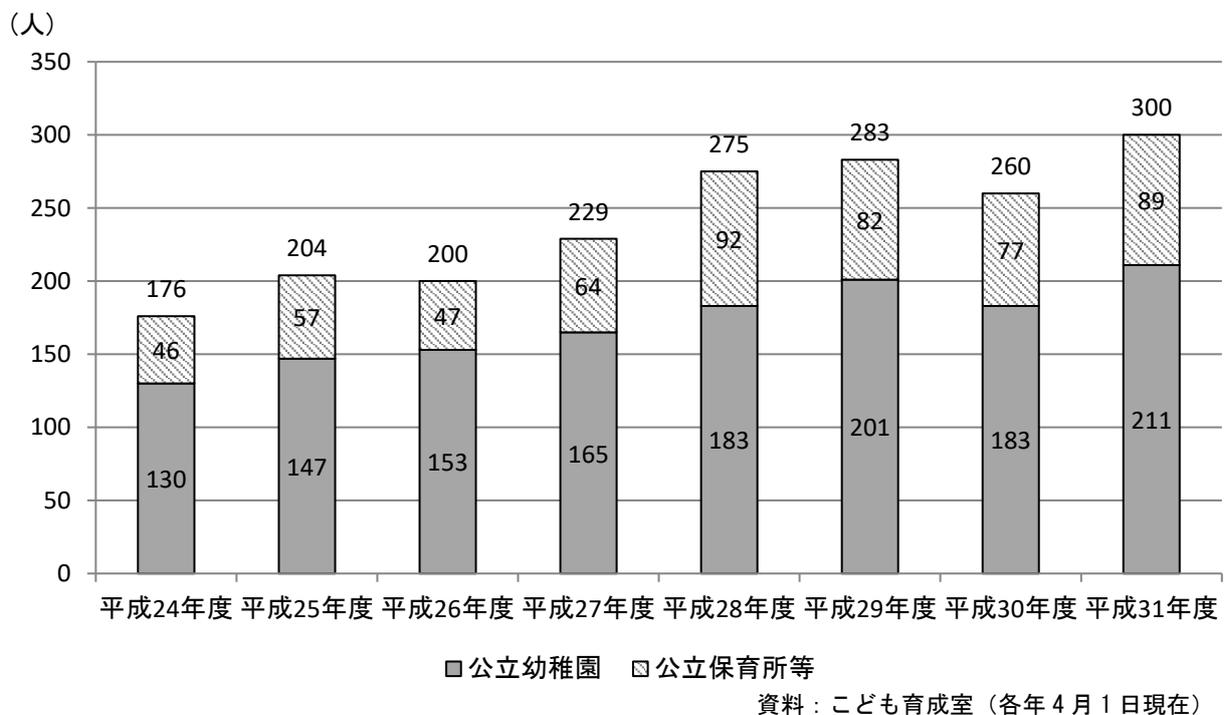
(6) 保育所等待機児童の推移

本市の保育所等待機児童数は、2018年（平成30年）度までは毎年増加していましたが、2019年（平成31年）度は減少し、412人となっています。



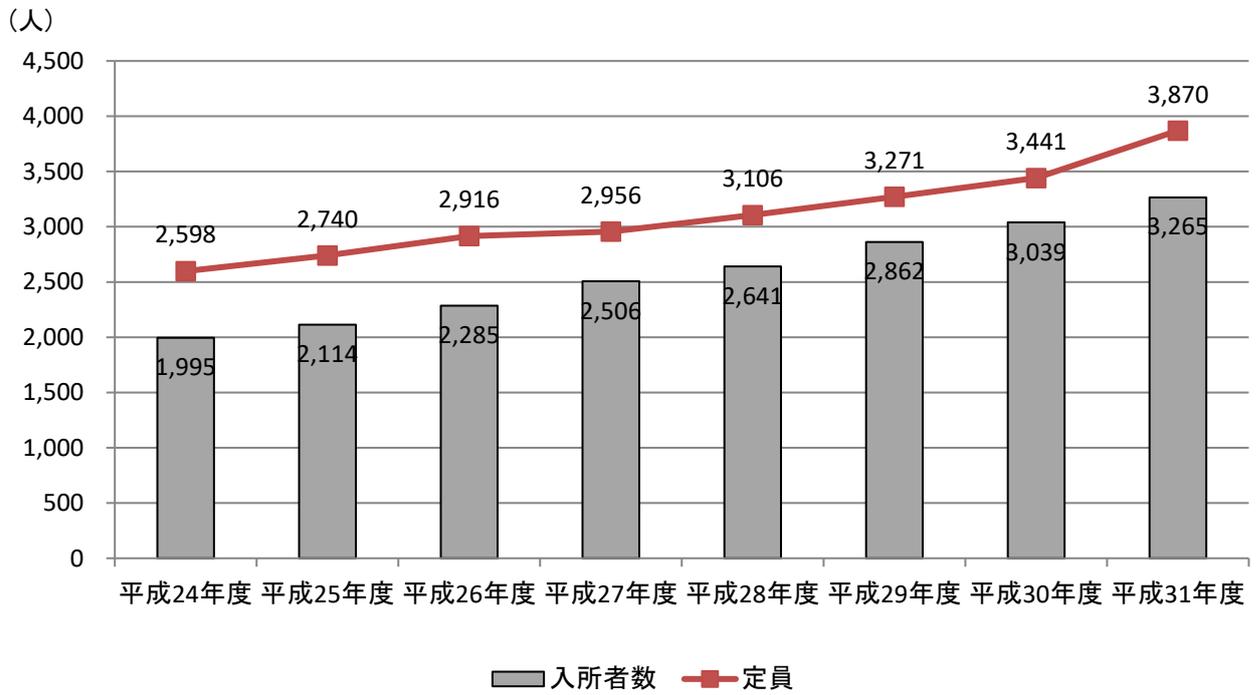
(7) 特別な支援が必要な子どもの推移（公立）

本市の特別な支援が必要な子どもの人数は、幼稚園、保育所とも増加傾向にあります。



(8) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの入所者数は年々増加しており、2019年（平成31年）度には、3,265人となっています。



資料：こども育成室（各年4月1日現在）

2 第2期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査結果及び分析

(1) 調査の目的

市内に在住する就学前児童及び小学1年生から4年生の保護者に対してアンケートを行うことにより、保育・教育のサービス内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握し、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定するうえでの基礎資料とします。

(2) 調査対象

- ① 就学前児童の保護者
- ② 小学1年生から4年生（明石養護学校を含む）、特別支援学級の各1クラスの保護者

(3) 調査期間

- ① 就学前児童調査 : 2019年（平成31年）1月30日～2月15日
- ② 小学1年生から4年生調査 : 2019年（平成31年）2月1日～2月14日

(4) 調査方法

- ① 就学前児童調査 : 郵送による配付及び回収
- ② 小学1年生から4年生等調査 : 学校を通じて配付及び回収

(5) 回収結果

	配付数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	3,080人	1,622人	52.7%
小学1年生から4年生	3,162人	2,768人	87.5%

(6) 調査結果の表示方法

- ・グラフに表示されているN値は有効回答数です。
- ・回答は各質問のN値を基数とした百分率（%）で表示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(7) その他

各項目の文中に記載の「〇.〇%増」、「〇.〇%減」は、5年前に実施した第1期明石市子ども・子育て支援事業計画策定時におけるニーズ調査結果との比較です。

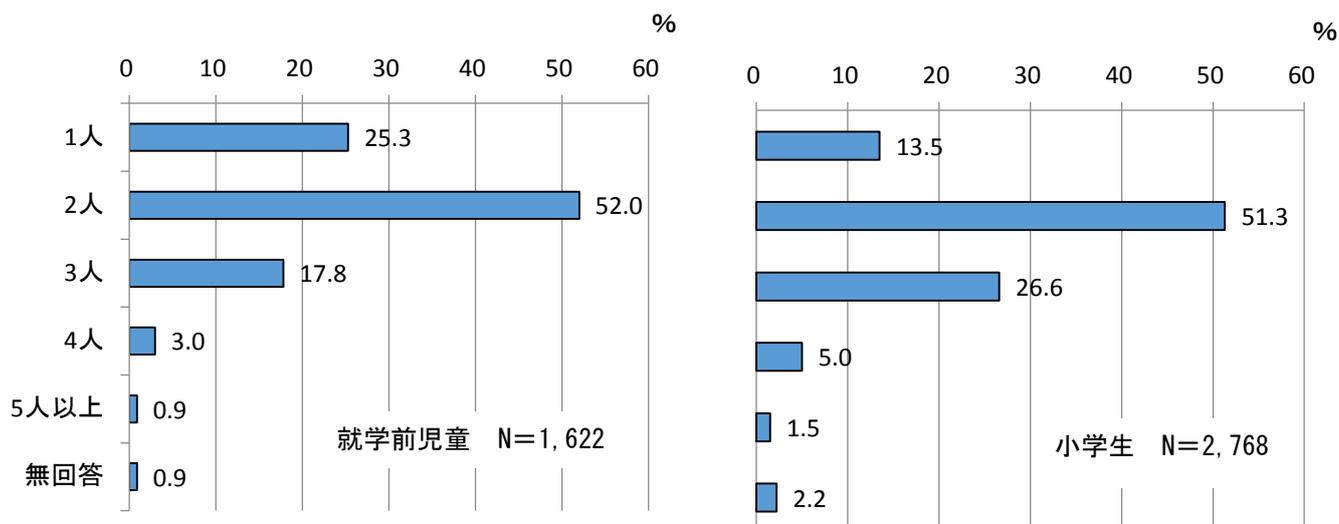
(8) 調査結果

① 回答世帯における子どもの人数（単数回答）

就学前児童では「2人」が52.0%と最も高く、次いで「1人」が25.3%、「3人」が17.8%となっています。一方、小学生では「2人」が51.3%と最も高く、次いで「3人」が26.6%、「1人」が13.5%となっています。

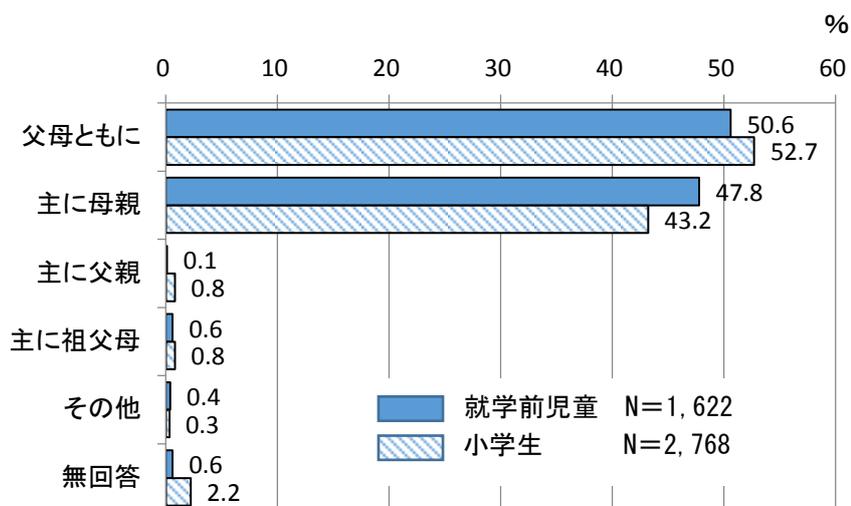
【就学前児童】

【小学生】



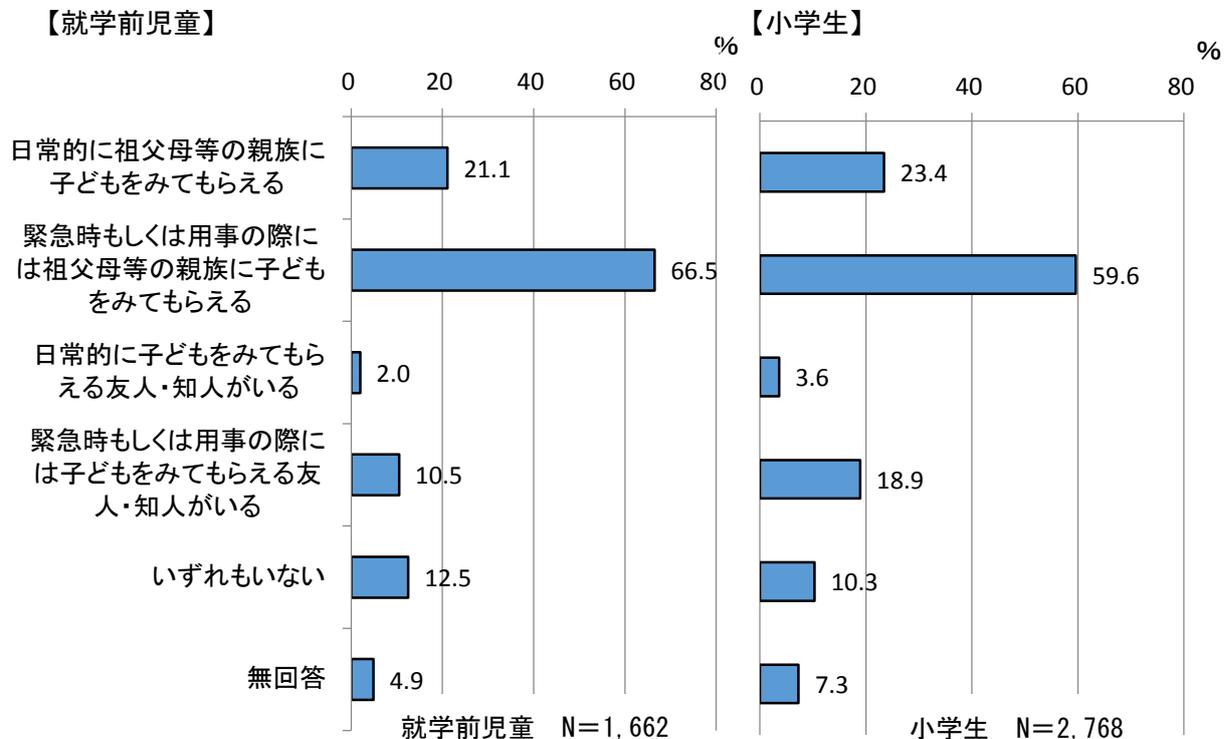
② 子育てを主に行っている方（単数回答）

「父母ともに」が就学前児童で50.6%、小学生で52.7%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で47.8%、小学生で43.2%となっています。



③ 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

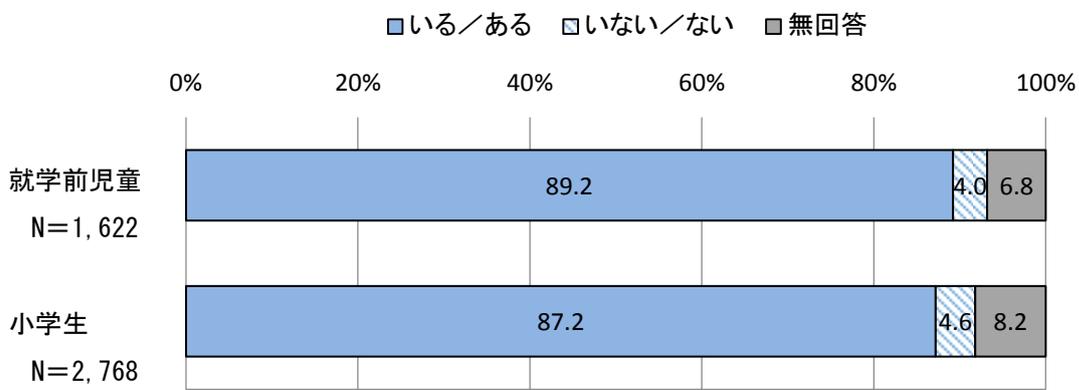
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」が就学前児童で66.5%、小学生では59.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」が就学前児童で21.1%、小学生で23.4%となっています。



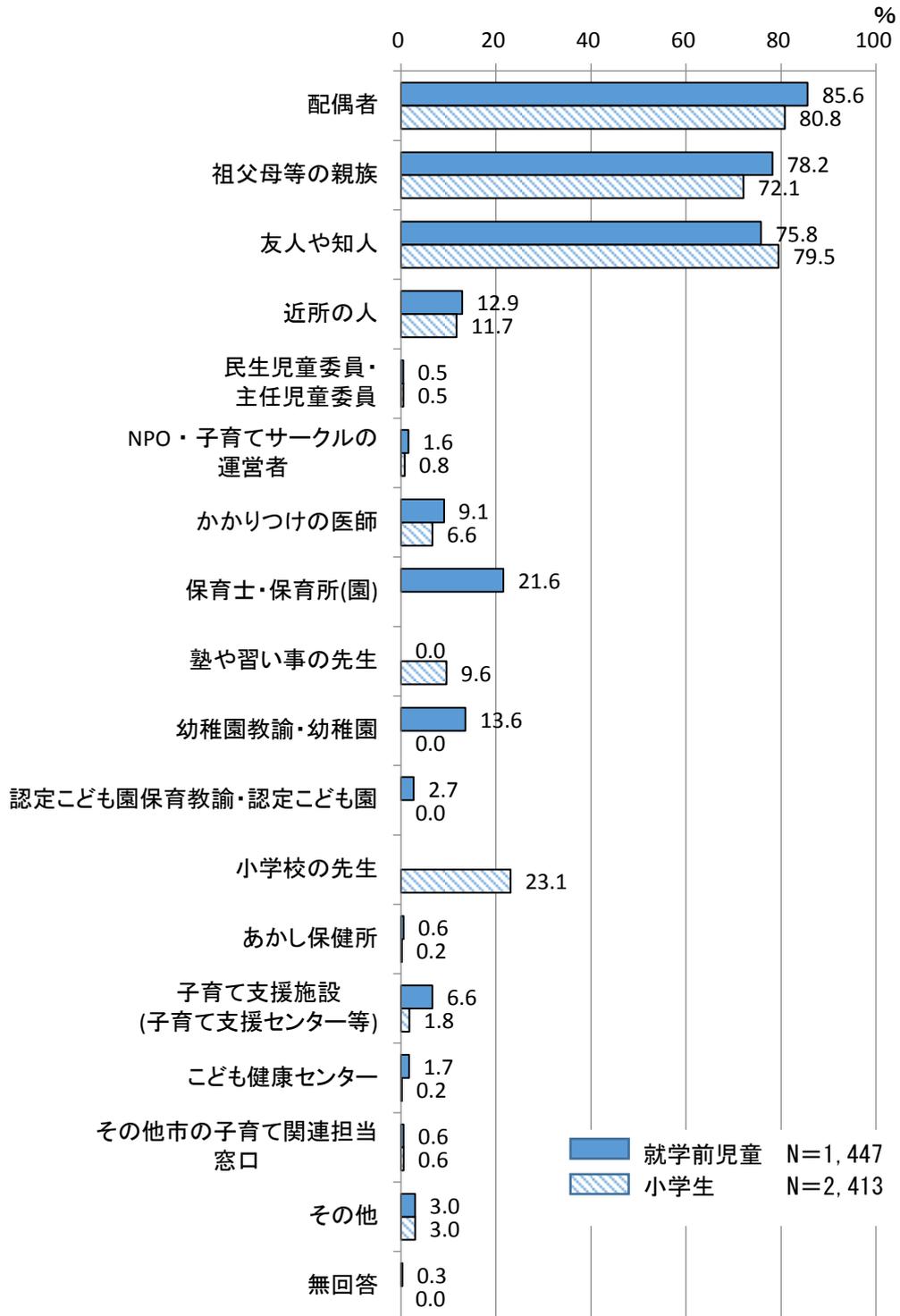
④ 子育てをするうえでの相談相手や相談できる場所の有無（単数回答）

「いる/ある」が、就学前児童で89.2%、小学生では87.2%となっています。

相談相手（場所）をみると、就学前児童は「配偶者」が85.6%、小学生は「配偶者」が80.8%と最も高くなっています。



【子育てをするうえでの相談相手】〈複数回答〉

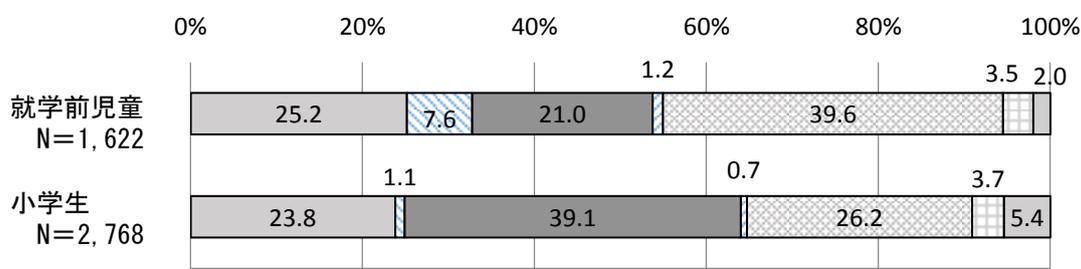


⑤ 母親の就労状況（単数回答）

就学前児童の母親では、フルタイム、パート、休業中を問わず「就労している」割合は、55.0%で、未就労の割合は 43.1%となっています。5 年前の調査で「就労」対「未就労」は 40.7%対 56.3%であったことから、5 年間で割合が逆転しています。また、フルタイムで就労中の方の割合がもっとも増加（7.1%増）しています。

小学生の母親も、「就労している」割合が 64.7%で、5 年前より 8.2%増加しています。

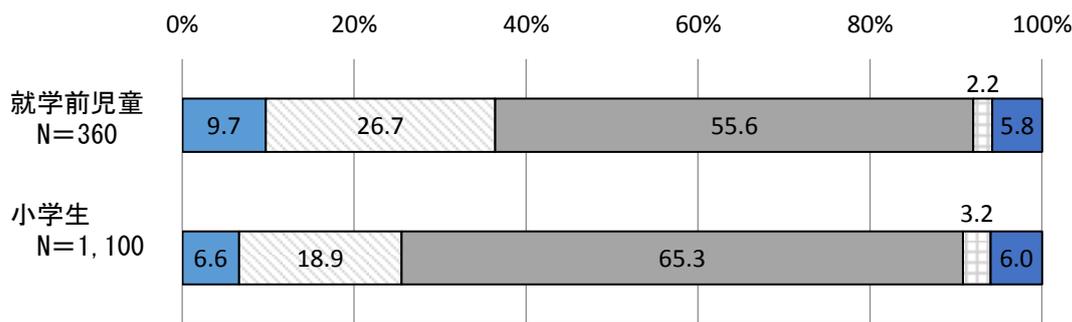
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



⑥ パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童の母親で 55.6%、小学生の母親で 65.3%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が就学前児童の母親で 26.7%、小学生の母親で 18.9%となっています。就学前児童の母親で「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」は 9.7%で、5 年前より 3.8%増加しました。

- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答



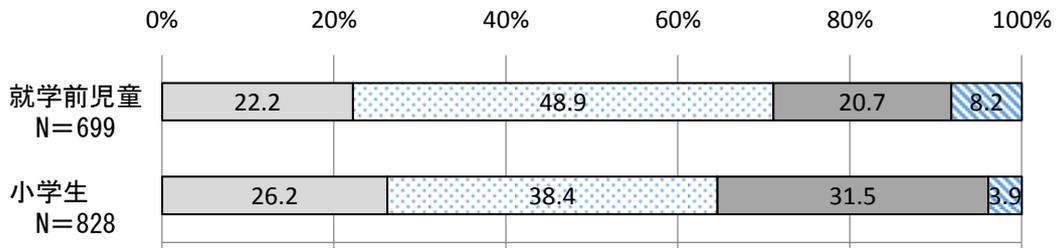
⑦ 現在就労していない母親の就労希望（単数回答）

「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」は、小学生の母親に比べ就学前児童の母親で割合が高く、「すぐにでも、もしくは一年以内に就労したい」では、就学前児童の母親に比べ小学生の母親で割合が高くなっています。

また、これらの希望のある方は、就労に対する潜在的なニーズがある保護者であることがうかがえます。

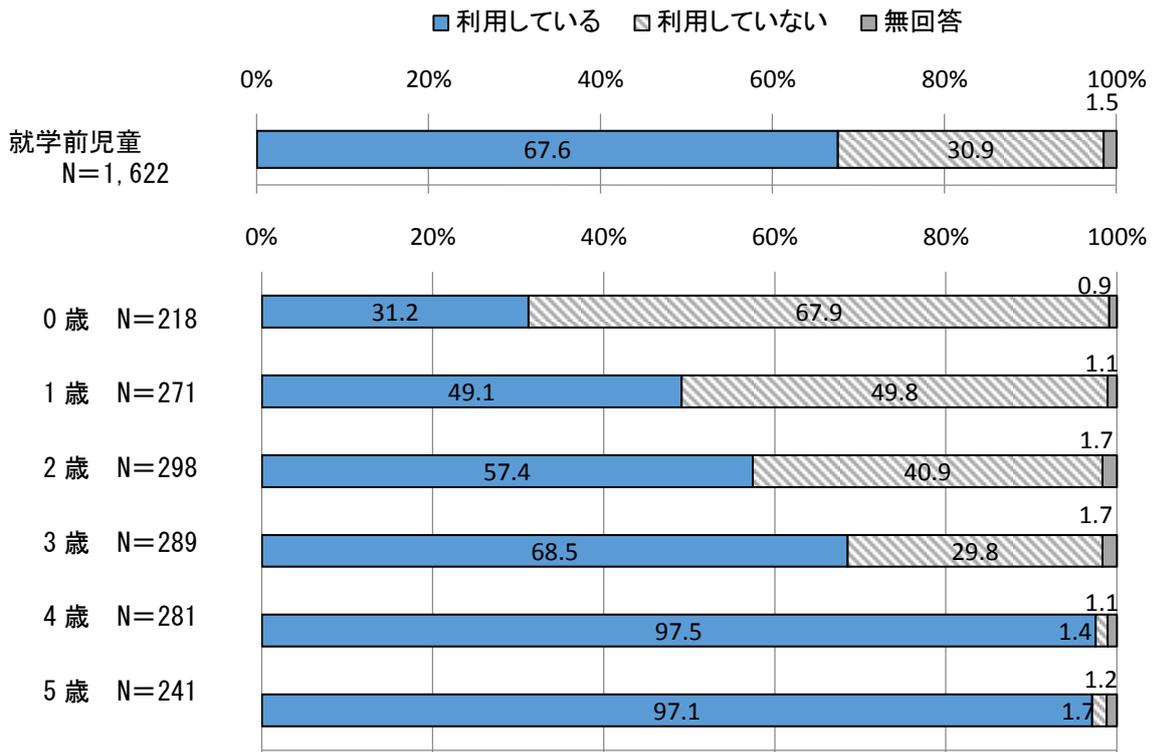
なお、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合は5年前と比べ、ほぼ変動していません。

- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい
- すぐにでも、もしくは一年以内に就労したい
- ▨ 無回答



⑧ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（単数回答）

就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用は全体では67.6%で、5年前より6.9%増加しています。年齢別では0歳で5.2%増、1歳で15.6%増、2歳で16.7%増、3歳で8.1%増となっています。



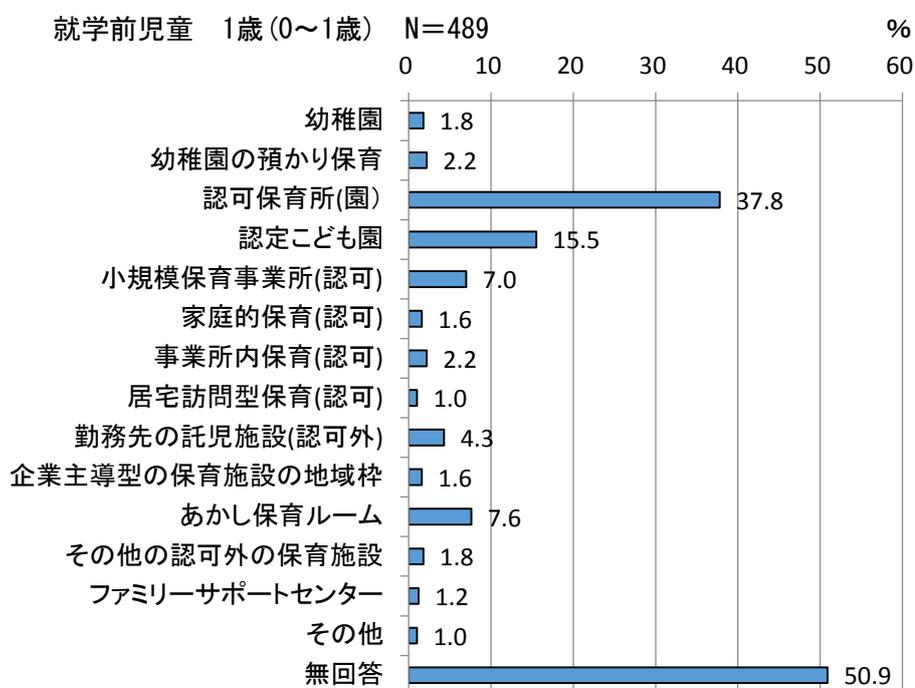
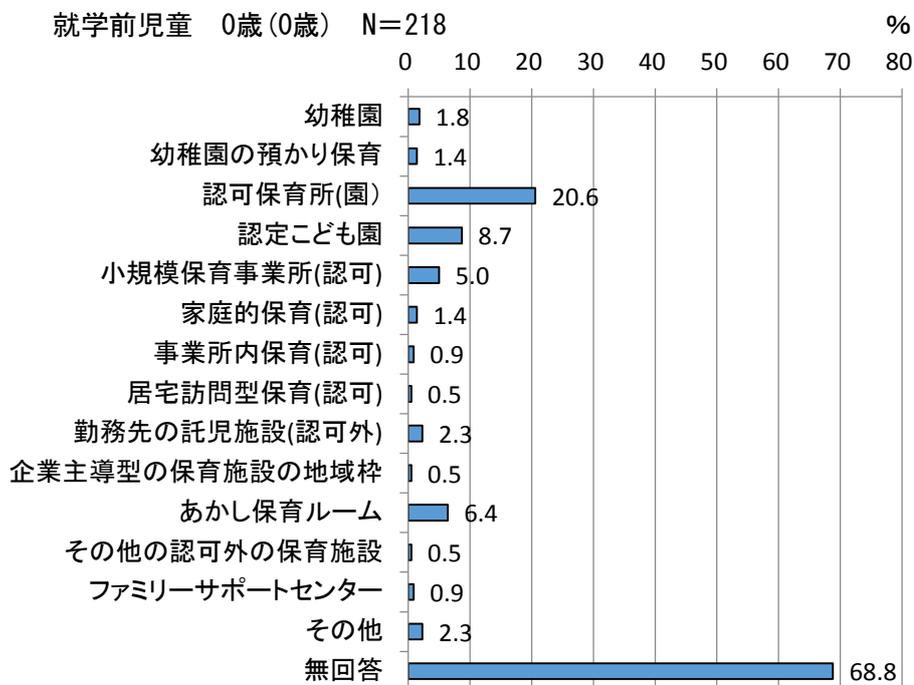
「利用している」と答えた母親を就労状況別でみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」で70%以上の方が認可保育所（園）を利用し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」で60%以上の方が幼稚園を利用しています。

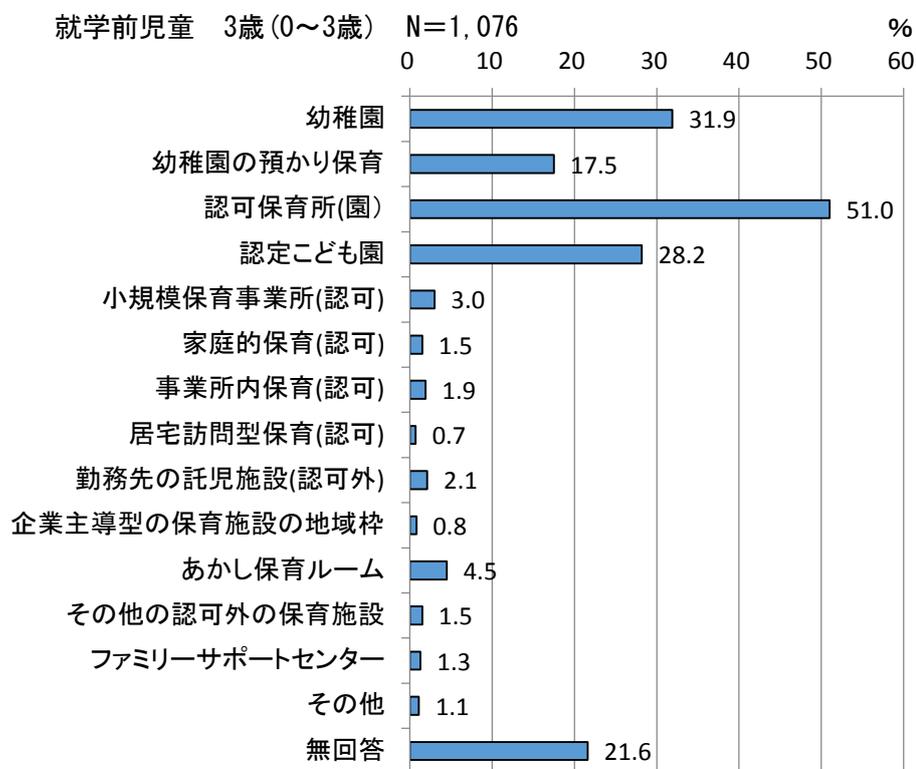
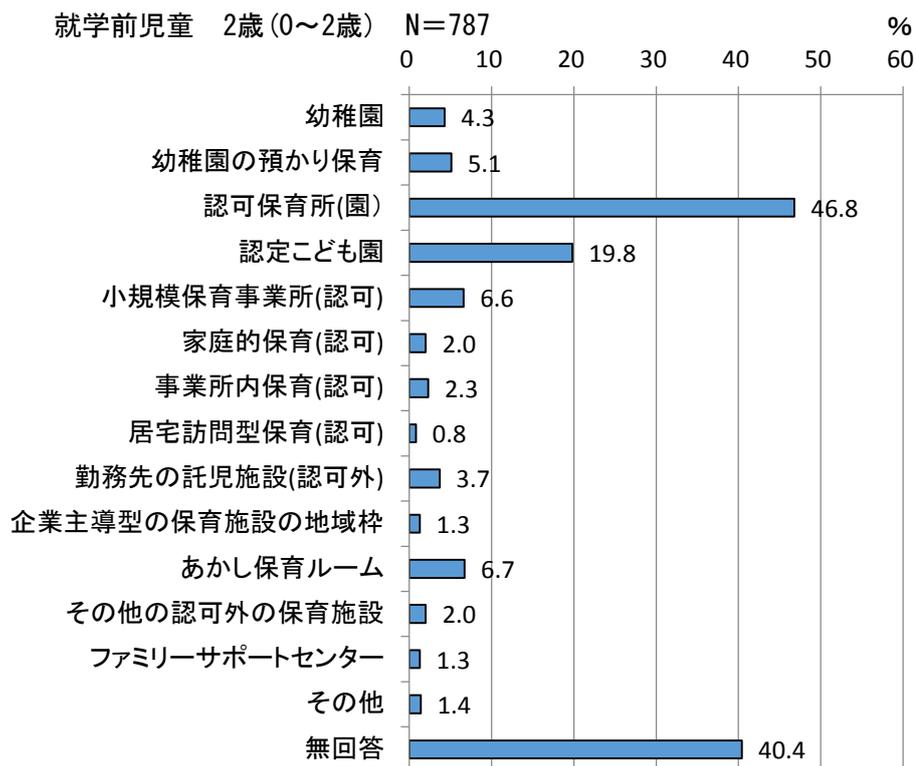
利用施設は5年前と比べ、認定こども園や小規模保育事業所※5、企業主導型保育施設※6等様々な事業が利用されています。

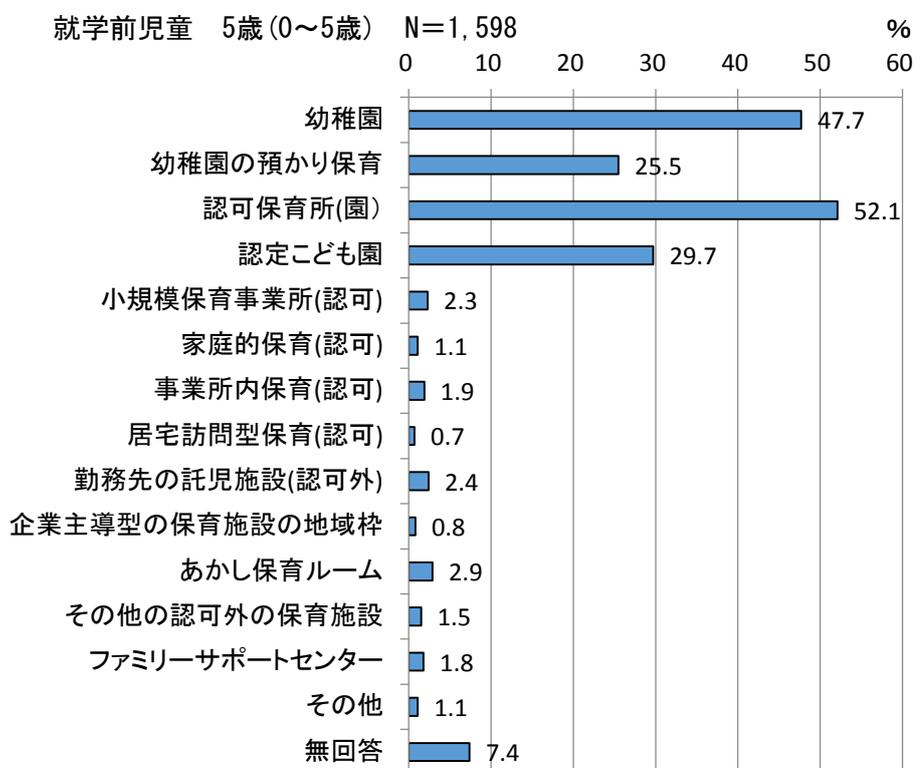
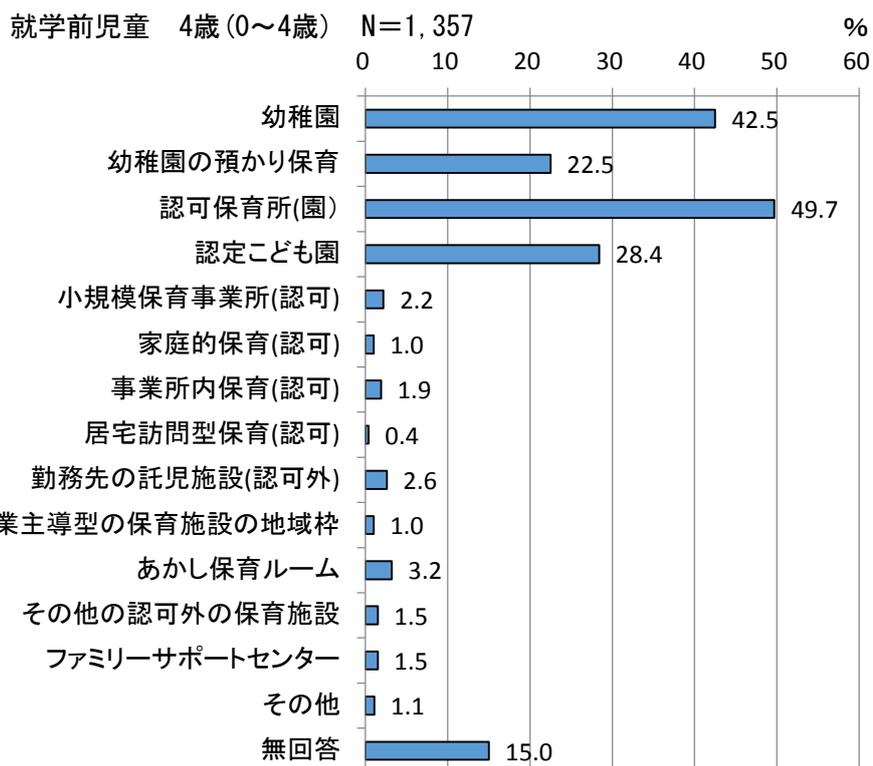
(単位：%)

	有効回答数(件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所(園)	認定こども園	小規模保育事業所(認可)	家庭的保育(認可)	事業所内保育(認可)	居宅訪問型保育(認可)	勤務先の託児施設(認可外)	企業主導型保育施設の 地域枠	あかし保育ルーム	その他の認可外の保育施設	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	396	2.8	0.8	74.5	9.8	3.0	—	0.3	—	4.8	0.5	0.8	4.3	0.3	1.0	—
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	68	4.4	1.5	72.1	11.8	—	—	—	—	2.9	1.5	1.5	7.4	—	1.5	—
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	285	17.9	7.4	58.6	9.5	1.4	—	0.4	—	3.2	1.4	0.7	7.0	0.4	2.1	0.4
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	13	7.7	—	76.9	—	—	—	7.7	—	—	—	—	—	—	7.7	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	282	68.8	5.0	5.0	7.1	1.4	0.4	0.4	—	—	0.4	0.4	6.4	—	10.6	1.1
これまで就労したことがない	30	63.3	—	3.3	16.7	—	—	—	—	—	—	3.3	3.3	—	10.0	—

- ⑨ 今後、平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業（複数回答）
 年齢が上がるにつれて、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」の利用希望が増加しますが、どの年齢においても、認可保育所（園）の利用希望が最も多くなっています。







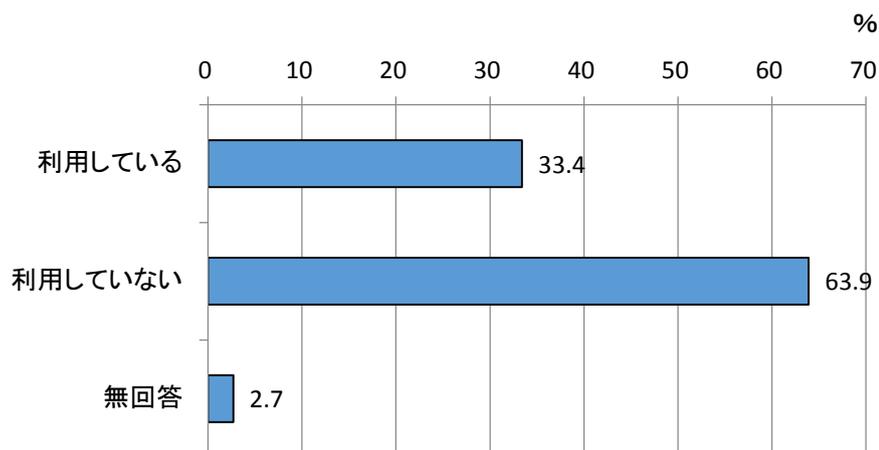
⑩ 子育て支援センターの利用状況（複数回答）

市内6か所にある、子育て支援センターについては、「利用している」が33.4%となっています。

※ 子育て支援センターは、おおくぼとおおくぼ北を統合したことから、2019年（平成31年）度から5か所となっている。

【就学前児童】

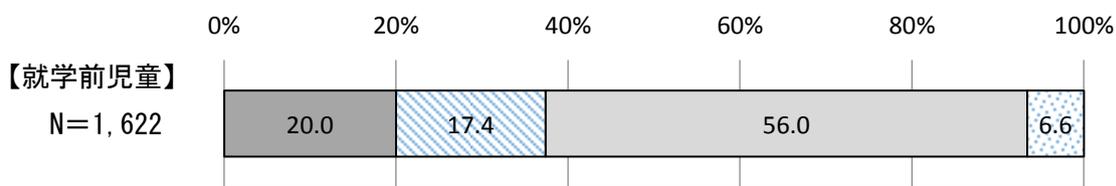
N=1,622



⑪ 子育て支援センターやこども夢文庫などの今後の利用意向（単数回答）

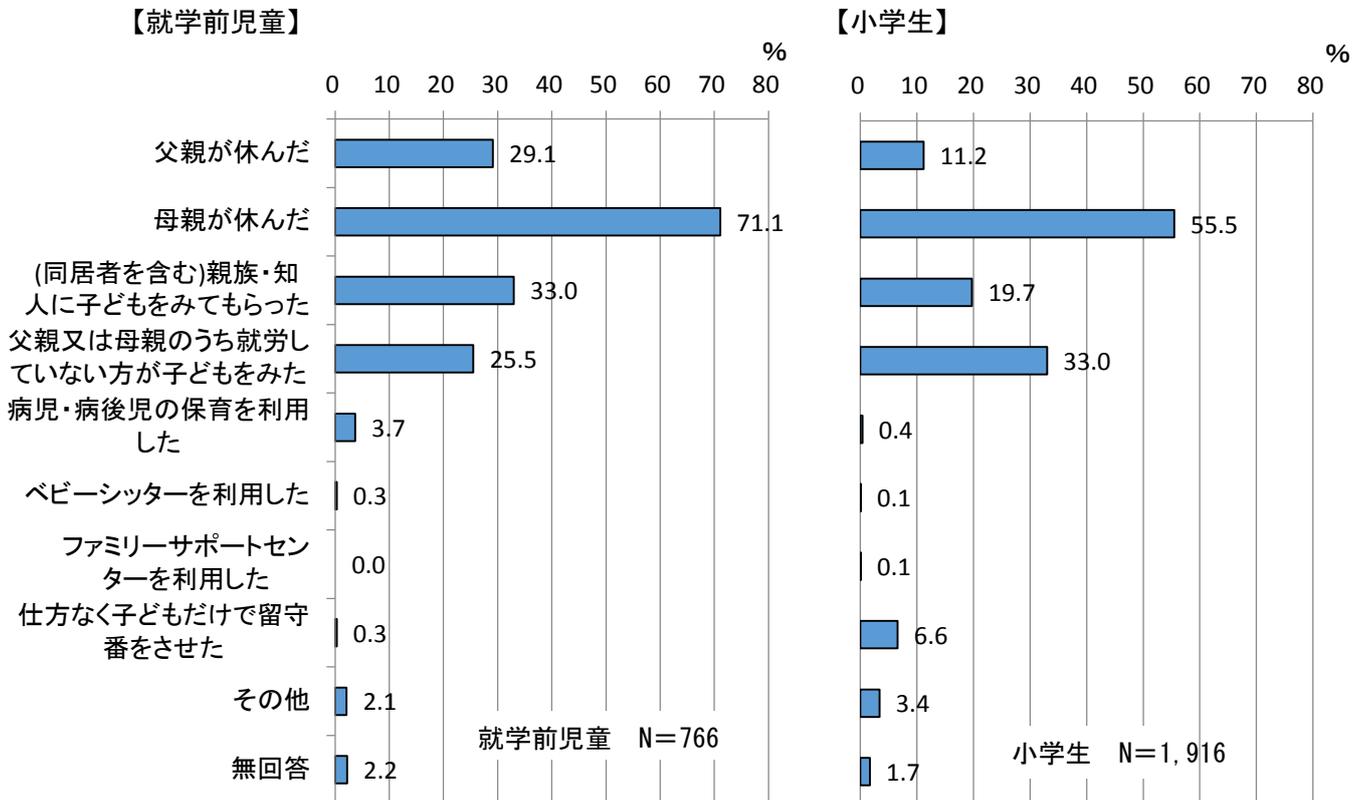
子育て支援センターやこども夢文庫などの子育て支援メニューについて、「利用していないが、今後利用したい」が20.0%（7.7%減）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が17.4%（5.5%増）となっており、それらを合計すると、利用したい人は全体の37.4%（2.2%減）となっています。

- 利用していないが、今後利用したい
- ▨ すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
- 無回答



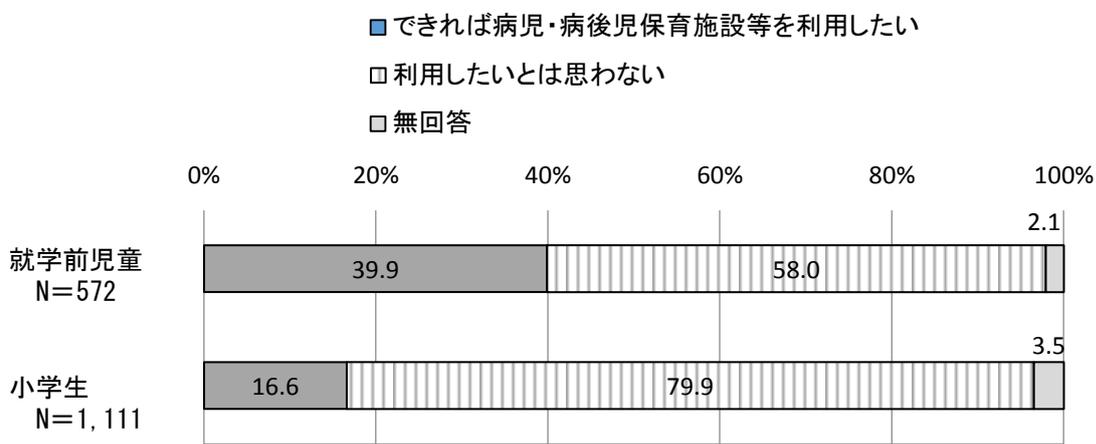
⑫ 病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処方法（複数回答）

子どもの病気の際の対処方法については、就学前児童で「母親が休んだ」が71.1%、小学生で55.5%と最も高くなっています。就学前児童で「病児・病後児の保育を利用」は3.7%で5年前と比べ1.7%増加しています。



⑬ 病児等でも利用できる保育施設等の利用希望（単数回答）

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で39.9%（8.6%減）、小学生で16.6%（2.8%減）となっています。特に小学生では「利用したいとは思わない」が79.9%と「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を大きく上回っています。

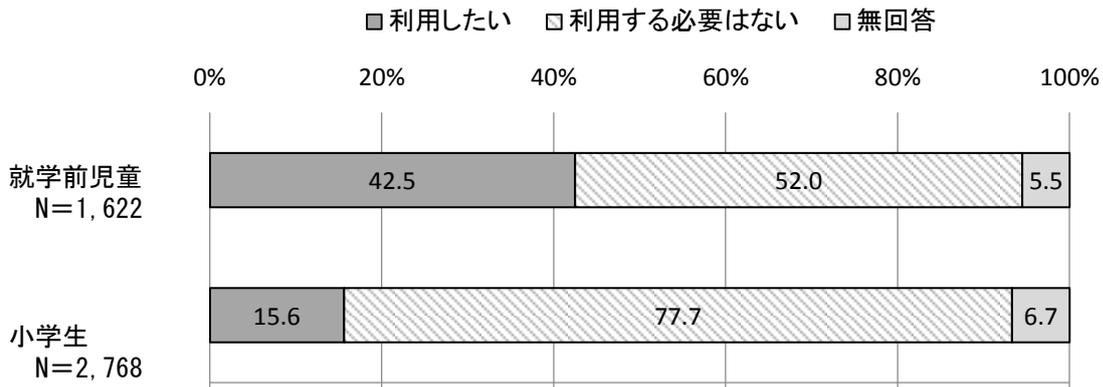


⑭ 私用、学校行事等による一時預かり事業等の利用希望の有無（単数回答）

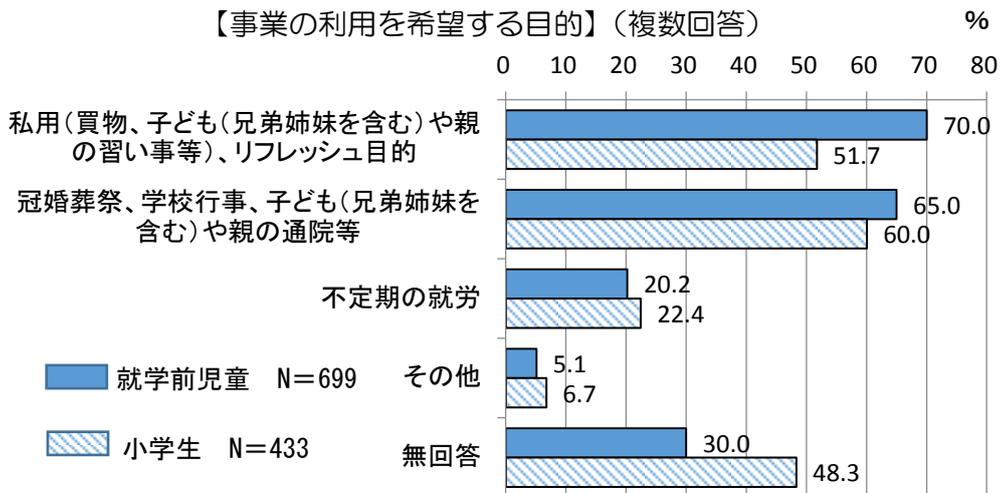
「利用したい」で就学前児童が42.5%、小学生が15.6%となっています。

特に小学生では「利用する必要はない」が77.7%と「利用したい」を大きく上回っています。

事業の利用を希望する目的については、就学前児童で「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が70.0%、小学生で「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が60.0%と最も高くなっています。

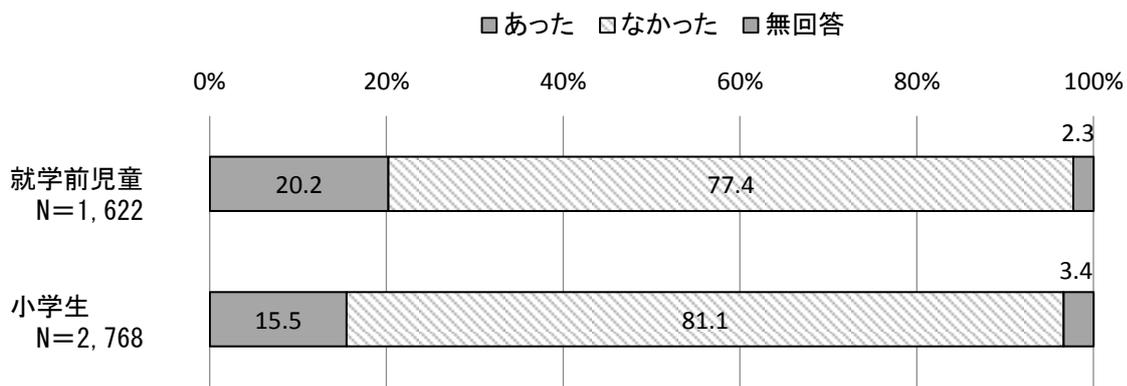


【事業の利用を希望する目的】（複数回答）



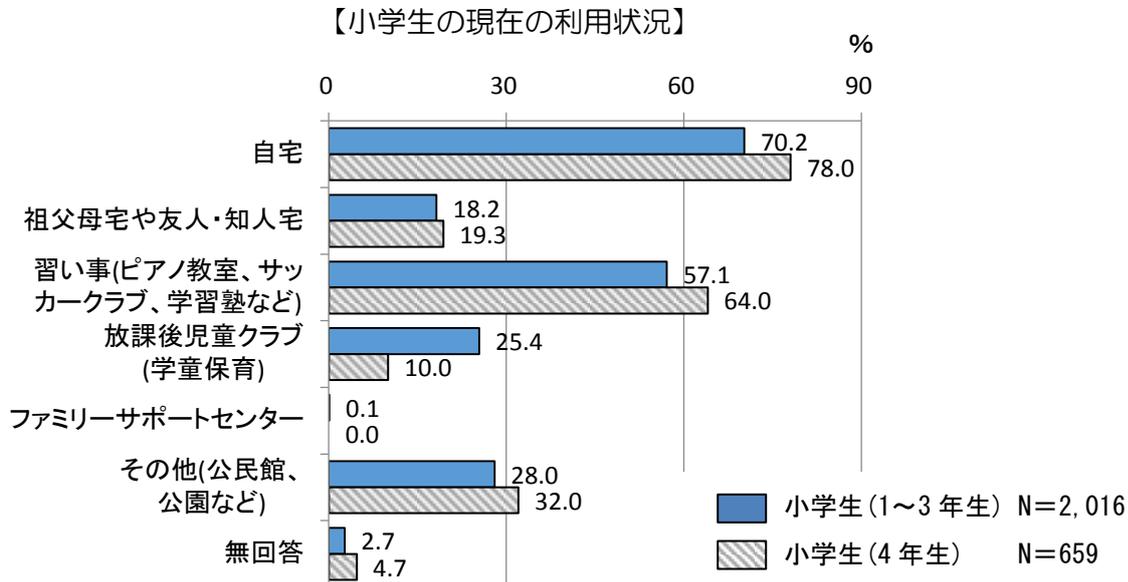
⑮ 泊りがけでみてもらわなければならなかった経験の有無（単数回答）

「あった」が就学前児童で20.2%、小学生で15.5%となっています。

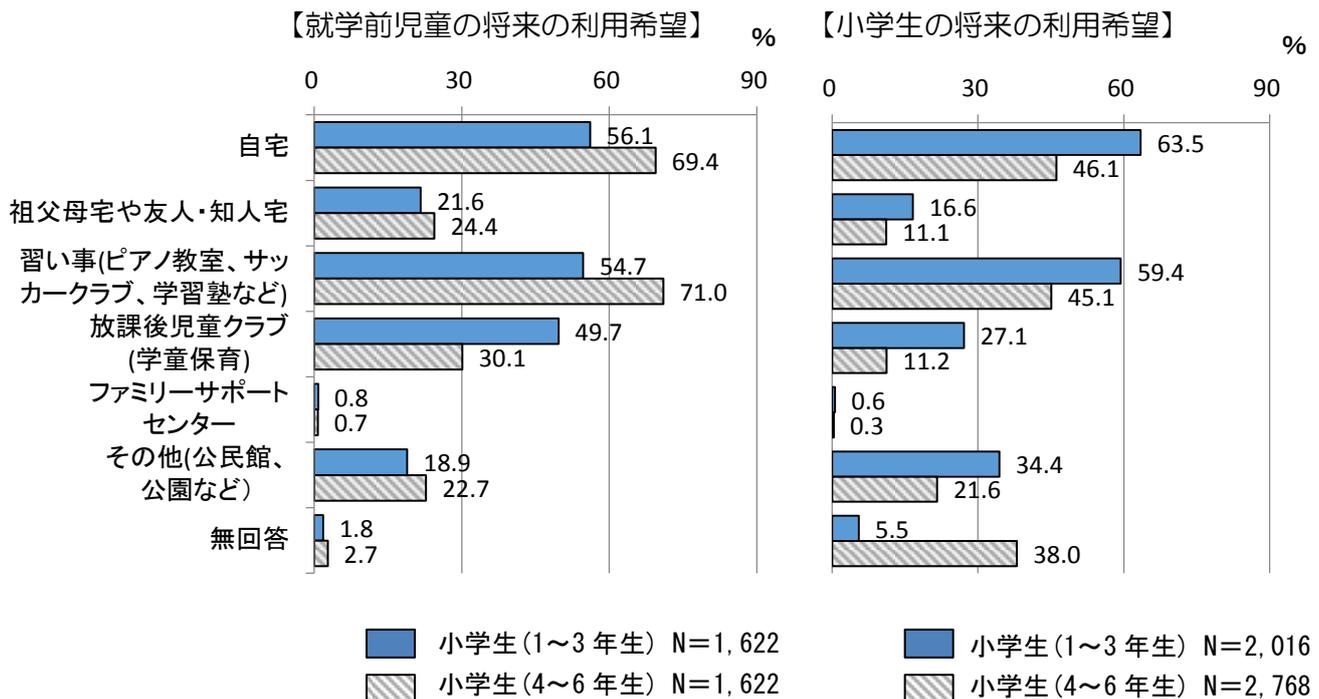


⑩ 放課後の過ごし方（複数回答）

小学生が放課後に過ごしている場所については、小学生（1～3年生）、小学生（4年生）ともに「自宅」が約7割以上と最も高く、「習い事」が約6割と続き、放課後児童クラブは小学1～3年生で約25.4%、4年生で10.0%となっています。



就学前児童が小学校入学後に放課後過ごさせたい場所については、低学年のうちは「自宅」が最も多くなっていますが、高学年になると「習い事」が最も多くなっています。「放課後児童クラブ」の利用希望は、低学年のうちは49.7%、高学年になると30.1%となっています。また、小学生に放課後過ごさせたい場所については、低学年、高学年ともに「自宅」、「習い事」の順になっています。「放課後児童クラブ」の利用希望は低学年で27.1%、高学年で11.2%となっています。



⑰ 放課後児童クラブに対する土曜日、日曜日・祝日、長期休暇の利用希望（単数回答）

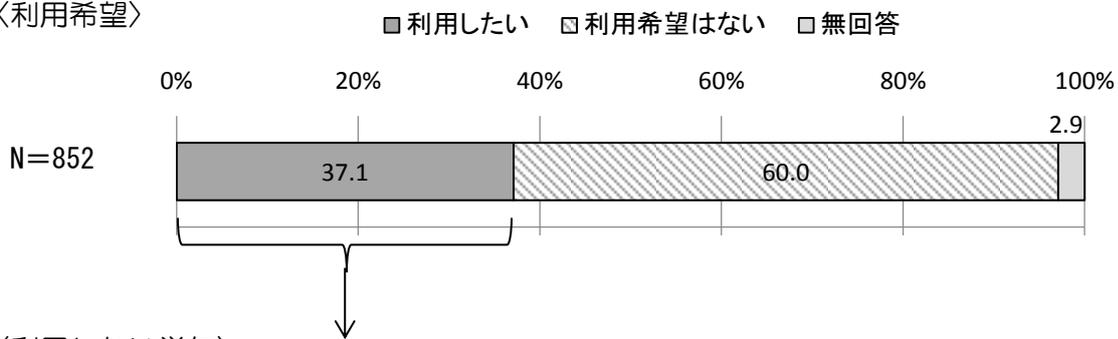
(ア) 土曜日

就学前児童では、小学校就学後に放課後児童クラブを利用したいと答えた人のうち、土曜日も「利用したい」の割合が37.1%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が28.2%となっています。

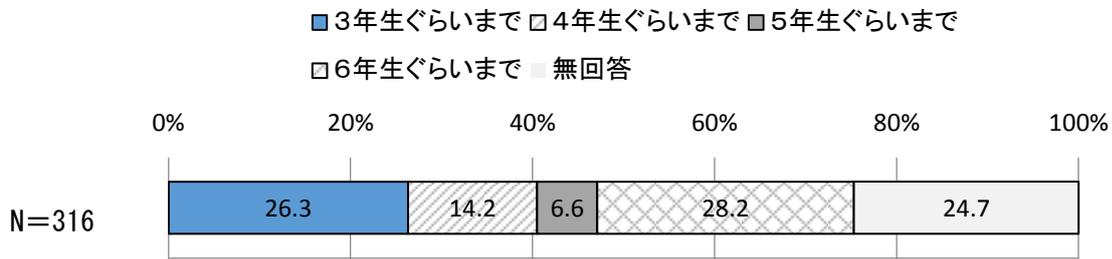
小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、土曜日も「利用したい」の割合が34.1%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が31.3%となっています。

【就学前児童】

〈利用希望〉

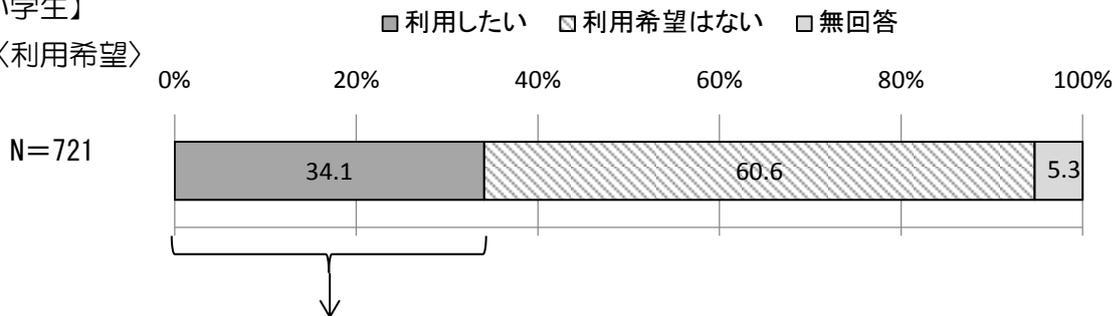


〈利用したい学年〉

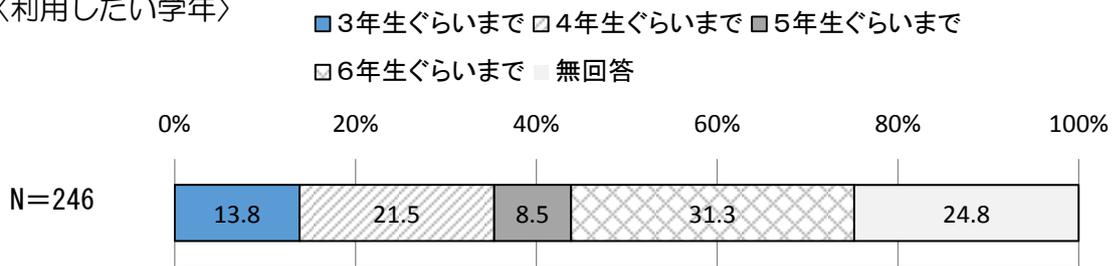


【小学生】

〈利用希望〉



〈利用したい学年〉



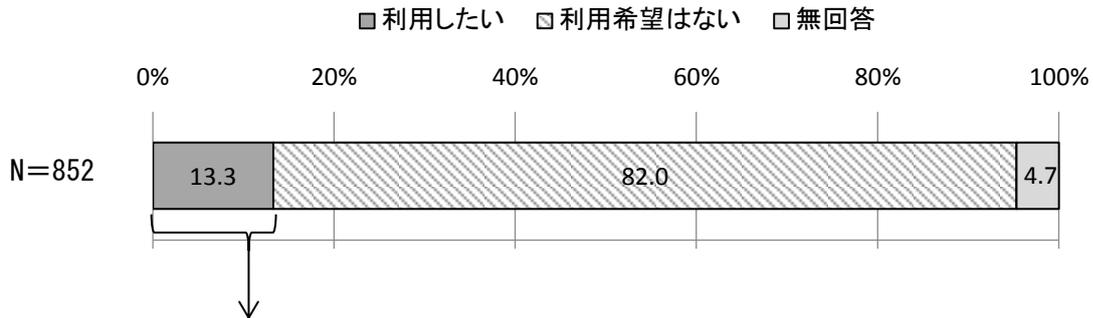
(イ) 日曜日・祝日

就学前児童では、小学校就学後に放課後児童クラブを利用したいと答えた人のうち、日曜日・祝日も「利用したい」の割合が13.3%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が34.5%となっています。

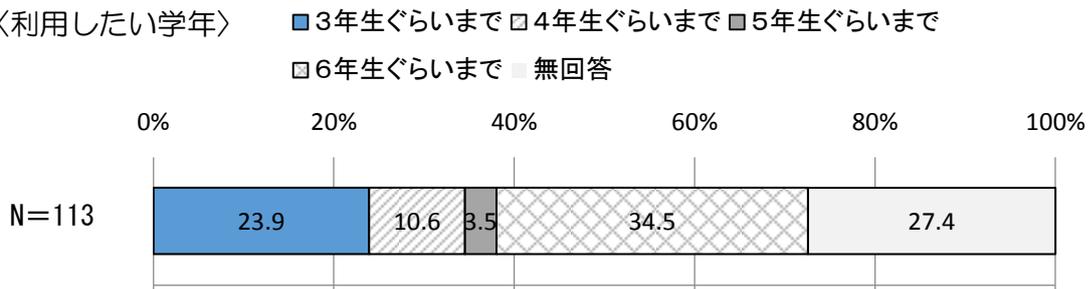
小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、日曜日・祝日も「利用したい」の割合が16.4%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が37.3%となっています。

【就学前児童】

〈利用希望〉

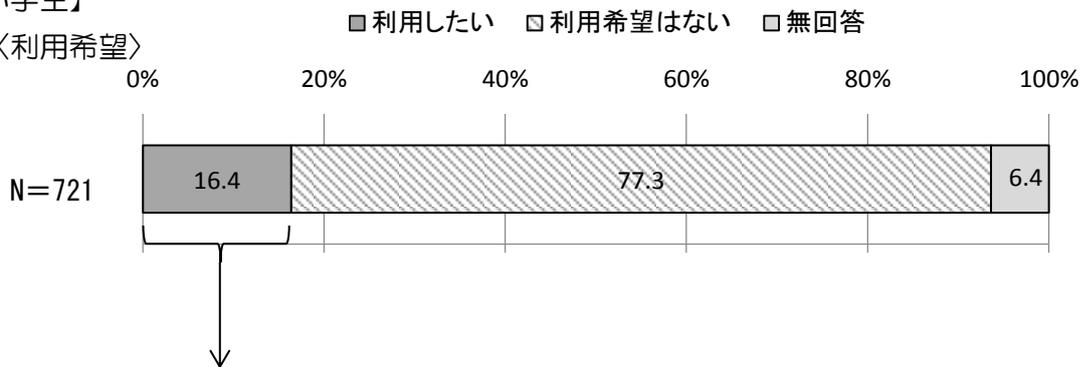


〈利用したい学年〉

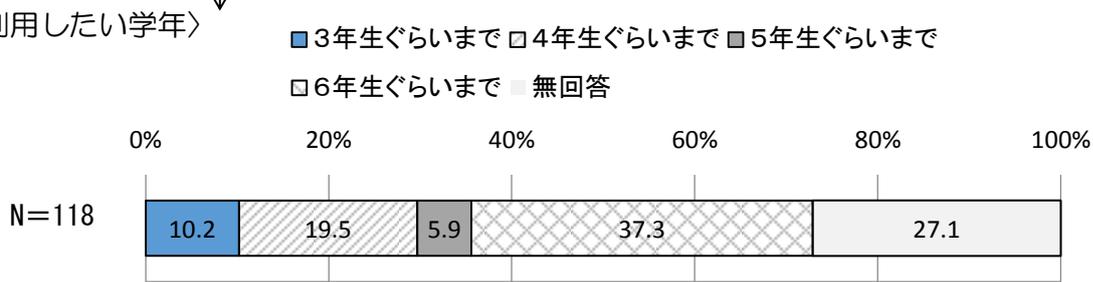


【小学生】

〈利用希望〉



〈利用したい学年〉



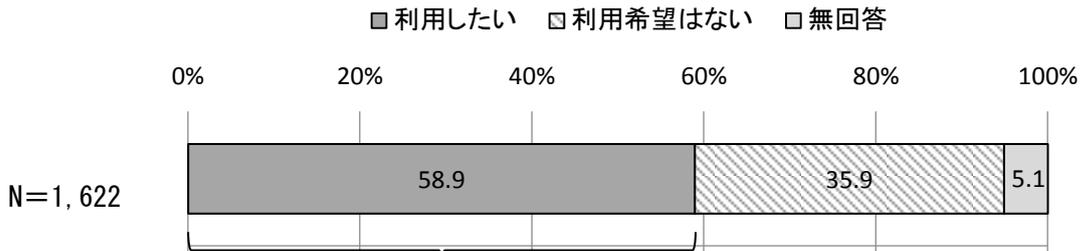
(ウ) 長期休暇

就学前児童では、長期休暇中に放課後児童クラブを「利用したい」の割合が 58.9%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が28.8%となっています。

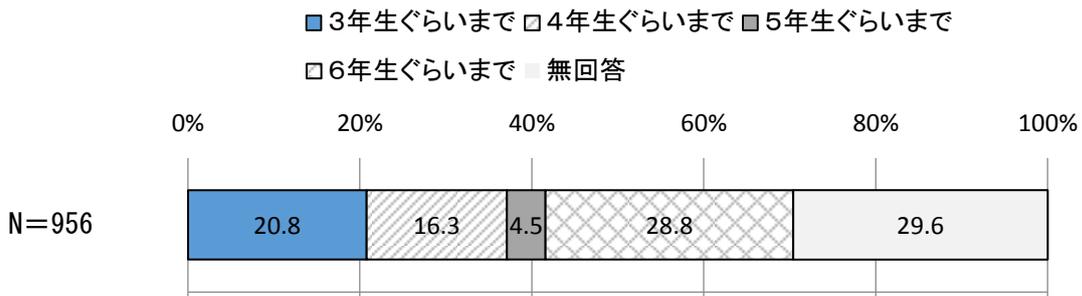
小学生では、長期休暇中に放課後児童クラブを「利用したい」の割合が 38.3%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が35.4%となっています。

【就学前児童】

〈利用希望〉

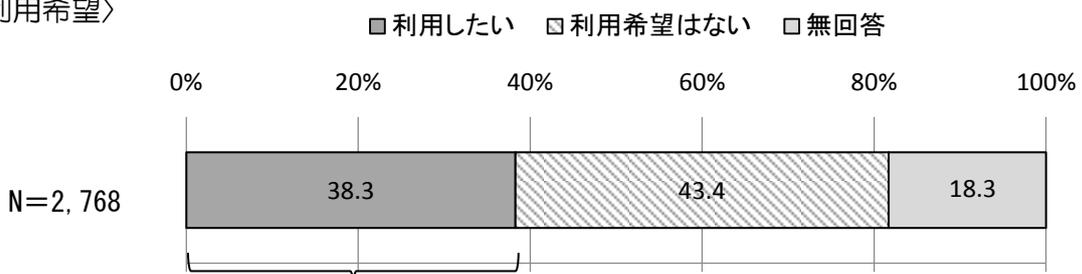


〈利用したい学年〉

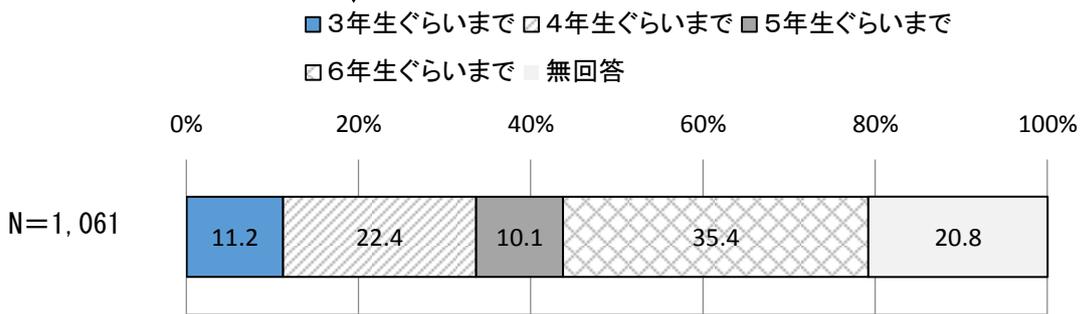


【小学生】

〈利用希望〉

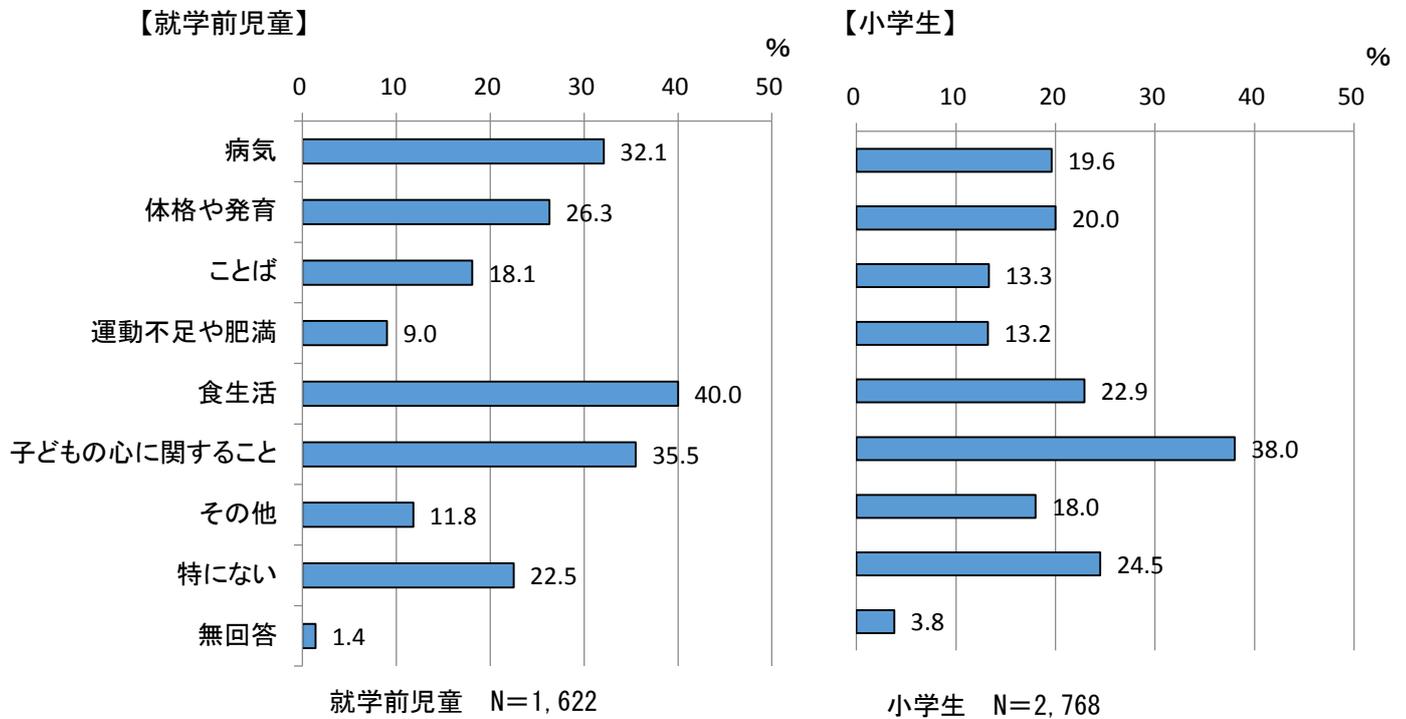


〈利用したい学年〉



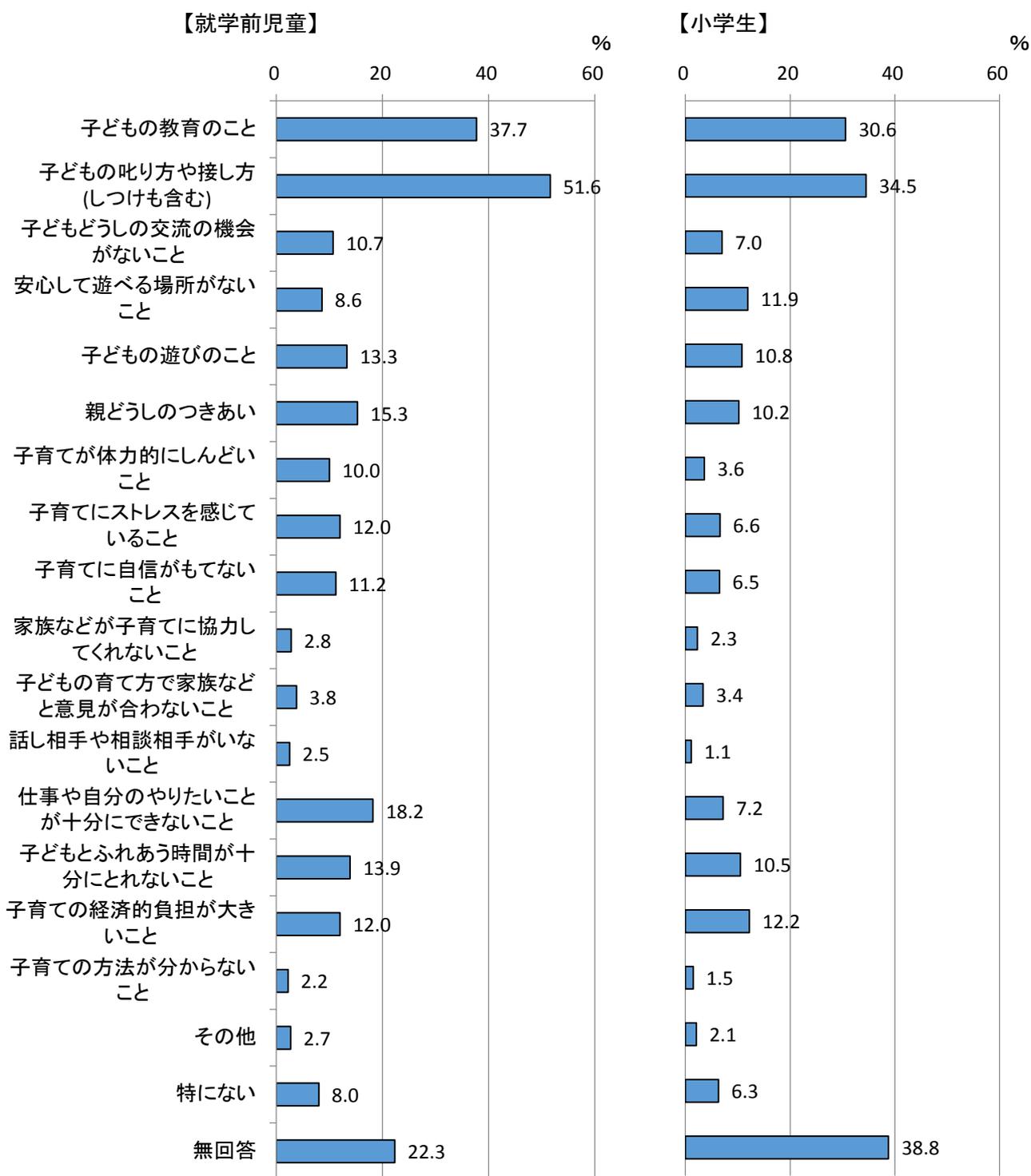
⑱ 子育てについて、病気等で日常悩んでいることや気になること（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「子どもの心に関すること」、「食生活」が上位になっています。特に、就学前児童では「食生活」が40.0%と、小学生の22.9%よりも多くなっています。



⑱ 子育てについて、病気等以外で日常悩んでいることや不安なこと（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「子どもの叱り方や接し方（しつけも含む）」、「子どもの教育のこと」が上位になっています。



就学前児童 N=1,622

小学生 N=2,768

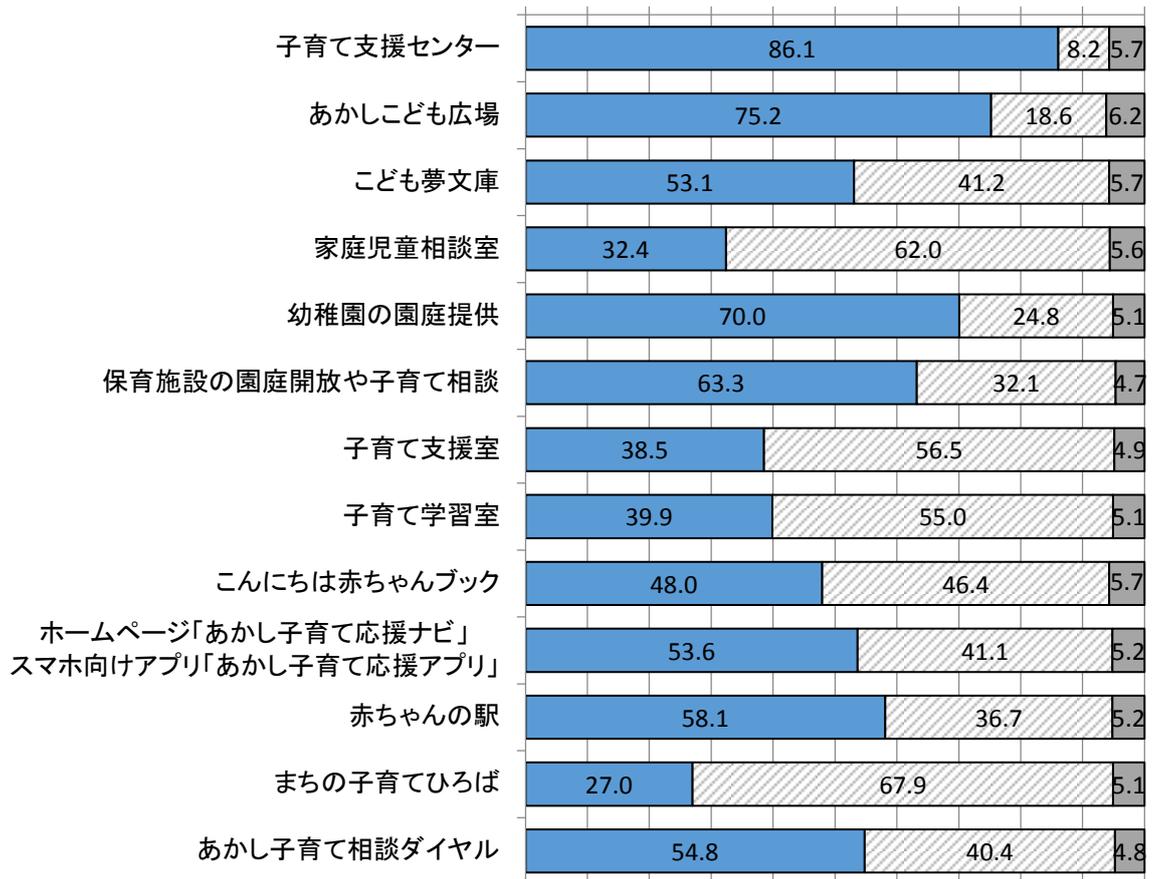
⑳ 子育て支援サービスの認知度（単数回答）

就学前児童で「子育て支援センター」「あかしこども広場」「幼稚園の園庭提供」を「知っている」が高く、70%以上となっています。小学生で「あかしこども広場」が高く、67.3%となっています。

【就学前児童】 N=1,622

■はい(知っている) □いいえ(知らない) ■無回答

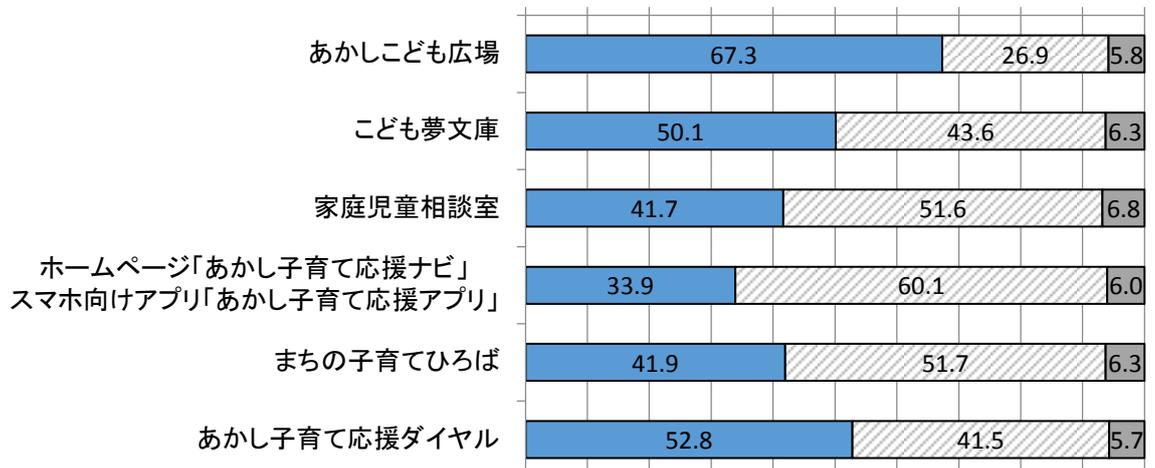
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



【小学生】 N=2,768

■はい(知っている) □いいえ(知らない) ■無回答

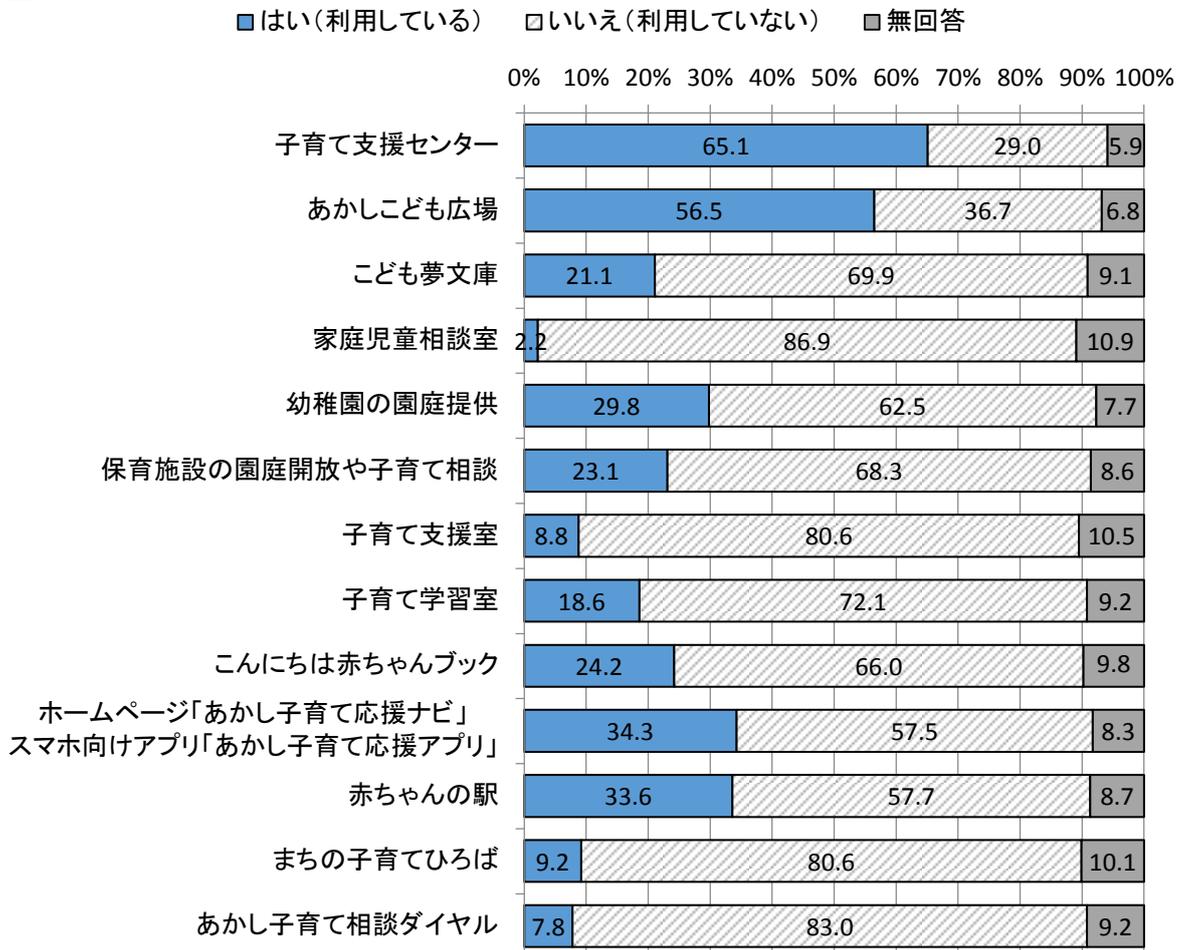
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



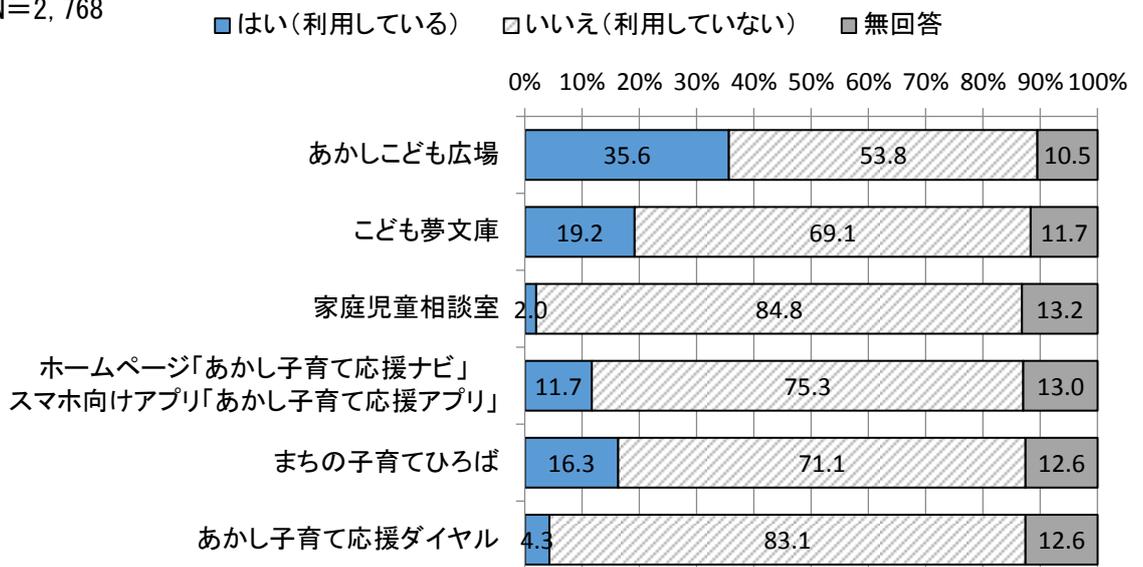
⑳ 子育て支援サービスの利用状況（単数回答）

就学前児童で「子育て支援センター」「あかしこども広場」の割合が高く、50%以上となっています。小学生で「あかしこども広場」の割合が高く、35.6%となっています。

【就学前児童】 N=1,622



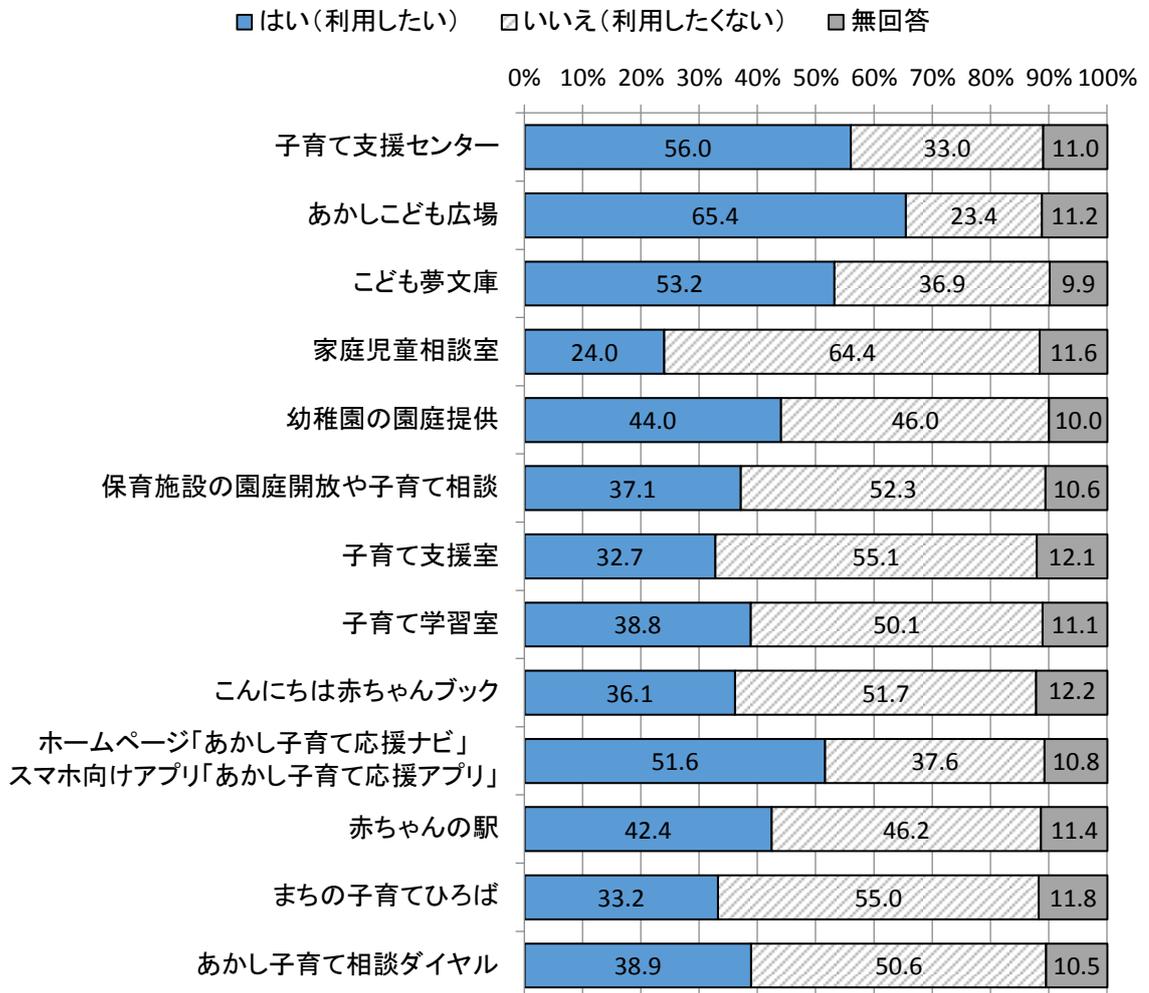
【小学生】 N=2,768



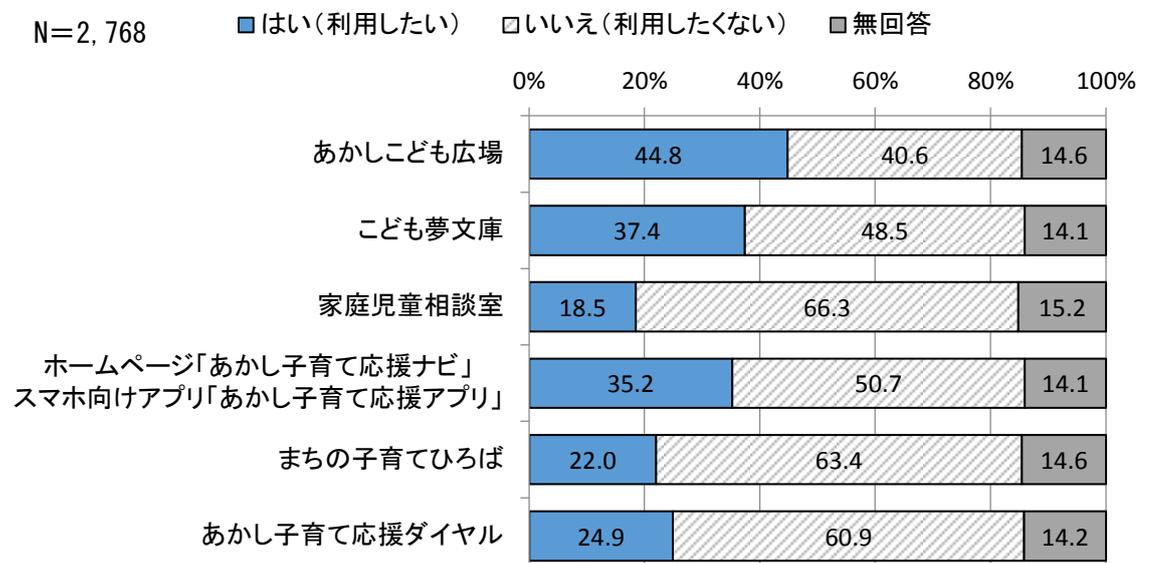
㊸ 子育て支援サービスの利用希望（単数回答）

就学前児童、小学生で「あかしこども広場」の利用希望が高くなっています。

【就学前児童】 N=1,622



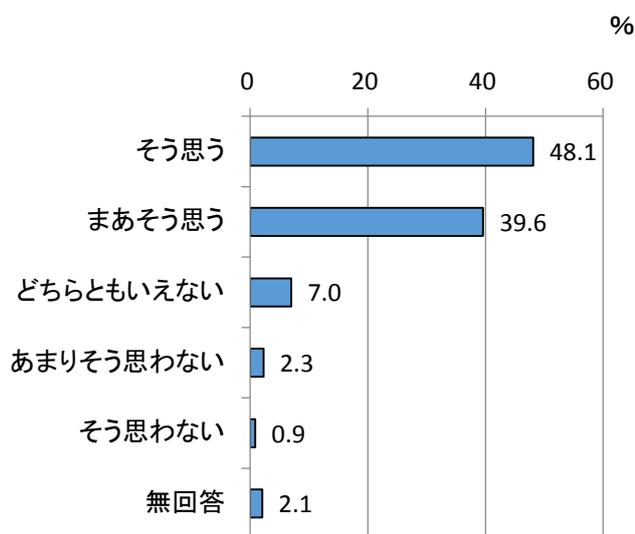
【小学生】 N=2,768



⑳ 子育てしやすいまちか（単数回答）

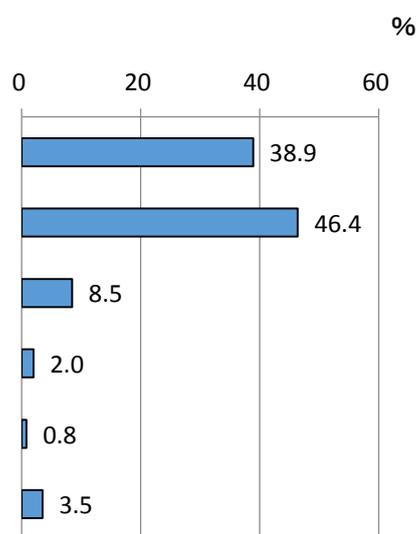
「そう思う」、「まあそう思う」をあわせた「子育てしやすいまちだと思う」が、就学前児童で87.7%、小学生では85.3%と、ともに9割近い割合となっており、5年前の約6割から3割程度増加しています。

【就学前児童】



就学前児童 N=1,622

【小学生】



小学生 N=2,768

3 明石市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 子育て家庭を支える地域づくり

本市では、これまで子育てに不安感、負担感、孤立感を抱える保護者などのために、24時間電話相談窓口を設置することや、子育て支援センターなど身近な場所で相談ができる場所づくりに努めてきました。また、気になる子どもがいれば学校園をはじめとする関係機関と連携しながら、地域全体で子どもを見守る体制を構築しています。

今回のニーズ調査において、就学前児童、小学生とも、前回の調査に引き続き、子どもの心に関すること、子どもの教育のこと、子どものしかり方や接し方などに悩みを抱える保護者が多いことがうかがえる結果となりました。

本市としては引き続き、子どもに関するあらゆる内容について、さらに相談しやすい環境を整え、子育て家庭の不安感や孤立感を解消していくとともに、気になる子どもについては本市と関係機関をはじめとする地域が密に連携をとりながら、子どもを見守る体制を充実させていくなど、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うことができる地域づくりを推進していく必要があります。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

本市の就学前児童数や保育所等の入所申込児童数の増加に対応するため、これまで保育所の新設等による受入枠の拡充といった、待機児童解消に向けた緊急対策を実施してきました。

また、2018年（平成30年）度を実施したニーズ調査の結果、母親のフルタイムやパートタイム等の「就労している」割合が、2013年（平成25年）度時点から約20%増加して60%に達することとなり、「未就労」との割合が逆転していることから、今後さらに就労形態の多様化や共働き世帯の増加が見込まれます。さらに2019年（令和元年）10月から開始された幼児教育・保育の無償化や宅地開発の進展等に伴う就学前児童数の増加により、保育需要が増加するものと予測されます。

このような子育て家庭における働き方や保育の制度、世帯構成の変化に対応するため、都市公園等を活用した保育所等の整備のほか、待機児童が多い0歳児～2歳児を受け入れる小規模保育事業所の整備、公立幼稚園における預かり保育の充実などの実施といった就労世帯がより利用しやすい環境を整えるなど、様々な方策により待機児童解消に向けた対策を継続して行う必要があります。

(3) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

今回のニーズ調査によると、平日の定期的な教育・保育の利用の有無について、利用していると回答した方が5年前よりも増加しており、特に0歳児～3歳児において顕著な増加が確認できます。本市では、就学前児童の教育・保育ニーズの増加に応じて、私立保育所や分園を設置するなどの受入枠の拡大を図ってきたことから、新規施設は増加し続けています。

乳児から幼児期にかけては、子どもの健やかな発達のため、とても重要な時期となっており、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要となります。現在、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設の地域枠等、多種多様な施設が併存する中、すべての子どもに質の高い幼児教育をという考え方のもと、どの施設に通ってもしっかりとした幼児教育を受けられるよう、研修等を通じた教育・保育の質の向上が求められています。

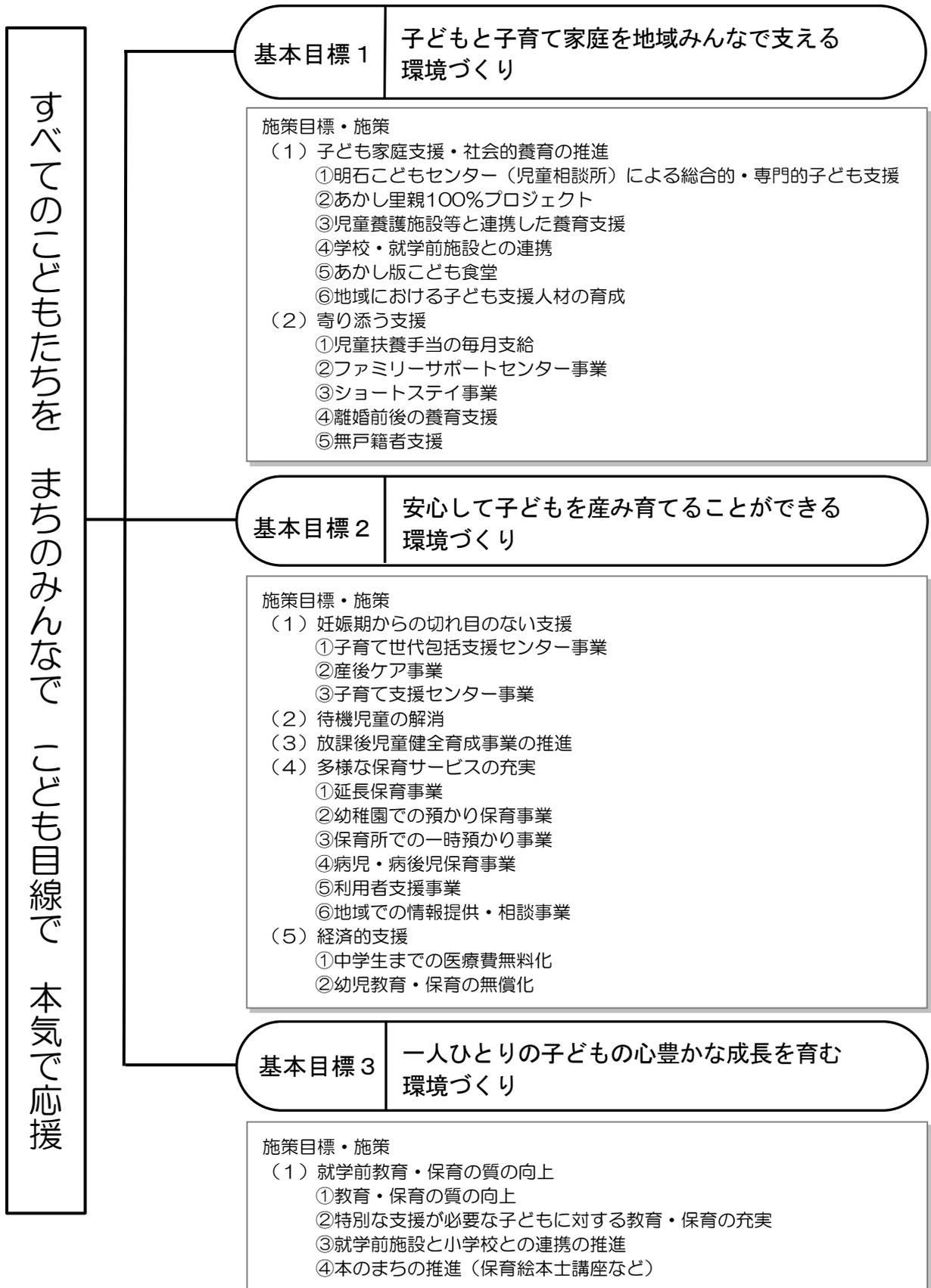
さらに、近年、保育所・幼稚園・学校等において、特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあり、一人ひとりの特性等に配慮した対応や支援が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 施策体系図

【 基本理念 】

【 基本目標・施策目標・施策 】



2 基本理念

「すべての子どもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

子どもは家庭の希望であり、まちの未来です。すべての子どもたちが、このまちで大切に育てられ、健やかに成長することはまちの喜びでもあります。

これからの明石を担う子どもたちが、未来に希望を持ち、夢を追いかけることができるよう、子どもの育ちを社会全体で支えることで、「こどもを核としたまちづくり」の発展へつなげていきます。

また、すべての子どもたち一人ひとりにしっかりと寄り添うとともに、明石の子どもたちをわが子のように、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていきます。

そして、常に子どもにとってどうかという立場に立ち、子ども目線で考えを進めることとします。加えて、子どもを取り巻く環境をしっかりと支援し続けていきます。

これらの「こどもを核としたまちづくり」を進めることで、誰にもやさしいまちづくりを明石から発信し、まちの発展につなげ、「いつまでも」「すべての人に」「やさしいまち」を創造していきます。

3 基本目標

本計画では、次の3つを基本的な目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

(1) 子ども家庭支援・社会的養育の推進

① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的子ども支援

2019年（平成31年）4月に子どもの総合支援の核となる拠点として、「明石こどもセンター（児童相談所）」を開設しました。

同センターでは、子育て・障害・発達などの子どもに関するあらゆる相談について児童福祉司をはじめ児童心理司、保健師、弁護士等の専門スタッフが話を聞き、問題解決に向けた助言を行うなど対応しています。さらに子どもの状況や家庭の状況に応じて、福祉サービスの調整や心理的検査、他機関の紹介などの支援につなげていきます。

また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。

さらに、虐待を予防することを目的として、育児不安や子育てのストレスや悩みを抱えた親を対象とした家庭支援講座（ペアレントトレーニング）や、継続した来所面接・訪問指導などを実施し、子どもへのよりよい接し方を学んでもらい、子育て力の向上を図る支援を行っていきます。

② あかし里親100%プロジェクト

さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもが家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親家庭を増やす取組を行っています。

里親を増やす取組として、広報紙や出前講座・相談会などによって周知を図るとともに、相談支援や経済的支援など登録後も専属の職員が手厚くフォローしていきます。

③ 児童養護施設等と連携した養育支援

明石こどもセンターでは施設等に入所中の子どもについて、児童養護施設等と情報を共有し、綿密な協議を重ねながら、今後の支援方針等を共に考え、子どもの利益を最優先に位置づけた支援を行っています。

また、児童養護施設と協力しながら、子どもや保護者からの24時間365日の電話相談対応ができる体制を構築しており、支援が必要な子どもや家庭の早期発見・支援につなげています。さらに見守りが必要な家庭に対しては定期的かつ継続的に家庭での養育及び生活状況の確認を実施するなど、今後も民間の専門性や柔軟性を活かし、効率的な支援方法を検討し、実施していきます。

④ 学校・就学前施設との連携

子どもへの支援は、学校園をはじめとする関係機関や地域など様々な主体が連携することで、より効果的なものになります。本市では明石こどもセンターの中に明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」を設置しており、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員※7など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、家庭復帰をした後の地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを実施していきます。

⑤ あかし版こども食堂

あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するように、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開していきます。

⑥ 地域における子ども支援人材の育成

地域において子どもを支援する人材の育成については、すべての子どもたちを地域みんなで応援するまちづくりを推進するため、研修やイベントなどを通して子ども支援に携わる人材育成を幅広く行うとともに、地域の活動団体との連携を深めて、子どもの立場に立った支援を進めます。

また、2019年（令和元年）7月に開設した「西日本こども研修センターあかし」では、児童相談所の職員に向けた研修だけでなく、里親や児童福祉施設、医療機関等の関係者を対象とし、児童虐待等に関する専門的知識及び実践的支援技術等の習得に資する研修を実施することにより、子どもの最善の利益を最優先とした支援を行うことができる人材の育成につなげます。

さらに、一般の市民の方々にも子ども支援について知っていただくため、児童虐待防止運動の一環であるオレンジリボンキャンペーンにおいて、協賛企業を募り、

啓発活動を行うとともに、中学生等への育児講座等を行うなど一般の方々への子ども支援への関心を高める取組を行っています。

(2) 寄り添う支援

① 児童扶養手当の毎月支給

ひとり親家庭等を対象とした児童扶養手当は、複数月分がまとめて支給されることから、家計のやりくりが難しいとの声があります。そこで、手当の支給がない月に1か月相当分の貸付金をお渡しして毎月の収入のばらつきをなくす「ひとり親家庭応援貸付金事業」を実施しています。引き続き本事業を実施してひとり親家庭の生活の安定を図り、自立の促進と児童の健やかな成長を支援します。

② ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う事業です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増加を図ります。

③ ショートステイ事業

保護者が出産や病気などの理由で一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親にて子どもを養育保護します。通常の平日に利用できるショートステイに加え、夜間休日に預けられるトワイライトステイ、母子で過ごすことができる母子ショートステイを実施しています。

最近では育児疲れによる利用も増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応が必要になっています。今後も事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

④ 離婚前後の養育支援

親の離婚によって、子どもの生活が大きく変化し、様々な影響を受けることがあります。子どもが受ける不利益を軽減すべく、養育費と面会交流を離婚時に取り決めるよう、参考書式を配布するなどして促しています。また、取り決めの実効性を確保するため、市職員による面会交流のコーディネートや養育費の調停申立ての支援などを実施しています。

とりわけ、養育費は子どもの成長に必要不可欠で、諸外国では行政が養育費を確保する施策を行っていますが、わが国では養育費を受け取れていない子どもが多いのが現状です。そこで、2018年（平成30年）度から全国に先駆けて保証の仕組みを活用した「養育費立替パイロット事業」を実施しています。

また、更なる支援策の充実のため、当事者や有識者による検討会を開催し、養育費不払いへの対応や立替制度等について検討を進めてまいります。

⑤ 無戸籍者支援

子どもが出生した場合には、出生の届出をすることによって戸籍に記載されますが、出生の届出をしなければならない人が、何らかの理由によって届出をしない場合、その子どもは戸籍に記載されません。この無戸籍の状態により、社会生活上、様々な面で不利益が生ずることが問題となっています。

本市では、戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」を開設しています。

新たに戸籍がないことを原因として不利益を受ける人をなくすため、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設※8を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センター事業

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、保健師等の専門職が、妊娠、出産、育児に関する様々な相談支援を実施しています。

妊娠期においては、妊娠届出時にすべての妊婦に対して保健師等による面接を実施し、妊婦個々の状況を把握するとともに、支援を必要とする妊婦には支援計画を作成し、早期の支援につなげています。

出産後、子育て期においては、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）、乳幼児健康診査等を通じて、必要に応じて関係機関と連携しながら、総合的な相談支援を実施しています。

② 産後ケア事業

心身の負担が最も大きい時期である出産後の母親とその子どもに対して、安心して子育てができるよう、母体の回復と不安の軽減、育児手技の獲得などを目的に産後ケア事業を実施しています。

産後の母の気持ちや状態に合わせて利用することができるよう、宿泊型・デイサービス型・訪問型から選択できるよう体制を整備します。

また、出産後に実施する様々な事業を通じて、継続した見守りや相談体制の充実を図ります。

③ 子育て支援センター事業

子育て支援センター事業については、市内に5か所ある子育て支援センターに、親と子が気軽に集い、交流できるプレイルームがあり、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施しています。

家庭や地域における子育て力を高めるために、親も子どもも共に学び、成長していくことができる場や多世代との交流の機会を一層充実します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を深め、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援していきます。

(2) 待機児童の解消

本市の就学前児童数の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの増加に対応するため、保育所の新設等による受入枠の拡充といった、待機児童解消に向けた緊急対策を2016年（平成28年）1月から実施してきました。今後も共働き世帯の増加や宅地開発の進展等により保育所を希望される方が増加すると見込まれるため、対策を継続して行ってまいります。

特に不足が見込まれる0歳～2歳児の受入枠は、地域型保育事業※9のうち、0歳～2歳児を対象とする小規模保育事業を中心に施設整備を行い、3歳児となっても継続して保育・教育が受けられるよう当該施設と連携を図りながら取り組みます。また、公立幼稚園や公有地の活用等、様々な方策により受入枠の拡充を実施し、待機児童の解消を図ります。

また、幼稚園機能及び保育所機能を併せ持ち、保護者の就労にかかわらず入園が可能となる認定こども園について、当該施設への移行を希望する場合は、相談や助言を行うなど、適切な支援に努めていくこととします。

保育の担い手である保育士の確保については、2018年（平成30年）6月に開設した保育士総合サポートセンターや就職フェア等による就労支援や処遇改善による経済的支援に加え、研修や職場環境改善事業などの様々な取組を実施し、保育士が仕事にやりがいを感じ長く働ける環境を整えるなど、質の高い保育の実施に取り組みます。

(3) 放課後児童健全育成事業の推進

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施しています。

入所希望者が年々増加するなど社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や放課後の特別教室等を最大限に活用した施設の整備により、待機児童の発生の防止に努めるとともに、研修の充実等による指導員の資質向上、学校との連携、放課後子ども教室や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

(4) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育標準時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

現在、ほぼすべての保育施設で延長保育が実施されており、今後も現在の提供体制の維持に努めます。

② 幼稚園での預かり保育事業

保護者の就労や子育てなどを支援するため、公立幼稚園の全園で預かり保育を

実施しています。

そのうち 13 園では、最大 8 時から 18 時までの利用が可能となっており、保育施設の入所要件を有する方については、中学校区単位での預かり保育時間の延長実施園を利用できるようにしています。また、預かり保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象となることから、保育所の利用希望者の受入枠として幼稚園を有効活用し、ニーズに合わせて時間延長実施園の拡充を行うなど、利便性の向上を図ります。

③ 保育施設での一時預かり事業

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、保育施設で乳幼児を一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

新設の保育施設や当該事業を実施していない既存保育施設について、保護者からのニーズに応じて事業の実施に努めていきます。

④ 病児・病後児保育事業

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、専用スペースにおいて保育を行い、就労世帯等の支援を図っています。

今後も、就労等のやむを得ない事情により家庭での保育が困難な病児・病後児の緊急避難的な受入先として、必要とされる体制を確保します。

⑤ 利用者支援事業

ア 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。

また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

イ 特定型

保育コンシェルジュによる相談事業では、子育て世帯の増加による待機児童の増加に対応するため、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児童の保育に関する保護者の相談に応じ、個別の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供を行うことで保護者支援を図ります。

※ 利用者支援事業のうち、母子保健型は P43「子育て世代包括支援センター事業」参照。

⑥ 地域での情報提供・相談事業

地域での情報提供・相談事業については、市内に5か所ある子育て支援センターで、地域の子育て支援の拠点として、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施しています。

子育ての不安や負担の軽減を図るため、子育てに関する情報は、情報誌やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

(5) 経済的支援

① 中学生までの医療費無料化

中学3年生までの子どもの医療費（保険診療分）について、保護者の所得制限を設けず無料化して、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援しています。

明石の子どもが、必要な医療を必要な時に医療費を気にすることなく受けられるよう、引き続き適正な運用に努め、継続実施していきます。

② 幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るための給付制度として創設されました。

3歳～5歳児全員と住民税非課税世帯の0歳～2歳児について、子ども・子育て支援新制度の認可教育・保育施設の基本保育料が無料となるほか、保育の必要性の認定を受けた場合には、認可外保育施設や預かり保育・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターの各事業も限度額の範囲内で無料で利用できます。

また、市独自で実施している第2子以降の保育料無料化事業を継続するとともに、新たに3歳～5歳児の給食の副食費（おかず代）を無料化することにより、子育て家庭の支援策をより一層充実します。

基本目標3 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達過程に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

(1) 就学前教育・保育の質の向上

① 教育・保育の質の向上

就学前の乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳児期から幼児期にかけての発達は、連続性を有するものであるとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

2018年（平成30年）度に改訂された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園※10 教育・保育要領」について、今後とも、新しい各指針、要領が現場での実践につながるよう、研修の機会や現場指導を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。

具体的には、公立保育所で実施している公開保育、公立幼稚園で実施しているグループ研修、園内研修、キャリアアップ研修等各種研修や保育内容及び感染症対策などの研修を行い、元公立保育所職員による巡回指導や指導監査等に引き続き取り組むことで、公立及び私立施設に加えて、認可外保育施設を含めたすべての施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

② 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状況を把握し、状況に応じた保育を実施することが必要です。また、早期に教育相談や支援を行うことは、保護者にとって我が子をより深く受容し、特性の適切な理解等につながっていくことから重要なものとなっています。

現在、本市では、幼稚園や保育所に通う選択をした場合、障害の有無に関係なく、同じクラスで共に生活しています。このことは、子どもたちが共に学ぶ仲間として級友とともに、日々有意義な活動に参加し、よりよく成長していくことを意味しています。

また、発達の状況に応じて担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員による巡回指導及び関係機関との連携により、支援の必要な子どもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

また、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要とする子どもの数は年々増えていることから、ニーズや施設の状況を把握しながら受入を進めていきます。

③ 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児の発達や学びの連続性を保障するためには、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要です。幼児期の教育・保育と小学校教育を円滑に接続させるためには、互いの教育の特性や違いを理解した上で、つながりを意識する必要があります。

小学校教育とのつながりを意識したアプローチ期（5歳児後半）における教育課程であるアプローチカリキュラムを作成し、小学校で開催される行事への参加や、保幼小連絡会での相互参観、情報交換その他様々な機会を通じて、小学校への円滑な接続ができるよう取り組みます。

④ 本のまちの推進（保育絵本土講座など）

市内認可施設の保育者を対象に、保育がより豊かになる絵本のコミュニケーションとその広がりについて学ぶ「あかし保育絵本土」養成講座を実施します。

一定の課題をクリアした受講生を「あかし保育絵本土」（明石市オリジナルの資格）として認定し、絵本をツールにした就学前教育における豊かな保育環境の充実と保育の質の向上を図っていきます。

「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「明石市就学前教育・保育の共通カリキュラム」を基に作成した「あかし保育絵本土養成プログラム」に沿って、絵本をきっかけに、保育者・乳幼児・保護者など保育の場に集うすべての人が、共にひびきあい、共に育ちあう豊かな保育環境を整えていきます。

子どもと絵本の間ひびきあいは、生活習慣の形成、遊びへのヒント、日常のしぐさや言葉遣い等、行為や活動として活発に外へ向かって表出されます。保育者として、日々の経験から、その気づきを乳幼児一人ひとりの個性の発見へとつなげていきます。

第4章 量の見込み及び確保方策

1 「量の見込み」及び「確保方策」の基本的な考え方について

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村事業計画を作成することが義務付けられています。その計画の中には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（以下「確保方策」という。）について定めることになっています。

市町村事業計画の策定に際しては、地域の人口構造等の地域特性、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況や利用希望等を踏まえたうえで作成することが必要であるとされています。

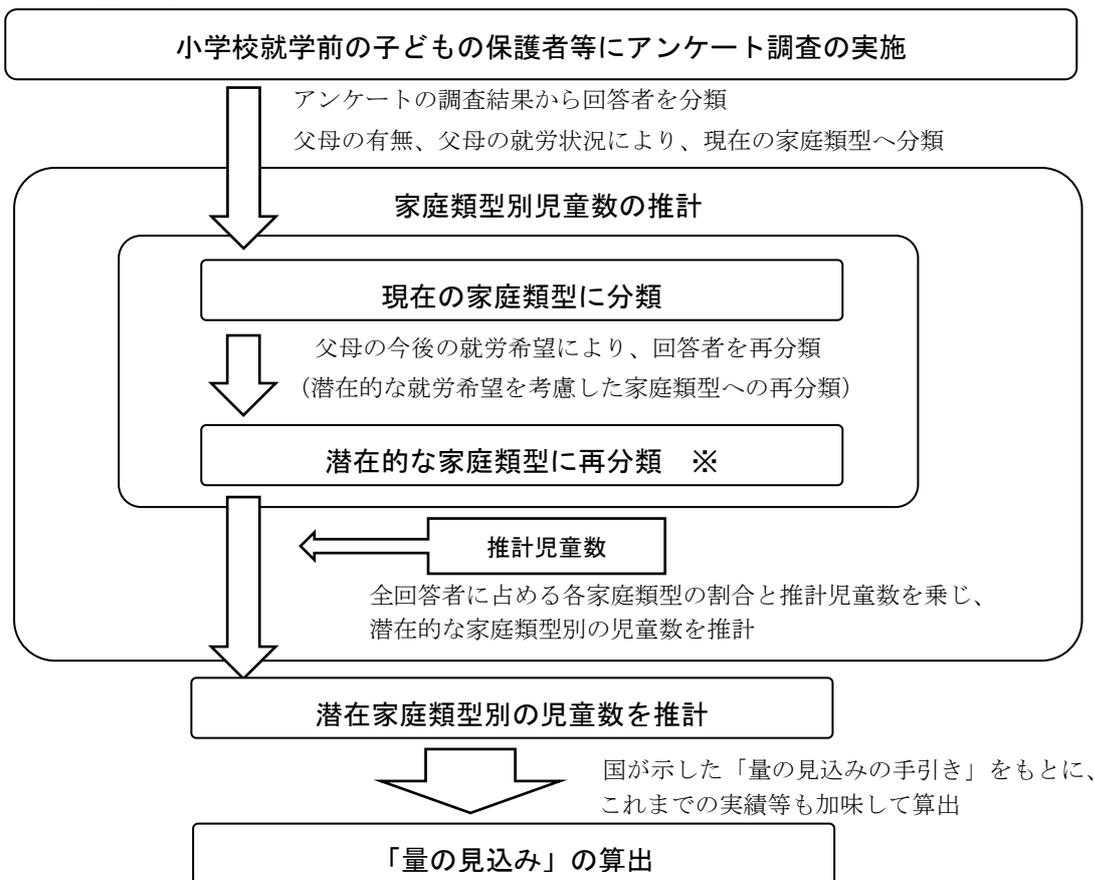
そのために、市町村では、子育て中の保護者へのニーズ調査などを通じて、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、その結果を踏まえ「量の見込み」を推計し、それに対する「確保方策」を具体的な目標を設定して、年次的な計画を策定していくことになります。

また、教育・保育の「確保方策」については、子育て安心プランの目標年次である2020年（令和2年）度末までに「量の見込み」に対応する提供体制を確保することを目指します。

2 「量の見込み」の算出方法について

「量の見込み」については、国が定める基本指針及び第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（2019年（平成31年）4月23日付 事務連絡 内閣府）等に基づき、2019年（平成31年）1月に実施した「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」をもとに、将来の児童数や本市の現在の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や事業展開等を勘案しながら推計を行います。なお、上記の考え方において、「具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て適切に判断頂きたい。」とされています。

(1) 「量の見込み」の算出イメージ



※ 潜在的な家庭類型への再分類について

① 国が定める家庭類型の種類

- | | |
|-----------------|---------------|
| A ひとり親家庭 | B フルタイム×フルタイム |
| C フルタイム×パートタイム | D 専業主婦（夫） |
| E パートタイム×パートタイプ | F 無業×無業 |

② 再分類の例

現在の家庭類型では、Cのフルタイム（父）×パートタイム（母）に分類される家庭

ア 母親にフルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある場合

⇒ Bのフルタイム×フルタイムにカウント

イ 母親がパートタイムをやめ、子育てや家事に専念したい場合

⇒ Dの専業主婦にカウント

(2) 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による明石市年齢別人口や地区別年齢別（各歳）人口等を用いて、今後の人口増減率等を勘案して推計を行いました。

提供区域	年齢区分	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
全 市	0歳	2,840	2,864	2,819	2,796	2,775
	1歳～2歳	5,767	5,817	5,727	5,679	5,635
	3歳～5歳	8,583	8,653	8,592	8,559	8,528
	合計(0歳～5歳)	17,190	17,334	17,138	17,034	16,938
	6歳～11歳	16,598	16,745	16,891	17,036	17,182
本庁東部	0歳	577	582	573	568	564
	1歳～2歳	1,120	1,130	1,112	1,103	1,094
	3歳～5歳	1,620	1,633	1,622	1,616	1,610
	合計(0歳～5歳)	3,317	3,345	3,307	3,287	3,268
	6歳～11歳	3,041	3,068	3,095	3,121	3,148
本庁西部	0歳	787	793	781	775	769
	1歳～2歳	1,527	1,539	1,516	1,503	1,492
	3歳～5歳	2,207	2,225	2,209	2,201	2,193
	合計(0歳～5歳)	4,521	4,557	4,506	4,479	4,454
	6歳～11歳	4,143	4,180	4,216	4,253	4,289
大久保	0歳	844	851	838	831	825
	1歳～2歳	1,730	1,745	1,718	1,704	1,691
	3歳～5歳	2,685	2,707	2,688	2,677	2,668
	合計(0歳～5歳)	5,259	5,303	5,244	5,212	5,184
	6歳～11歳	5,283	5,329	5,376	5,422	5,469
魚 住	0歳	387	391	384	381	378
	1歳～2歳	878	886	872	865	858
	3歳～5歳	1,291	1,301	1,292	1,287	1,282
	合計(0歳～5歳)	2,556	2,578	2,548	2,533	2,518
	6歳～11歳	2,627	2,650	2,673	2,696	2,719
二 見	0歳	245	247	243	241	239
	1歳～2歳	512	517	509	504	500
	3歳～5歳	780	787	781	778	775
	合計(0歳～5歳)	1,537	1,551	1,533	1,523	1,514
	6歳～11歳	1,504	1,518	1,531	1,544	1,557

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

教育・保育提供区域については、それぞれの事業に応じて、下記のとおり設定しています。

(1) 教育・保育提供区域

① 教育・保育（認定区分※11）

区域名		ブロック	全市	小学校区
区域数		5	1	28
1号認定	対象年齢 3歳～5歳 認定内容 幼児教育のみの利用（教育標準時間認定） （保育を必要としない） 対象施設 幼稚園及び認定こども園	●		
2号認定	対象年齢 3歳～5歳 認定内容 保育を必要とする（保育認定） 対象施設 保育所及び認定こども園		●	
3号認定	対象年齢 0歳～2歳 認定内容 保育を必要とする（保育認定） 対象施設 保育所及び認定こども園		●	

② 地域子ども・子育て支援事業

区域名		ブロック	全市	小学校区
区域数		5	1	28
放課後児童健全育成事業				●
延長保育事業		●		
一時預かり	一時預かり事業（幼稚園型）	●		
	一時預かり事業（幼稚園型以外）		●	
病児・病後児保育事業			●	
利用者支援事業			●	
妊婦健康診査			●	
地域子育て支援拠点事業			●	
ファミリーサポートセンター事業（就学後）			●	
乳児家庭全戸訪問事業			●	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業			●	
子育て短期支援事業			●	
実費徴収に係る補足給付を行う事業			●	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			●	

※ブロックは、本庁東部、本庁西部、大久保、魚住、二見の各ブロックを表す。

4 「量の見込み」及び「確保方策」について

(1) 教育・保育

① 1号認定（3歳～5歳の保育を必要としない幼稚園及び認定こども園の利用）

【本庁東部】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	670人	676人	669人	662人	655人
②確保方策	670人	676人	669人	662人	655人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大
 私立保育園の認定こども園化による受入枠の拡大

【本庁西部】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	869人	876人	867人	858人	849人
②確保方策	869人	876人	867人	858人	849人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大
 私立保育園の認定こども園化による受入枠の拡大

【大久保】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	1,001人	1,009人	999人	989人	979人
②確保方策	1,001人	1,009人	999人	989人	979人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大
私立認定こども園の新設による受入枠の拡大

【魚住】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	469人	473人	468人	463人	458人
②確保方策	469人	473人	468人	463人	458人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大

【二見】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	299人	302人	299人	296人	293人
②確保方策	299人	302人	299人	296人	293人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大

② 2号認定（3歳～5歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

【全市】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,609人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②確保方策	4,155人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②-①	△454人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度

新設 私立保育所、私立認定こども園

③ 3号認定（0歳～2歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

【全市】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,701人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②確保方策	3,385人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②-①	△316人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度

新設 私立保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所

(2) 放課後児童健全育成事業

① 事業内容

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【松が丘小学校（松が丘児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	86人	85人	90人	95人	100人
②確保方策	86人	85人	90人	95人	100人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【朝霧小学校（朝霧児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	198人	211人	230人	242人	264人
②確保方策	198人	211人	230人	242人	264人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【人丸小学校（人丸児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	224人	235人	252人	271人	269人
②確保方策	224人	235人	252人	271人	269人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【中崎小学校（中崎児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	105人	117人	130人	140人	145人
②確保方策	105人	117人	130人	140人	145人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【明石小学校（明石児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	142人	156人	154人	166人	173人
②確保方策	142人	156人	154人	166人	173人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【大観小学校（大観児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	40人	43人	46人	50人	56人
②確保方策	40人	43人	46人	50人	56人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【王子小学校（王子児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	100人	113人	132人	158人	176人
②確保方策	100人	113人	132人	158人	176人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2021年（令和3年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【林小学校（林児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	133人	143人	152人	170人	174人
②確保方策	133人	143人	152人	170人	174人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【和坂小学校（和坂児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	72人	83人	94人	106人	113人
②確保方策	72人	83人	94人	106人	113人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【鳥羽小学校（鳥羽児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	154人	172人	191人	208人	218人
②確保方策	154人	172人	191人	208人	218人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【沢池小学校（沢池児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	169人	188人	215人	238人	270人
②確保方策	169人	188人	215人	238人	270人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【藤江小学校（藤江児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	146人	163人	180人	190人	209人
②確保方策	146人	163人	180人	190人	209人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【花園小学校（花園児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	110人	123人	130人	138人	146人
②確保方策	110人	123人	130人	138人	146人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【貴崎小学校（貴崎児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	38人	40人	39人	40人	41人
②確保方策	38人	40人	39人	40人	41人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【大久保小学校（大久保児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	215人	226人	233人	242人	259人
②確保方策	215人	226人	233人	242人	259人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【大久保南小学校（大久保南児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	192人	197人	213人	238人	261人
②確保方策	192人	197人	213人	238人	261人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【高丘東小学校（高丘東児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	70人	71人	73人	81人	87人
②確保方策	70人	71人	73人	81人	87人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【高丘西小学校（高丘西児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	111人	111人	117人	118人	127人
②確保方策	111人	111人	117人	118人	127人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【山手小学校（山手児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	205人	231人	259人	265人	284人
②確保方策	205人	231人	259人	265人	284人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【谷八木小学校（谷八木児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	96人	111人	116人	124人	129人
②確保方策	96人	111人	116人	124人	129人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【江井島小学校（江井島児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	143人	146人	155人	164人	168人
②確保方策	143人	146人	155人	164人	168人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【魚住小学校（魚住児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	95人	94人	99人	102人	105人
②確保方策	95人	94人	99人	102人	105人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【清水小学校（清水児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	107人	107人	108人	114人	113人
②確保方策	107人	107人	108人	114人	113人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【錦が丘小学校（錦が丘児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	91人	93人	93人	101人	102人
②確保方策	91人	93人	93人	101人	102人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【錦浦小学校（錦浦児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	186人	203人	232人	253人	275人
②確保方策	186人	203人	232人	253人	275人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2021年（令和3年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【二見小学校（二見児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	51人	53人	52人	52人	52人
②確保方策	51人	53人	52人	52人	52人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【二見北小学校（二見北児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	137人	147人	166人	172人	188人
②確保方策	137人	147人	166人	172人	188人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【二見西小学校（二見西児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	109人	120人	125人	137人	144人
②確保方策	109人	120人	125人	137人	144人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 延長保育事業

① 事業内容

保護者の就労形態の多様化等に伴い、就労世帯等の支援を図るため、保育施設で保育標準時間を超えた保育を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【本庁東部】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	110人	125人	125人	125人	125人
②確保方策	110人	125人	125人	125人	125人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【本庁西部】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	170人	195人	195人	195人	195人
②確保方策	170人	195人	195人	195人	195人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【大久保】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	260人	260人	260人	260人	260人
②確保方策	260人	260人	260人	260人	260人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【魚住】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	70人	70人	70人	70人	70人
②確保方策	70人	70人	70人	70人	70人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【二見】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	70人	70人	70人	70人	70人
②確保方策	70人	70人	70人	70人	70人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園型

ア 事業内容

待機児童対策の一環として、1号認定の在園児を対象に、幼稚園等が保護者の希望に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かりを実施する。

イ 量の見込み及び確保方策

【本庁東部】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	18,581人日	18,667人日	18,540人日	18,458人日	18,380人日
②確保方策	18,581人日	18,667人日	18,540人日	18,458人日	18,380人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【本庁西部】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	23,199人日	23,287人日	23,130人日	23,025人日	23,009人日
②確保方策	23,199人日	23,287人日	23,130人日	23,025人日	23,009人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【大久保】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	34,907人日	35,003人日	34,773人日	34,611人日	34,454人日
②確保方策	34,907人日	35,003人日	34,773人日	34,611人日	34,454人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【魚住】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	7,447人日	7,508人日	7,455人日	7,426人日	7,399人日
②確保方策	7,447人日	7,508人日	7,455人日	7,426人日	7,399人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【二見】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	6,701人日	6,752人日	6,704人日	6,677人日	6,652人日
②確保方策	6,701人日	6,752人日	6,704人日	6,677人日	6,652人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

ア 事業内容

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、一時的に保育施設で乳幼児の保育を実施する。

また、ファミリーサポートセンターにおいては、「子育ての応援をしたい人（提供会員）」、「子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）」がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動を行う事業のうち、未就学者の一時預かりを行う。

イ 量の見込み及び確保方策

【全市】

人日：年間の利用人数×利用日数

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		11,712人日	11,718人日	11,710人日	11,705人日	11,701人日
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	11,000人日	11,000人日	11,000人日	11,000人日	11,000人日
	ファミリーサポートセンター事業 (うち、一時預かりのみ)	712人日	718人日	710人日	705人日	701人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 既存の私立認定こども園で新たに実施

(5) 病児・病後児保育事業

① 事業内容

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、専用スペースにおいて保育を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	900人日	900人日	900人日	900人日	900人日
②確保方策	900人日	900人日	900人日	900人日	900人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度

病児・病後児保育施設2か所（本庁東部1か所、大久保南部1か所）

(6) 利用者支援事業

① 事業内容

ア 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う。

イ 特定型

子育て世帯の増加による待機児童の増加に対応するため、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児童の保育に関する保護者の相談に応じ、個々の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供や相談を行う。

ウ 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保護者に寄り添った総合的相談支援等を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(基本型・特定型)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
量の見込み(母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
①量の見込み合計	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策(基本型・特定型)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策(母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策合計	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

計画期間中の確保の内容

ア 基本型

市内5か所の子育て支援センターを活用して、うち2か所で実施

イ 特定型

市役所窓口の保育コンシェルジュで実施(2016年(平成28年)度より継続)

ウ 母子保健型

こども健康課内の子育て世代包括支援センターで実施

(7) 妊婦健康診査事業

① 事業内容

妊婦の健康管理の充実と、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠出産ができるよう、健康診査費の助成を行う。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人：年間の実施人数

人回：年間の利用人数×利用回数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,453人 35,341回	4,490人 35,639回	4,420人 35,079回	4,384人 34,793回	4,351人 34,532回
②確保方策	4,453人 35,341回	4,490人 35,639回	4,420人 35,079回	4,384人 34,793回	4,551人 34,532回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

計画期間中の確保の内容

明石市医師会などの医師会
上記以外の医療機関（産婦人科）

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

① 事業内容

市内に5か所ある子育て支援センターに、親と子が気軽に集い、交流できるプレイルームを設置し、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人回：年間の利用人数×利用回数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	102,315人回	103,172人回	102,005人回	101,386人回	100,815人回
②確保方策	5箇所 102,315人回	5箇所 103,172人回	5箇所 102,005人回	5箇所 101,386人回	5箇所 100,815人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

計画期間中の確保の内容

市内5か所の子育て支援センターで実施

(9) ファミリーサポートセンター事業（就学後）

① 事業内容

「子育ての応援をしたい人（提供会員）」、「子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）」がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動事業のうち、小学生を対象として行う。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	524人日	529人日	534人日	538人日	543人日
②確保方策	524人日	529人日	534人日	538人日	543人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

計画期間中の確保の内容

受託事業者

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業内容

保健師、助産師を中心とした専門職員が家庭訪問をすることによって、子育て家庭の孤立化を防ぎ、支援の必要な家庭の把握に繋げる。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人：年間の実施人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和3年度)	2023年度 (令和4年度)	2024年度 (令和5年度)
①量の見込み	2,840人	2,864人	2,819人	2,796人	2,775人
②確保方策	2,840人	2,864人	2,819人	2,796人	2,775人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

委託も含めた保健師、助産師を中心とした専門職による実施

(11) 養育支援訪問事業及びその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

① 事業内容

育児による大きな負担が家庭にかかる前に、訪問による支援を実施する事業で、子育て訪問相談（看護師、臨床心理士、保育士など専門職の訪問による相談や指導）と、ホームヘルパー派遣（家事援助及び育児援助）を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人：年間の利用人数（回数）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,736人	4,772人	4,727人	4,703人	4,680人
②確保方策	4,736人	4,772人	4,727人	4,703人	4,680人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

受託者 個人（保健師・保育士等）及び事業者

(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

① 事業内容

子どもの保護者が出産や病気などの理由で一時的に養育ができない場合に、児童福祉施設または里親家庭で養育保護を行う。通常の平日に利用できるショートステイに加え、夜間休日に預けられるトワイライトステイ、母子で過ごすことができる母子ショートステイを実施する。

また、最近では育児疲れによる利用も増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応が必要になっている。今後も事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していく。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和3年度)	2023年度 (令和4年度)	2024年度 (令和5年度)
①量の見込み	1,276人日	1,276人日	1,276人日	1,276人日	1,276人日
②確保方策	1,276人日	1,276人日	1,276人日	1,276人日	1,276人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

計画期間中の確保の内容

実施機関 明石こどもセンター こども支援課

預かり施設等 児童養護施設、乳児院、里親(ファミリーホーム)、母子生活支援施設

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業内容

ア 日用品・文房具等に要する費用の補助

生活保護受給世帯等を対象として、特定教育・保育施設等に対して教育・保育給付認定保護者が支払うべき教材費・行事費等について、その費用の一部を補助する。

【補助額】

教材費・行事費等相当額 月額 2,500 円（上限）

イ 副食材料費に要する費用の補助

低所得世帯、または所得に関わらず第3子以降のいる世帯を対象として、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に対して施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食費について、その費用の一部を補助する。

【補助額】

副食費相当額 月額 4,500 円（上限）

(2) 取組内容

国の実施要綱等に基づき、対象者に対して補助を行う。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業内容

ア 認定こども園に対する特別支援教育・保育経費補助事業

認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な児童を受入れている場合、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

イ 新規参入施設等への巡回支援

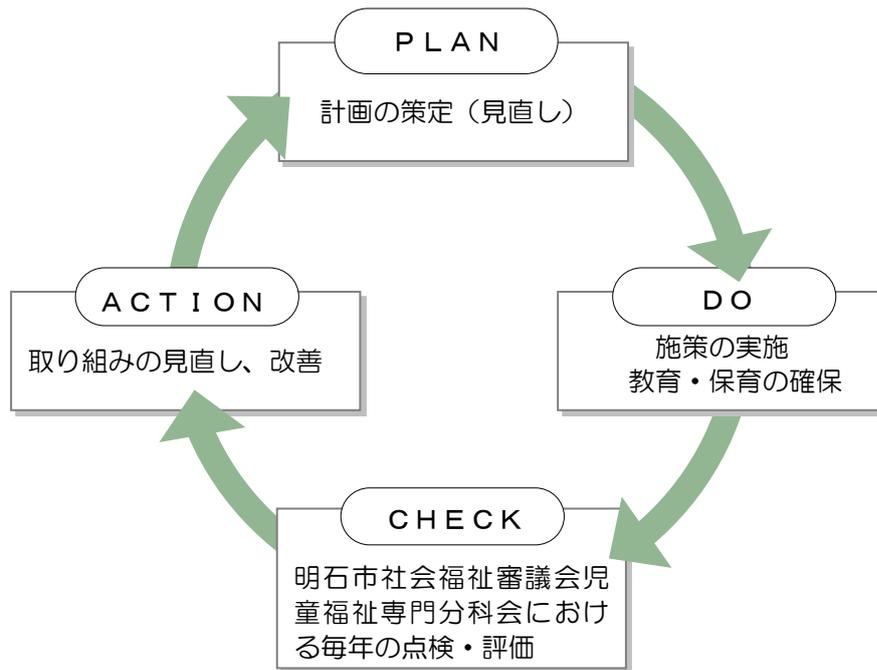
専門的知識及び経験を有する指導員が保育所・認定こども園を巡回し、障害児や発育に遅れのある児童に対する成長発達への援助や職員に指導・助言を行う。

② 取組内容

事業の趣旨を踏まえ、児童一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会を確保するため、必要な補助を継続していく。

第5章 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



資料編

用語解説

(ページ数は、用語が最初に記載されているページを表しています。)

※1 P6 「一般世帯」

下記の(1)～(3)の世帯をいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- (2) 上記(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

※2 P6 「核家族世帯」

- (1) 夫婦のみの世帯、(2) 夫婦と子供から成る世帯、(3) 男親と子供から成る世帯、(4) 女親と子供から成る世帯

※3 P6 「単独世帯」

世帯人員が一人の世帯

※4 P7 「労働力率」

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

※5 P17 「小規模保育事業所」

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。

※6 P17 「企業主導型保育施設」

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で保育を行う。

※7 P40 「民生委員・児童委員」

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、児童委員を兼ねることとされている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援を行う。

※8 P43 「教育・保育施設」

認定こども園・幼稚園・保育所

- ・認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

・学校教育法第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）

・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）

（参考）特定教育・保育施設・・・市町村長が子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象として「確認」した上記の施設

※9 P44 「地域型保育（事業）」

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、地域型保育事業とは、地域型保育を行う事業をいう。（主に3歳未満の乳児・幼児を対象とする。）

- ・小規模保育・・・少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
- ・家庭的保育・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
- ・居宅訪問型保育・・・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。
- ・事業所内保育・・・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行う。

※10 P47 「幼保連携型認定こども園」

認定こども園は、次の4つの類型に分かれます。

- ①幼保連携型・・・幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられる認定こども園（幼稚園+保育所）
- ②幼稚園型・・・学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の「児童福祉施設」により構成されるタイプなどの認定こども園（幼稚園+保育所機能）
- ③保育所型・・・保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は「児童福祉施設」に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けがない認定こども園（保育所+幼稚園機能）
- ④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプの認定こども園（幼稚園機能+保育所機能）

※11 P52 「認定区分」

2015年（平成27年）4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくこととなります。申請に基づき、各市町村が下記の3つの認定区分により認定を行い、認定証を交付します。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園等での教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園 （幼稚園部分、保育所部分）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育

「保育を必要とする事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護等です。

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画

2020年（令和2年）3月

発行：明石市

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5149

編集：明石市こども局こども育成室

放課後児童支援員認定資格研修の実施について

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に従事する放課後児童支援員（以下「支援員」という。）となるための唯一の道である、放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）の受講機会の確保は、今後、より多くの支援員が必要となる本市にとって喫緊の課題です。

今般、厚生労働省への要望が実り、省令が改正され、都道府県、指定都市に加えて、中核市においても認定資格研修の実施が可能となりましたので、本市において、来年度から認定資格研修を実施し、受講機会の拡大を図っていきます。

1 認定資格研修の概要

(1) 目的

支援員（※）として職務を遂行する上で必要な知識や技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施

※保育士や教員等の資格を有する者や2年以上児童クラブでの実務経験がある者などであって、認定資格研修を修了した者。国の基準では、概ね40人以下の児童に対して2人以上の支援員の配置が必要（うち1人を除き、補助員の代替可）

(2) 科目・時間

16科目、24時間

(3) 今年度の兵庫県における実施状況

- ・公益財団法人兵庫県青少年本部に委託して、1回あたり100人の定員で4日間、年11回、5会場（神戸、姫路、宝塚、加東、養父）で実施。
- ・定員超過で受講申込者全員を受け入れすることができていない回あり。
（明石市からは年間77人の申込に対して、63人が受講決定）

2 本市の認定資格研修実施計画（案）

(1) 実施方法

一般財団法人あかしこども財団に委託して実施する。

<役割分担>

市：日程・受講者の決定、修了証の発行など

こども財団：講師・会場の事前調整、研修当日の運営など

(2) 研修概要

時 期：年2回（春と秋）

会 場：西日本こども研修センターあかし

定 員：50名程度

受講対象者：明石市在住か在勤の人を優先するが、他市町の希望者も受け入れる。

(3) 本市の取組

① ニーズに合わせた研修日程の設定

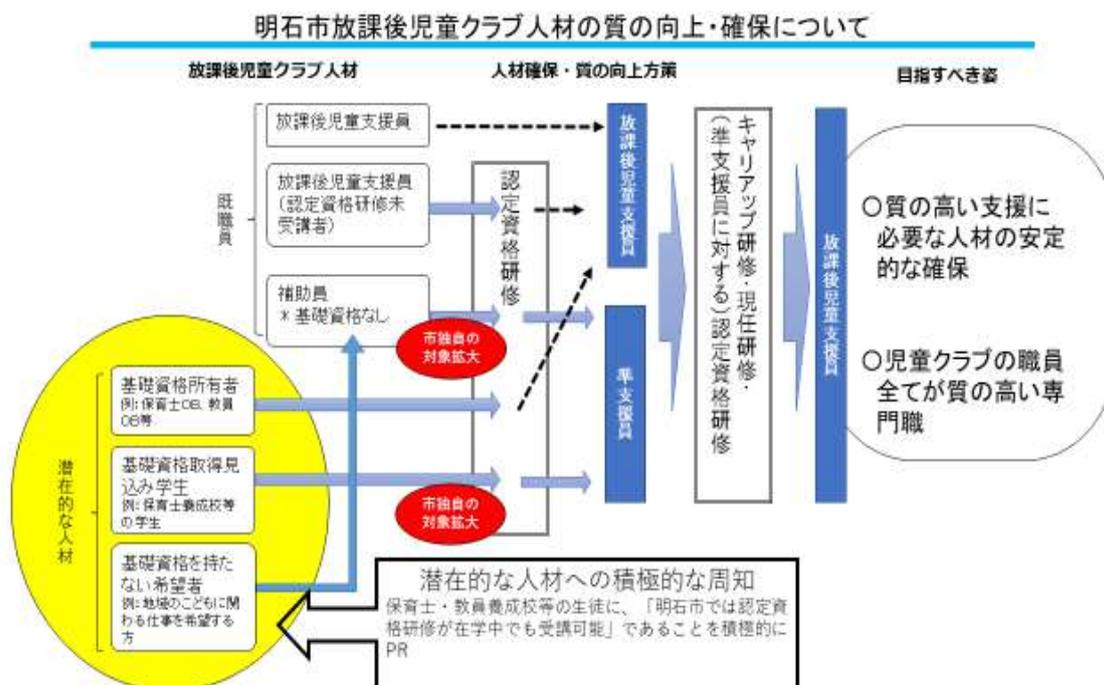
- ・ 土日や午前中など、受講しやすい日程の設定

② 受講対象者の拡大による新規人材の掘り起こしや職員の資質向上

- ・ 保育士や教員養成校の生徒で卒業と同時にそれらの資格を有する見込みの者も受講できることとし、修了者は（支援員にはならないが）本市では一定の資質を備えた者として処遇する。
- ・ 保育士や教員等の基礎資格を持たない補助支援員への研修として活用し、資質の向上を図る。

③ 安定的な人材確保のための周知

- ・ 保育士等の資格を既に持っている潜在的な人材に対して、広報あかし等の媒体を通して、支援員の仕事の魅力と合わせて受講をPRしていくとともに、新たに、保育士や教員養成校の生徒に対しても強力にPRしていく。



待機児童緊急対策等の取組みについて

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、4年間で約4,100人の受入枠増を図ってきましたが、就学前児童数の増加や保育所利用希望者の大幅な増加により、平成31年4月1日現在で412人の待機児童が発生し、令和2年4月においても一定数の待機児童が発生する見込みです。

このような状況を踏まえ、令和2年度は都市公園や公立幼稚園などの公共空間を活用した施設整備などにより、合わせて1,500人の受入枠の拡充計画を立て、令和3年4月の待機児童の解消を目指します。

【参考：就学前児童数と認可保育所の申込児童数等の推移（2019～）】（単位：人）

	2019.4	2020.4	2021.4
就学前児童数(A)	17,049	17,190	17,334
受入枠	7,085	7,540	9,027
申込児童数(B)	7,729	8,310	8,813
保育所等申込率(B/A)	45.3%	48.3%	50.8%

※受入枠は、子育て安心プランの利用定員数から、幼稚園預かり保育事業の枠を除いた数値。

1 受入枠の拡充【令和2年度予算額 3,622,093千円】

保育所等の整備計画及び過去5年間の実績は以下のとおりです。

内 訳	①公園内保育所等の新設3か所	410人
	②保育所等の新設、増設等9か所	700人
	③幼稚園内小規模保育事業所の設置3か所	56人
	④小規模保育事業所の設置11か所	209人
	⑤企業主導型保育事業の推進等	125人

受入枠拡充 状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	+786人	+952人	+1,929人	+505人	+1,500人

5年間で受入枠5,672人拡充
2016年（平成28年）4月1日から約2.3倍

2 保育所等整備（都市公園活用）事業者の選定結果

昨年10月から事業者を募集しておりました松が丘公園、中崎遊園地、上ヶ池公園について、3か所合計で10法人からの応募があり、選定審査を行った結果、以下の事業者が整備予定事業者として選定されました。

(1) 応募事業者数

- ① 松が丘公園：学校法人 2法人
- ② 中崎遊園地：社会福祉法人 3法人
- ③ 上ヶ池公園：社会福祉法人 5法人

(2) 整備予定事業者

書類審査及びプレゼンテーションにより、都市公園の魅力向上、保育サービス向上の取組み、人材確保・育成の考え方、安全対策、設計整備スケジュールなど9項目について外部有識者及び市職員で評価し、選定しました。

① 松が丘公園〔認定こども園（定員 109 名）〕

事業者	学校法人和弘学園〔理事長 中後和子〕
設立年月	昭和 41 年 2 月 4 日
運営中の認可保育所・認定こども園等	【認定こども園】 2 園 (市外) 明舞幼稚園 400 名 (S44 年～幼稚園、H27 年～認定こども園) (市外) 塩屋幼稚園 304 名 (S32 年～幼稚園、H27 年～認定こども園)

② 中崎遊園地〔認定こども園（定員 132 名）〕

事業者	社会福祉法人 子どもの家福祉会〔理事長 赤西雅之〕
設立年月	昭和 41 年 12 月 12 日
運営中の認可保育所・認定こども園等	【認可保育所】 2 園 (市内) 明石あすの保育園 200 名 (H31 年～) (市外) 播磨灘保育園 姫路市 150 名 (S41 年～) 【認定こども園】 9 園 (市内) 野の花こども園 70 名 (H15 年～保育所、H30～認定こども園) (市外) 加古のうみこども園 210 名 加古川市 (H16 年～) ほか 7 園 【小規模保育事業所】 1 園 (市外) あすの乳児ルーム 19 名 神戸市 (H26 年～)

③ 上ヶ池公園〔認可保育所（定員 108 名）〕

事業者	社会福祉法人 和坂福祉会〔理事長 林谷文子〕
設立年月	昭和 55 年 4 月 1 日
運営中の認可保育所・認定こども園等	【認可保育所】 4 園 (市内) 和坂保育園 100 名 (S55 年～) 和坂保育園駅前分園 29 名 (H16 年～) かにがさか保育園 75 名 (H29 年～) (市外) 蓮池保育園 播磨町 160 名 (H18 年～) 【小規模保育事業所】 1 園 (市内) はやしのちいさな保育園 19 名 (H31 年～)

3 保育士確保と質の向上【令和 2 年度予算額 293,795 千円】

保育士の確保、定着、専門性向上に向けた施策を引き続き実施することで、子どもにとって良好な保育環境を整えるために必要不可欠である保育士の量の確保及び質の向上に取り組めます。

具体的には、これまで実施してきた、市内私立保育所等で勤務する保育士に対する経済的支援や私立保育所等に対する処遇改善事業、保育士総合サポートセンターを活用した就業支援事業などの保育士確保策を引き続き実施します。

また、今年度から運用を開始している保育所の職場環境向上に取り組む法人に対する支援も引き続き実施します。

明石市社会的養育推進計画について

本市における今後10年間の社会的養育にかかる総合的な計画である「明石市社会的養育推進計画」（以下「計画」といいます。）の案をとりまとめましたので以下のとおり報告します。

1 計画の趣旨

本市における今後10年間の社会的養育の総合的な計画として行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために策定します。

2 計画期間

2020年度から2029年度までの10年間

3 計画の概要（内容は別紙計画案を参照）

- (1) 明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像
- (2) 明石市における総合的な子ども支援
- (3) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み
- (5) 里親委託の推進に向けた取組
- (6) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 社会的養育推進のための施設との連携
- (8) 社会的養育自立支援の推進に向けた取組
- (9) 一時保護の在り方
- (10) 明石こどもセンターの運営

4 意見募集（パブリックコメント）の実施

2020年1月1日から1月31日までの期間で意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、1件（1名）の意見応募がありました。

ご意見及びご意見を踏まえての対応については以下の表のとおりです。

主なご意見	対応
平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、「家庭養育優先原則」以外にも、子どもの権利主体性や社会のあらゆる分野において、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならない旨が規定されており、これらについても本計画の基本的考え方において明記してほしい。	素案においては、一人ひとりの子どもの思いに適った健やかな育ちと自立を実現できる計画とすることや、当事者である子どもの意見を踏まえるとともに子どもの権利擁護の取組の推進に資する計画とすること等を記述し、児童福祉法に定める子どもの権利主体性や子どもの意見の尊重に資する計画とすることを明確にしており、今後、子どもの権利擁護の充実を図ってまいります。

5 今後の予定

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。

(別紙)

明石市社会的養育推進計画（案）

目次

1	明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像	1
(1)	本計画の位置づけ	1
(2)	基本的な考え方	1
(3)	計画期間等	2
2	明石市における総合的な子ども支援	2
(1)	基本的な考え方	2
(2)	現状と課題	3
(3)	今後の取組と子ども総合支援の実施体制	4
3	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	5
(1)	基本的な考え方	5
(2)	現状と課題	5
(3)	今後の取組	6
4	各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み	6
(1)	代替養育を必要とする子どもの現状	6
(2)	代替養育を必要とする子ども数の見込み	7
(3)	里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率の見込み	9
(4)	今後目標とする里親委託率	10
(5)	ショートステイ事業を利用する子どもの見込み	11
5	里親委託の推進に向けた取組	12
(1)	基本的考え方	12
(2)	本市の里親家庭の現状と課題	13
(3)	里親等への委託子ども数及び里親必要数の見込み	14
(4)	フォスターリング業務の実施体制	15
(5)	今後の取組	16
6	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	17
(1)	基本的な考え方	17
(2)	現状と課題	18
(3)	今後の取組	18
7	社会的養育推進のための施設との連携	19
(1)	基本的な考え方	19
(2)	現状と課題	19
(3)	今後の取組	20
8	社会的養育自立支援の推進に向けた取組	20
(1)	基本的考え方	20
(2)	現状と課題	20

(3)	今後の取組.....	20
9	一時保護の在り方.....	21
(1)	基本的な考え方.....	21
(2)	一時保護の現状と課題.....	21
(3)	今後の取組.....	21
10	明石こどもセンターの運営.....	22
(1)	基本的考え方.....	22
(2)	現状と課題.....	22
(3)	今後の取組.....	22
資料1	24
資料2	26

明石市社会的養育推進計画（案）

1 明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像

（1）本計画の位置づけ

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）により、児童福祉法に「子どもの家庭養育優先原則」が明記されました。すなわち、国及び地方公共団体においては、まず、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援し、子どもがさまざまな事情により家庭で適切な養育を受けられない場合には、養子縁組や里親・ファミリーホーム¹といった家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されるよう、必要な取組をしなければならないという原則です。なお、専門的なケアを要するなど、里親家庭等で養育されることが適当でない場合には、施設において養育することとなりますが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）において養育されるよう、取り組むべきともされています。

これらの法律改正等を踏まえ、国は各都道府県等に社会的養育の推進のための計画の策定を求め、2018 年（平成 30 年）7 月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」²（以下「要領」といいます。）を示しました。

明石市社会的養育推進計画（以下「本計画」といいます。）は、国の要領も踏まえつつ、本市における、子どもと家庭への養育支援から里親等による代替養育までの社会的養育の推進に関する今後 10 年間総合的な計画として、行政、関係機関、さらには市民がこれを共有して、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために策定するものです。

なお、本計画は、2020 年度を始期とした今後 5 年間の本市の子育て支援施策全般の計画である「第 2 期明石市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」といいます。）との整合を図りながら策定しています。

（2）基本的な考え方

本計画は、以下の基本的な考え方の下に策定します。

- 児童福祉法の「家庭養育優先原則」を踏まえ、すべての社会的養育を必要とする子どもに対し、家庭など、一人ひとりにとって望ましい安心・安全の場を保障していくための計画とすること。
- 一人ひとりの子どもの思いに合った健やかな育ちと自立を実現できるよう、成長発達に応じた切れ目ない支援を着実に実施するための計画とする

¹ 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定される小規模住居型児童養育事業。養育者の住居において行う点で里親と同様であり、児童 5～6 人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホーム。

² 平成 30 年 7 月 6 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」の別添

こと。

- 本市の「こどもを核としたまちづくり」の理念、さらには SDG s の理念を反映した「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」という「SDG s 未来安心都市・明石」の方向性を踏まえ、市と地域の関係機関・市民との適切な連携に資する計画とすること。
- 兵庫県が県内（明石市を含む。）の児童養護施設、里親家庭などで暮らす子どもを対象として実施した「みんなの生活についてのアンケート調査」（注）の結果を踏まえるなど、当事者である子どもの意見を踏まえるとともに、子どもの権利擁護の取組の推進に資する計画とすること。

（注）アンケート調査の結果は現在集計中であるため、今後その結果を踏まえ、本計画に反映させていただきます。

（3）計画期間等

計画期間は 2020 年度（令和 2 年度）～2029 年度（令和 11 年度）までの 10 年間とします。

本計画の進捗状況は毎年度把握・検証し、その結果を各種支援に活かしていきます。

また、中間期である 2024 年度末には進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って、取組の促進を図っていきます。

2 明石市における総合的な子ども支援

（1）基本的な考え方

本市は「こどもを核としたまちづくり」を掲げ、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という理念の下、すべての子どもを対象として、その一人ひとりにしっかりと寄り添い、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていくため、さまざまな施策を推進してきました。社会的養育もこの施策の一つであり、他の子ども・子育て支援施策と繋がりをもちながら、さらには、SDG s の理念を反映した、「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」という「SDG s 未来安心都市・明石」の方向性とも軌を一にしながらか推進していく必要があります。

2019 年（平成 31 年）4 月の明石こどもセンター（市児童相談所）の設置により、虐待の予防から地域における早期の気づき、子どもの迅速な保護・支援、家庭復帰後の地域における支援に至るまで、市が一貫して実施できる体制となりました。地域・住民に近い中核市が設置する児童相談所ならではのメリットを十分に発揮し、個々の事情に応じて市が実施しているさまざまな支援サービスを組み合わせながら最適な支援を実施していきます。

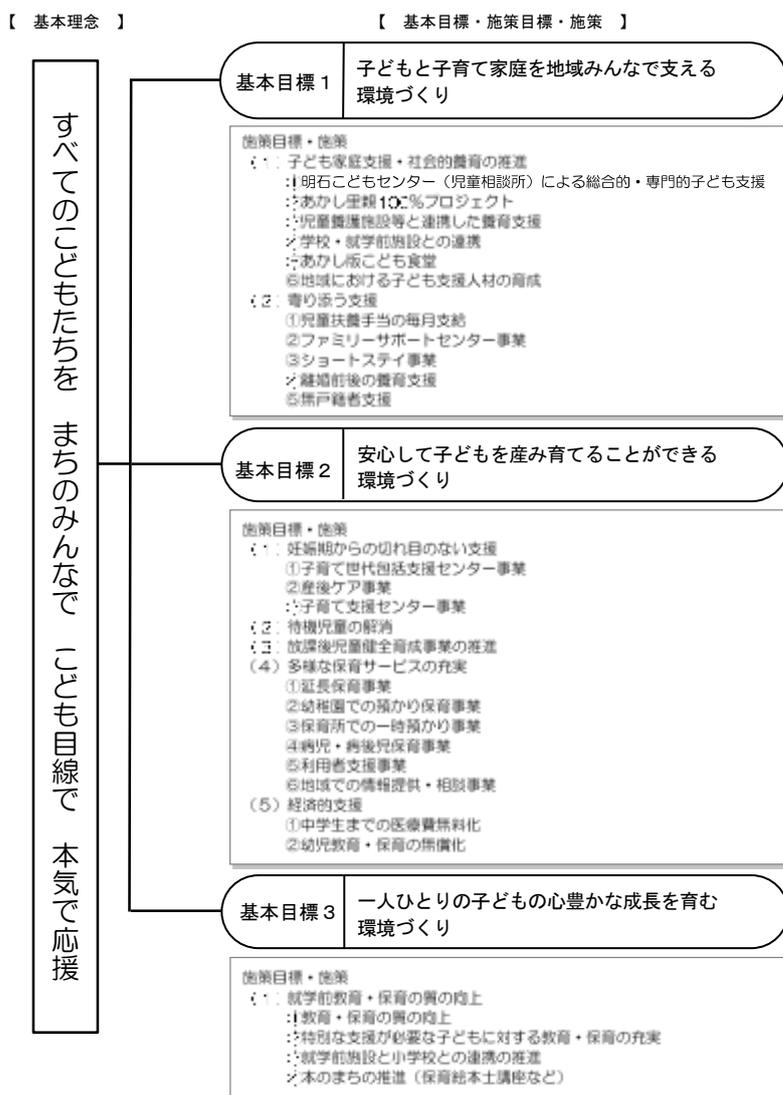
総合的な子ども支援により、すべての子どもが家庭のぬくもりを感じながら暮

らすことができるまちづくりを目指していきます。

(2) 現状と課題

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく第2期計画が2020年度（令和2年度）からスタートします。第2期計画においては、「すべてのこどもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援する」という基本理念の下に、①子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり、②安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、③一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくりの3つの基本目標を掲げ、それに対応する各種施策を推進していくこととしています。
- 第2期計画には、社会的養育の推進も施策目標として掲げられており、本計画を着実に実施していくことで、第2期計画の施策目標の達成も目指していくこととなります。

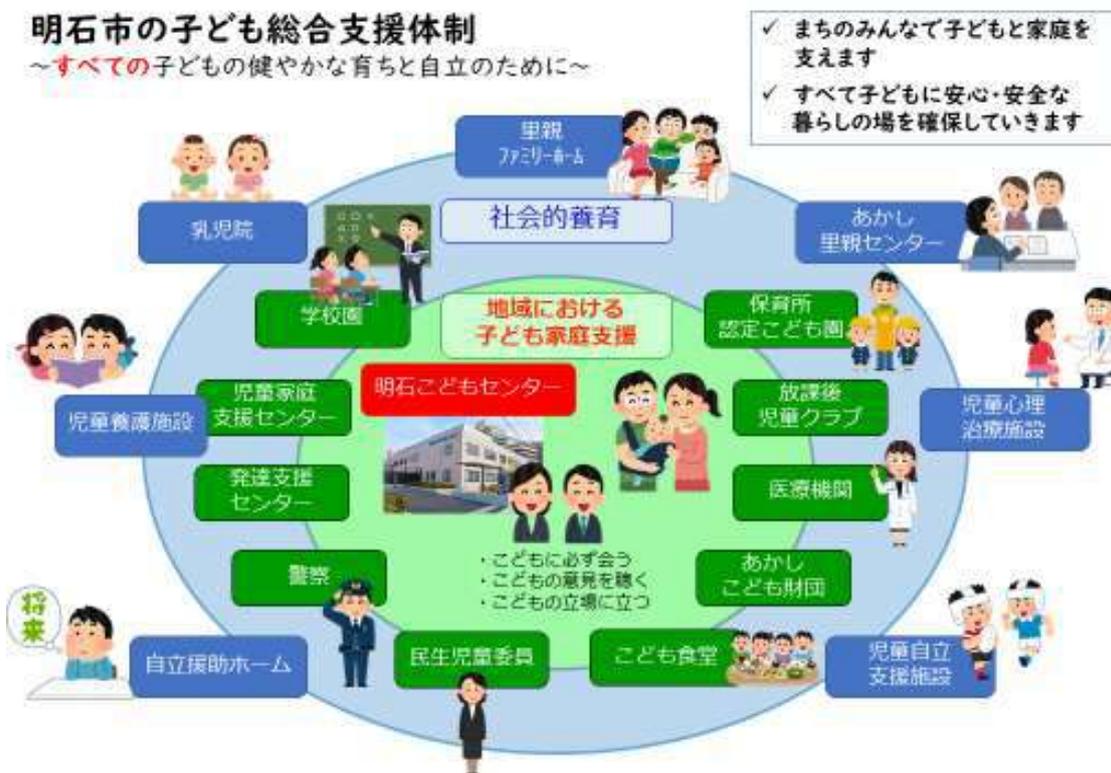
(参考) 第2期子ども・子育て支援事業計画の施策体系



(3) 今後の取組と子ども総合支援の実施体制

- 第2期計画に掲げている社会的養育に関連する施策も含めた各種子ども・子育て支援施策は相互に関連しています。例えば、子育て世代包括支援センター事業により、妊娠期から子育て期における母子への支援を行う中で課題が見つければ、社会的養育に繋ぐことを検討したり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、産後ケア事業など各種子育て支援事業の充実を図ることで、虐待を予防し、家庭における子どもの育ちを支えることができます。このため、第2期計画に掲げる各種施策を総合的に推進していきます。
- 各種子ども・子育て支援施策を有機的に繋げ、子ども一人ひとりにとって望ましい養育ができるよう、明石こどもセンターが子ども総合支援の拠点機関として、関係部署、関係機関、地域の支援主体と連携し、最適な支援をコーディネートする機能を発揮していきます。
- 子どもができる限り家庭で暮らし続けられるよう、地域における子ども・子育て支援の体制強化として、児童家庭支援センターを設置し、在宅の子ども・子育て家庭への支援や、施設・里親家庭からの家庭復帰支援の強化を図っていきます。

図 明石市の子ども総合支援体制のイメージ



3 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

（1）基本的な考え方

本市はこれまでも、各種子ども・子育て支援において「子ども目線」を大切に取り組んできました。社会的養育の推進を主体的に担う明石こどもセンターにおいては、①子どもに必ず会うこと、②子どもの意見を聴くこと、③子どもの立場に立つことを基本姿勢にしており、今後もあらゆる支援の場面でこの姿勢を堅持していきます。

また、在宅で養育支援を受ける子ども又は里親家庭や施設において養育される子どもから意見を聴く多様な機会をつくり、適切に意見を酌み取って支援に活かしていきます。

（2）現状と課題

- 本市では、社会的養育を受ける子どもも含め、すべての子どもを対象とした「あかしこども相談ダイヤル」により、24時間子ども自身の相談を受け付け、家庭や学校生活における困りごとや、つらい状況に置かれたときのSOSを受け止め、支援につなぐ体制を整備しています。
- 明石こどもセンターにおいては、「子どもの意見を聴く」という基本姿勢の下、子どもとのかかわりが始まる際は、必ず子どもに直接会って、気持ちや意見を聴いています。また、保護した子どもの援助方針を検討する際も子どもの意見を必ず聴くこととしています。
- 保護した子どもや施設入所・里親委託となった子どもについては、原則として児童福祉司や児童心理司等の職員が複数担当者としてつき、子どもの生活を支援する者、子どもの相談をじっくり聞く者など、子ども本位の役割分担をして子どものニーズに対応することとしています。
- また、施設入所・里親委託となっているすべての子どもに対して、子どもの意見表明権を含む子どもの権利の内容を説明した「あんしんノート」（こどもの権利ノート）を配付し、配付時は、担当の児童心理司等が子どもに直接、わかりやすく説明しています。
- 今後は、これらの取組の一層の充実・深化が必要です。特に、子どもに直接かかわる職員が、子どもの年齢、障害や発達等を踏まえて適切に子どもの意思や意見を引き出し、受け止める技術の向上や、子どもの希望も踏まえてアドボケイト（子どもの声を代弁し、権利を擁護する者）を付けられる仕組みを構築する必要があります。
- また、平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉審議会（本市においては社会福祉審議会が相当）は子ども自身や家族から報告や意見聴取ができることとされたことを踏まえ、子どもの立場に立って支援の公正性を確保する観点から、今後本市においても意見聴取の具体的な仕組みを構築する必要があります。

(3) 今後の取組

① 明石子どもセンターの子ども支援における取組

- ・ 子どもへの支援方針の検討に当たっては、必ず子どもの意見を聴くとともに、支援の内容やその支援に至った理由を子ども自身に丁寧に説明していきます。援助方針会議や里親子応援会議など、支援方針を検討・共有する会議への子ども自身の参画の在り方についても今後検討していきます。
- ・ 子どものアドボケイトに関する研修等を積極的に受講し、子どもの意思や意見を適切に酌み取る技術の向上を図ります。

② 社会的養育における取組

- ・ 引き続き「あんしんノート」を活用し、担当の児童心理司等が子どもに直接、わかりやすく説明していきます。

③ 第三者による意見聴取の仕組みの構築

- ・ 国の調査研究³や他の自治体の事例も参考としつつ、第三者の立場にある代理人から子どもの意見を聴き、支援の主体に伝える子どもアドボケイトや、市の社会福祉審議会（児童福祉法に定める児童福祉審議会に相当）へ子どもが意見を表明できる仕組みを作るなど、子どもの意見を酌み取る多様な機会と、その意見を適切に支援に反映できるような実効ある仕組みの構築を目指します。

4 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み

(1) 代替養育を必要とする子どもの現状

① 本市の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数（2019年（令和元年）9月1日現在）

明石市の子どものうち、さまざまな事情により家庭で暮らすことができず、乳児院、児童養護施設又は里親・ファミリーホームで暮らしている子どもは、2019年（令和元年）9月1日現在で78人おり、子ども人口に占める割合は0.157%となっています（表1）。

表1 代替養育を必要とする子ども数（単位：人）

代替養育子ども数	A	78
18歳未満人口	B	49,829
割合	C(=A/B)	0.157%

② 兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子

³平成30年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体にとって参考となるガイドラインに関する調査研究」（平成31年3月・三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

ども数（各年度3月1日時点）

兵庫県社会的養育推進計画（案）によれば、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の各年度3月1日における、兵庫県全体（神戸市を除く。）の代替養育を必要とする子ども数は表2のとおりとなっています。なお、各年度3月1日時点は、措置・委託されている子どもの数が最大数になるとされています（本市は、2019年（平成31年）4月1日に児童相談所を設置したため、それ以前の3月1日時点の本市のみの代替養育を必要とする子ども数を算出することは困難です）。

表2 兵庫県の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数

（単位：人）

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
代替養育子ども数 A	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,200
18歳未満人口 B	663,571	655,487	647,412	636,592	625,772	645,767
割合 C(A/B)	0.182%	0.185%	0.186%	0.185%	0.192%	0.186%

（兵庫県児童課作成資料より引用。各年度3月1日現在の状況）

③ 本市の施設・里親家庭で暮らす子どもの状況（2019年（令和元年）9月1日現在）

年齢区分（3歳未満・3歳から就学前・学童期以降）別、施設種別の代替養育を必要とする子ども数及びそれら区分ごとの割合は表3及び表4のとおりです。代替養育を必要とする子どものうち、里親家庭・ファミリーホーム（FH）で暮らしている子どもの割合を里親委託率といますが、本市では全年齢区分計で18人の子どもが里親家庭・ファミリーホームで暮らしており、里親委託率は23.1%となっています。

表3 代替養育を必要とする子ども数（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	2	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	2	1	17
学童期以降	0	42	13	11	2	55
合計	3	57	18	15	3	78

表4 措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.9%	76.5%	17.6%	11.8%	5.9%	100.0%
学童期以降	0.0%	76.4%	23.6%	20.0%	3.6%	100.0%
合計	3.8%	73.1%	23.1%	19.2%	3.8%	100.0%

（2）代替養育を必要とする子ども数の見込み

兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子

ども数の割合、明石市の18歳未満人口の割合を基に、代替養育を必要とする子ども数を見込みます。

明石市の人口は今後10年、300,000人で推移するものと仮定します。

兵庫県全体（神戸市を除く。）の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合の2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの平均値は0.186%です（表2参照）。

また、明石市の人口に占める18歳未満人口の割合の2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの平均値は16.6%となっています（表5参照）。

来年度から10年間、本市の人口が300,000人と横ばいで推移すると仮定した場合、18歳未満人口は全人口300,000人に過去の18歳未満人口の割合の平均（16.6%）を乗じて、49,937人で推移すると見込みます。本市の18歳未満人口の推計値（49,937人）に、過去の兵庫県全体18歳未満人口に占めるの代替養育を必要とする子ども数の割合（0.186%）を乗じて、本市の代替養育を必要とする子どもの数を93人と見込みます（表6参照）。

人口の推計値を今後見直し、代替養育を必要とする子ども数の値を修正する可能性があります。

表2〔再掲〕 兵庫県の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数
(単位：人)

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
代替養育子ども数 A	1,210	1,211	1,201	1,176	1,201	1,200
18歳未満人口 B	663,571	655,487	647,412	636,592	625,772	645,767
割合 C(=A/B)	0.182%	0.185%	0.186%	0.185%	0.192%	0.186%

(兵庫県児童課作成資料より引用。各年度3月1日現在の状況)

表5 明石市の人口に占める18歳未満人口の割合 (単位：人)

年度	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	平均
18歳未満人口 A	49,970	49,642	49,485	49,199	49,198	49,499
明石市の人口 B	296,211	296,720	297,341	297,693	298,878	297,369
割合 C(=A/B)	16.9%	16.7%	16.6%	16.5%	16.5%	16.6%

表6 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位：人)

年度	2020年度 (令和2年度)	2024年度 (令和6年度)	2029年度 (令和11年度)
明石市人口(推計) ※1	300,000	300,000	300,000
18歳未満人口(推計) ※2	49,937	49,937	49,937
代替養育子ども数(推計) ※3	93	93	93

※1 人口は300,000人で推移すると仮定

※2 各年度の人口に過去5年の18歳未満人口割合の平均値(16.6%)を乗じたもの

※3 18歳未満人口に兵庫県の過去5年の子ども人口に占める代替養育を必要とする子ども数の割合の平均(0.186%)を乗じたもの

(3) 里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率の見込み

① 施設入所期間に着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2019年（令和元年）9月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしている子どものうち、次のアからエのいずれかに該当する子どもについては、里親委託を検討すべき子どもとします。当該子どもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率（代替養育を必要とする子どものうち、里親・ファミリーホーム（FH）に委託される子ども数の割合。以下同じ。）を推計すると、表7のとおりとなり、里親委託率は、全年齢区分計で71.0%となります（算出過程はp24の資料1参照）。

- ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児（3歳未満の子ども。以下同じ。）
- イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児
- ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児

- エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

表7 年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳～就学前	0	6	14	13	1	20
学童期以降	0	21	45	43	2	66
合計	0	27	66	63	3	93

表8 年齢区分別の里親委託率（推計）（表7に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	0.0%	30.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	31.8%	68.2%	65.2%	3.0%	100.0%
合計	0.0%	29.0%	71.0%	67.7%	3.2%	100.0%

② 子どものケアニーズに着目して望ましい措置・委託先を検討した場合

2019年（令和元年）9月1日現在、乳児院又は児童養護施設で暮らしている子どもについて、以下のアからキのいずれのケアニーズに該当するかを検討します。この場合、「キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある」に該当する子どもがすべて里親委託された場合の年齢区分別・施設等種類別の分布率に基づき、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率を推計すると表9のとおりとなり、里親委託率は、全年齢区分計で

65.6%となります（算出過程はp26の資料2参照）。のとおり。

- ア 子ども自身が里親委託を望んでいないので施設でのケアが適切と考えられる
- イ 発達上の支援課題（障害等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- エ 心理的課題（家庭環境への拒否等）を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる
- カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる
- キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

表9 年齢区分別・施設等種類別の子ども数の見込み（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	1	6	6	0	7
3歳～就学前	1	5	14	13	1	20
学童期以降	0	25	41	38	3	66
合計	1	31	61	57	4	93

表10 年齢区分別の里親委託率（推計）（表9に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	14.3%	85.7%	85.7%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.0%	25.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	57.6%	4.5%	100.0%
合計	1.1%	33.3%	65.6%	61.3%	4.3%	100.0%

（4）今後目標とする里親委託率

上記（3）のとおり、①施設入所期間に着目した場合と、②子どものケアニーズに着目した場合の2通りの考え方で、里親養育を必要とする子ども数及び里親委託率を見込みましたが、実際に措置・委託先を検討するに当たっては、子どもの施設入所期間も1つの検討要素となるものの、子ども一人ひとりにとって望ましい養育環境は、子どもの思い、状況、特性に応じて個別に判断されるべきであることから、②子どものケアニーズに着目した推計を指標として、今後里親家庭の確保や里親委託の推進を図っていくこととします。ただし、就学前の時期については、愛着形成の上で特に重要な時期であり、年長児と比べ、家庭環境への拒否感を持ちづらいと考えられることから、推計上の里親委託率に関わらず、すべての子どもを里親家庭に委託できることを目標に、里親家庭の確保・養育技術の向上に取り組んでいくこととします。

表 11 ケアニーズを考慮しつつ、就学前のすべての子どもを里親委託した場合の年齢
区分別・施設等種類別の子ども数の見込み（単位：人）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳～就学前	0	0	20	19	1	20
学童期以降	0	25	41	38	3	66
合計	0	25	68	64	4	93

表 12 年齢区分別の里親委託率（推計）（表 11 に対応）

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	0.0%	0.0%	100.0%	95.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	57.6%	4.5%	100.0%
合計	0.0%	26.9%	73.1%	68.8%	4.3%	100.0%

（5）ショートステイ事業を利用する子どもの見込み

子どもの保護者が出産、急病、育児疲れなどの理由で一時的に養育ができない場合に、里親・ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設で子どもを受け入れ、短期間養育する事業として、子育て短期支援事業（以下「ショートステイ事業」といいます。）があります。ショートステイ事業は、ショートステイとトワイライトステイの2種類の受け入れ形態があり、ショートステイは宿泊を伴い、1回の利用につき原則7日以内、1年間につき28日を限度に受け入れを行い、トワイライトステイは平日の夜間、休日等に保護者が不在となる数時間受け入れを行います。

今後、里親家庭の確保等、社会的養育の体制を整備していく上で、ショートステイ事業において短期間の養育が必要となる子ども数にも留意する必要があります。

表 13 のとおり、ショートステイ事業の利用延日数（人日）は年々増加し、その半分程度を里親家庭で受け入れている状況です。

また、この傾向等を踏まえ、第2期計画においては、今後5年間の利用ニーズ（量の見込み）を年間1,276人日と見込んでいます。

表 13 ショートステイ及びトワイライトステイの利用延日数 (単位：人日)

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
2歳未満		69	81	171	215
	(うち里親)	(8) (11.6%)	(29) (35.8%)	(91) (53.2%)	(119) (55.3%)
2歳以上		228	269	434	666
	(うち里親)	(166) (72.8%)	(211) (78.4%)	(223) (51.4%)	(311) (46.7%)
合計		297	350	605	881
	(うち里親)	(174) (58.6%)	(240) (68.6%)	(314) (51.9%)	(430) (48.8%)

表 14 ショートステイ事業の量の見込み及び確保方策 (単位：人日)

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276
確保方策	1,276	1,276	1,276	1,276	1,276

5 里親委託の推進に向けた取組

(1) 基本的考え方

本市は「あかし里親 100%プロジェクト」を掲げ、全 28 小学校区に里親家庭があることと、就学前の里親を必要とするすべての子どもが里親家庭で暮らすことができる体制の整備を目指し、児童相談所設置前から里親推進に取り組んできました。

全小学校区への里親配置は、ショートステイ事業を利用する子どもも含め、里親家庭で養育される子どもが、それまで通学していた学校に引き続き通うことができるなど、できるだけ今までのどおりの生活を続けられる環境づくりを目指すものです。

また、特に就学前の子どもについては、家庭と同様の環境で特定の大人が関わって養育されることが、成長発達のために極めて重要であり、また、学童期の子どもについても、子ども自身が家庭に対する拒否感を強く持っている場合等を除いては、家庭と同様の環境で養育されることが望まれます。

里親を必要とするすべての子どもが里親家庭で養育できるよう、数の確保を図ることはもちろん、障害や発達上の特性を有する子どもであっても、地域の家庭で暮らすことができるよう、里親の養育力の向上を図るとともに、地域みんなで里親家庭を支える体制を構築していきます。

また、里親と子どもの丁寧なマッチング、子どもの支援方針を検討する際の里

親の参画、里親委託後のきめ細かい支援等を行うことにより、不調ゼロを目指していきます。

(2) 本市の里親家庭の現状と課題

① 里親家庭数の推移

本市は児童相談所設置を見据え、2017年度（平成29年度）から「あかし里親100%プロジェクト」を掲げ、里親を増やし、支援する取組を行ってきました。また、2019年8月からは、養育里親のうち、1週間以内の短期間の受け入れを専門とする里親を「ショートステイ里親」と位置づけてリクルートを行っているところでです。

取組開始からこれまでの里親家庭数の推移は以下のとおりです。

表15 里親家庭数の推移（単位：組）

	2017年度末	2018年度末	2019年9月1日	2019年度末(見込)
養育里親	19	31	33	44
専門里親(※)	1	1	1	2
親族里親	4	4	3	3
合計	24	36	37	49

② 子どもを受け入れている里親家庭数

登録里親のうち、2019年（令和元年）9月1日現在で児童福祉法に基づく里親委託を受け、子どもを受け入れている里親家庭数の状況は以下のとおりであり、養育里親については、登録里親数に占める現に子どもを受託している里親数の割合（以下「受託率」という。）は18.2%となっています。

表16 受託率の現状

	受託里親	受託率(※)
養育里親	6	18.2%
専門里親(FH)	1	100.0%
親族里親	3	100.0%
合計	10	27.0%

※登録里親数に占める現に子どもを受託している里親の割合

③ 里親家庭が受け入れている子ども数

②の里親家庭が受け入れている子ども数及び里親家庭1家庭当たりの平均受入れ子ども数は以下のとおりです。

表 17 里親家庭が受け入れている子ども数の状況

	受入れ子ども数	平均受入れ子ども数
養育里親	8	1.3
専門里親(FH)	3	3.0
親族里親	7	2.3
合計	13	1.8

(3) 里親等への委託子ども数及び里親必要数の見込み

「4の(4) 今後目標とする里親委託率」で示したとおり、子どものケアニーズを考慮しつつ、就学前のすべての子どもを里親委託した場合に今後必要となる里親家庭数を見込みます。

- ・ 里親を必要とする子どもの見込み数は 68 人（3歳未満7人、3歳～就学前20人、学童期以降41人）となります。
- ・ 直近の養育里親の平均受入れ子ども数は1.3人です。
- ・ 10年後には里親を必要とする子ども数に対して十分な登録里親数が確保されていることを目標として、受託率及び登録里親数を段階的に引き上げていった場合の5年後及び10年後里親委託率等は以下のとおりとなります。
- ・ なお、計画最終年度の受託率は50.0%としていますが、受託率がそれよりも低くなる場合は、より多くの登録里親数が必要となります。

ア 3歳未満

表 18 必要となる里親家庭数（3歳未満）

	2019年度	2024年度	2029年度
代替養育を必要とする子ども数(全体) ①	7	7	7
里親を必要とする子ども数 ②	7	7	7
登録里親数(目標) ③	5	8	11
受託率 ④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数 ⑤ (③*④)	1	3	6
受入れ子ども数 ⑥ (⑤*1.3人)	1	3	7
里親委託率 ⑦ (⑥/①)	14.3%	42.9%	100.0%

イ 3歳～就学前

表 19 必要となる里親家庭数（3歳～就学前）

	2019年度	2024年度	2029年度
代替養育を必要とする子ども数(全体) ①	20	20	20
里親を必要とする子ども数 ②	20	20	20
登録里親数(目標) ③	15	23	31
受託率 ④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数 ⑤ (③*④)	3	8	16

受入れ子ども数	⑥ (⑤*1.3人)	4	10	20
里親委託率	⑦ (⑥/①)	20.0%	50.0%	100.0%

ウ 学童期以降

表 20 必要となる里親家庭数（学童期以降）

		2019 年度	2024 年度	2029 年度
代替養育を必要とする子ども数（全体）	①	66	66	66
里親を必要とする子ども数	②	41	41	41
登録里親数（目標）	③	33	48	63
受託率	④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数	⑤ (③*④)	7	17	32
受入れ子ども数	⑥ (⑤*1.3人)	9	22	41
里親委託率	⑦ (⑥/①)	13.6%	33.3%	62.1%

エ 全年齢区分計

表 21 必要となる里親家庭数（全年齢区分計）

		2019 年度	2024 年度	2029 年度
代替養育を必要とする子ども数（全体）	①	93	93	93
里親を必要とする子ども数	②	68	68	68
登録里親数（目標）	③	50	78	105
受託率	④	20.0%	35.0%	50.0%
受託里親数	⑤ (③*④)	10	27	53
受入れ子ども数	⑥ (⑤*1.3人)	13	35	68
里親委託率	⑦ (⑥/①)	14.0%	37.6%	73.1%

(4) フォスタリング業務の実施体制

明石こどもセンターは、中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と顔の見える関係で連携し、それぞれの子どもと子育て家庭の状況に応じて、より早く、適切な支援を行いやすい体制となっています。そのメリットを活かし、明石こどもセンターがフォスタリング機関として主体的に里親支援を担い、きめ細かい支援を展開していきます。

一方で、今後里親家庭の増加が見込まれることや、明石こどもセンター以外にもさまざまな相談支援の窓口が開かれているが里親家庭にとって望ましいと考えられることから、明石こどもセンターと地域の関係機関が適切な役割分担と連携の下にフォスタリング業務を展開していきます。このような役割分担や連携の在り方については、市と関係機関により構成する「あかし里親推進連絡会議」の場で不断に点検していくこととします。

当面、各関係機関は以下のような業務を担っていきます。

① 明石こどもセンター（さとおや課）

- ・ 里親等の家庭養育推進を専門に担う「さとおや課」において、一連のフォスタリング業務を総合的に担い、関係機関との調整を図る。

② あかし里親センター

- ・ 里親制度の継続的な普及啓発及びリクルート業務
- ・ 里親登録にかかる研修
- ・ 里親、里親登録を希望する方、その他里親に関心を有する市民への相談対応
- ・ 里親の養育技術の向上に資する研修等
- ・ ボランティア里親活動への支援

③ 児童養護施設カーサ汐彩（里親支援専門相談員）

- ・ 里親登録を希望する方と子どもとの交流支援
- ・ 里親支援専門相談員を置く施設として、家庭訪問等による里親家庭への支援
- ・ 里親の養育技術向上のための実習等への協力
- ・ ショートステイ事業の実施

④ 明石乳児院（里親支援専門相談員）

- ・ 里親登録を希望する方と子どもとの交流支援
- ・ 里親支援専門相談員を置く施設として、家庭訪問等による里親家庭への相談支援
- ・ 里親の養育技術向上のための実習等への協力
- ・ 里親と子どものマッチング支援
- ・ ショートステイ事業の実施

⑤ 児童家庭支援センター（今後設置予定）

- ・ 里親家庭に対する相談支援
- ・ 里親と子どものマッチング支援
- ・ 社会的養育を受ける子どもに対する自立支援

⑥ 明石地区里親会

- ・ 里親制度の普及啓発
- ・ 里親サロンの開催等による、里親家庭どうしの交流、養育技術にかかる相互の研鑽
- ・ レスパイト等による相互の養育援助

⑦ 兵庫県や神戸市との連携

- ・ 管轄地域をまたいだ里親委託等にかかる協力・連携

(5) 今後の取組

(4) の関係機関が連携・協働するとともに、各校区のまちづくり協議会、民生児童委員協議会、ボランティア団体等の協力を得ながら、一連のフォスタリング業務を以下のとおり実施していきます。

① 里親のリクルート及びアセスメント

- ・ 市の広報紙・ホームページ・SNS、ポスターの掲出、チラシの自治会回覧等、さまざまな媒体を活用して継続的に啓発
- ・ 原則1回、市民向けの里親相談会を開催。地域に出かけていく出張説明会や出前講座等も開催
- ・ 明石地区里親会、明石乳児院、児童養護施設カーサ汐彩等の協力による里親体験サロンの開催
- ・ 地域の方が市内の里親を囲んで和やかな雰囲気の中で里親養育について話を聴く里親カフェの開催
- ・ 市内の企業、商店等の協力による啓発 など

② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

- ・ 里親研修にかかる研修の実施（基礎・登録前）
- ・ 研修受講に係る費用への支援
- ・ 里親家庭のニーズに応じた勉強会等の開催による養育技術の向上
- ・ 市内のベテラン里親の知見・経験の共有と伝承に資する取組 など

③ 子どもと里親家庭とのマッチング

- ・ 里親子応援会議の開催による里親家庭と関係機関による援助方針の策定・共有
- ・ 明石乳児院や児童養護施設カーサ汐彩等の協力による委託前交流支援
- ・ マッチング期間中費用に対する里親家庭への支援 など

④ 里親養育への支援

- ・ 里親支援専門相談員による相談支援
- ・ 施設や里親相互によるレスパイトケア
- ・ 里親家庭に対する養育・家事支援
- ・ 初めて子どもを受け入れる際の必要な費用に対する支援 など

⑤ 委託解除後の子どもと里親家庭への支援

- ・ 親子再統合支援
- ・ 委託解除時の里親に対するきめ細かいフォロー
- ・ 里子の進学・就職にかかる支援

6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(1) 基本的な考え方

特別養子縁組は、実家庭で養育できない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもにとって、永続的に家庭養育を保障する有力・有効な選択肢であり、対象となる子どもへの支援として優先的に検討していきます。

また、特別養子制度の利用を促進するため、2019年（令和元年）6月に民法等の一部が改正され、特別養子制度の対象年齢が拡大されるとともに、家庭裁判

所の手続きを合理化して養親候補者の負担軽減が図られることとなり、今後、このような制度改正に適切に対応していきます。

(2) 現状と課題

- 兵庫県（神戸市を除く。）における特別養子縁組の年度別成立件数は以下のとおりとなっています（兵庫県の資料より）。

表 22 兵庫県における特別養子縁組の年度別成立件数（単位：件）

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019※
成立件数	5	2	10	11	9	5

※ 2019年度は上半期（4月～9月の実績）

- 特別養子縁組を必要とする子どもを把握する取組として、出産後の養育に強い不安を感じる妊婦、いわゆる特定妊婦については、要保護児童対策地域協議会の枠組みで医療機関や子育て世代包括支援センターと明石こどもセンターが連携して対応し、出産後の養育が困難な場合は、社会的養育を検討することとしています。
- また、代替養育を受けている子どもについて、今後も保護者による養育が困難な状況で、保護者が特別養子縁組することに同意した場合は、将来的な特別養子縁組を見据え、養子縁組里親として登録している方への里親委託を検討することとしています。
- 養子縁組は、児童相談所のほか、民間の養子縁組あっせん機関があっせんする場合があります。本市所管の養子縁組民間あっせん機関はありませんが、県内で長年養子縁組推進の活動をしている公益社団法人家庭養護促進協会（神戸市）の「愛の手運動」と連携し、子どもと養親をつなぐ機会を拡げています。
- 特別養子縁組の対象になりうる子どもについては、養子縁組を希望する養育里親とのマッチングを、段階を踏んで丁寧に進め、養親候補者に対する法的手続きにかかる支援を明石こどもセンターが行うこととしています。

(3) 今後の取組

- 妊娠・出産に悩みを抱える妊産婦等に対する効果的な情報提供や相談対応の在り方について、関係者の意見を聴きながら検討し、できるだけ早期に実施していきます。
- 医療機関、子育て世代包括支援センター等と連携し、予期せぬ妊娠に悩む妊婦等を早期に把握し、支援につなげていきます。
- 改正後の民法等の施行により、特別養子縁組の対象となる子どもの上限年齢の引き上げ（特別養子縁組の成立の審判の申立ての時、原則6歳未満を15歳未満に引き上げ）や家庭裁判所への申立て手続きの変更が図られることに伴う国や家庭裁判所の制度運用にかかる動向等を踏まえ、新たな特別養子縁組・養子縁組制度を適切に周知していきます。

- 養子縁組成立前及び成立後の児童相談所による支援、養親どうしの交流等、養子縁組家庭に対する支援の在り方について、国の動向等も踏まえるとともに、関係者の意見を聴きながら検討し、できるだけ早期に実施していきます。
- 明石こどもセンター職員が養子縁組あっせん機関向け研修を積極的に受講することなどを通し、養子縁組にかかる実親との調整、家庭裁判所への申立て手続き、養子となる子どもと養親候補者とのマッチング手法など、支援技術の向上を図っていきます。
- 養子縁組の推進は広域的な対応が必要となることから、兵庫県、神戸市、公益社団法人家庭養護促進協会等と緊密に連携を図っていきます。

7 社会的養育推進のための施設との連携

(1) 基本的な考え方

現在、市内には、社会的養育に係る施設として、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設（県立）及び児童自立支援施設（県立）が設置されています。今後も、社会的養育を必要とする子ども一人ひとりにとって望ましい養育を確保していくため、これらの市内の施設に加え、兵庫県、神戸市等と調整の上、市外の施設とも連携していきます。

市が所管する施設として、明石乳児院と児童養護施設カーサ汐彩がありますが、各施設には、本市の子どもだけでなく、市外の子どもも多数暮らしています。したがって、今後、家庭養育の推進に伴って、各施設でどれくらいの子どもの受け入れていくか、どのような機能を発揮していくかといった施設の今後の在り方については、本市単独ではなく、広域的に捉え、検討していく必要があります。このため、市内の施設については、兵庫県が策定する兵庫県社会的養育推進計画における県内全体（神戸市を除く。）の施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の計画を十分に踏まえて対応していきます。

また、「5 里親委託の推進に向けた取組」で示したように、フォスタリング業務の各段階で、専門性を有する施設と連携し、家庭養育を推進していきます。

(2) 現状と課題

- 明石乳児院及び児童養護施設カーサ汐彩には里親支援専門相談員が各1名配置されており、里親家庭への相談支援業務等、フォスタリング業務を担っています。今後、里親家庭の増に伴い、その役割や業務量も増していくことが予想されます。
- 施設においては、市の委託を受け、ショートステイ事業、子育て相談ダイヤル・こども相談ダイヤル、在宅で支援を必要とする子どもへの訪問支援など、地域の子育て家庭を支援するさまざまな事業を実施しています。ショートステイ事業の利用者が年々増加するなど、その役割はますます高まっています。

(3) 今後の取組

- 明石乳児院及び児童養護施設カーサ汐彩の里親支援専門相談員と連携し、フォスタリング業務の充実を図っていきます(具体的な取組は5に記載)。また、今後、里親家庭数の増などを踏まえて、施設における里親支援の実施体制について検討していきます。
- 施設の多機能化として、施設の専門性を活かし、24時間子育て相談ダイヤル・こども相談ダイヤル事業、支援を必要とする家庭へのアウトリーチ支援事業、ショートステイ事業の充実を図っていきます。
- 施設が有する親子訓練室などの設備を活かした親子関係の調整や社会的養護から家庭復帰する際の調整など、機能の充実を検討していきます。

8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1) 基本的考え方

社会的養育を受ける子どもが、自分自身で将来進む道を決定し、自立していくため、心理的なケア、自立に必要な情報の提供、社会生活上の訓練などの支援を、できるだけ早い時期から行う必要があります。特に里親家庭については、各家庭で自立支援のノウハウの蓄積が乏しいと考えられるため、明石こどもセンターや支援機関が里親家庭に対して積極的に情報提供を行うことが必要です。

また、年長に至ってから社会的養育が必要となる子どももおり、そのような子どもに対する支援も充実させていく必要があります。

(2) 現状と課題

- 個々の子どもの年齢等に応じて自立に向けた支援を行っていますが、体系的な取組の確立には至っていないのが現状です。
- 市内には自立援助ホーム⁴がなく、義務教育年齢を超えた比較的年長の子どもの受け入れ体制や支援に課題があります。

(3) 今後の取組

- 自立支援コーディネーターを配置して、施設や里親家庭を離れた後の生活等を考慮した支援計画を策定し、自立支援を行う社会的養護自立支援事業⁵(国庫補助事業)の効果的な実施方法を検討し、早期に実施していきます。
- 市内における自立援助ホームの設置に向け、関係者と調整を図っていきます。

⁴ 義務教育を終了し、何らかの理由で家庭にいられない子ども等を受け入れ、社会的な自立を促していく場

⁵ 里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする事業。

9 一時保護の在り方

(1) 基本的な考え方

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

虐待通告を受けたときなど、一時保護を検討すべき子どもについては、速やかに必要な調査を行った上、明確な基準により躊躇なく一時保護を行っていきます。

また、国の「一時保護ガイドライン」⁶に基づき、一時保護した子どもの権利を守り、安全・安心に生活できるよう適切な支援を行っていきます。

(2) 一時保護の現状と課題

- 一時保護は、市の一時保護所において実施する場合と、施設や里親等へ委託して一時保護委託として実施する場合があります。
- 兵庫県（神戸市を除く。）において一時保護を行った子ども数の推移は表 23 とおりであり、増加傾向にあります。

表 23 一時保護した子ども数の推移（兵庫県）（単位：人）

	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
一時保護所	595	691	662	679	674
一時保護委託	496	542	503	675	908
合計	1,091	1,233	1,165	1,354	1,582

※福祉行政報告例による。前年度継続の一時保護子ども数を含む。

- 本市の一時保護所においては、原則個室対応、通学できる子どもは在籍校へ通学するなど、できるだけ家庭での当たり前の生活が保障されるよう配慮した一時保護を行っています。
- また、保護した子どもに対しては、一時保護期間中の生活のことや、伝えたいことがあればいつでも職員等に伝えることができること（子どもの権利擁護）等について、年齢に応じて丁寧に説明することとしています。

(3) 今後の取組

- 「一時保護ガイドライン」に基づき、適切な一時保護を行い、一時保護期間中は、子どもの権利を擁護し、できるだけ普段通りの生活に配慮して、適切な支援を行っていきます。

⁶ 平成 30 年 7 月 6 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知。一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示された指針。

10 明石こどもセンターの運営

(1) 基本的考え方

明石こどもセンターは、市町村業務としての子どもに関する相談や要支援・要保護児童に対する支援業務を担うとともに、児童相談所業務としての子どもに対する専門的な支援業務を一体的に担い、本市の子ども支援の中核機関として、総合的かつ迅速・最適な支援を行っていきます。

その役割を果たすため、児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師などの専門性の高い職員を配置するとともに、支援に当たる職員の支援技術の向上を常に図っていきます。

家庭養育の推進に関しては、「さとおや課」が関連業務を専ら担い、里親を増やす取組から、里親家庭への支援まで、重点的かつきめ細かく対応していきます。

(2) 現状と課題

- 市町村子ども家庭総合支援拠点⁷としての機能と児童相談所としての機能を一体的に行う機関として、両機能を十分に発揮し、一人ひとりの子どもに寄り添った支援を行う観点から、国基準を大幅に上回る職員を配置していますが、職員一人当たりの業務負担は大きい状況です。
- 常勤弁護士の複数配置、医師の常駐化により、常に専門的視点の入ったアセスメントとケースワークを実施しています。
- 職員には一定の経験のある職員を配置していますが、最新の知識を持ち、子どもの声を聴き取り、子ども一人ひとりに寄り添った支援をするケースワーク力や、地域の関係機関をコーディネートして、子どもと家庭を支援していくソーシャルワーク力が求められ、今後も資質向上に向けた研鑽が必要です。
- 「さとおや課」を設置し、関係機関と連携しつつ、一連のフォスタリング業務を担い、里親家庭が子どもを受け入れる際は、里親と支援に当たる関係機関が子どもへの支援方針を協議する「里親子応援会議」を開催するなど、きめ細かい支援を行っていますが、今後の里親家庭の増加に伴って、支援の質の確保を図っていく必要があります。

(3) 今後の取組

- 子ども支援を通じて得た知見を積み上げつつ、業務の効率化と支援力の継続的な向上を図っていきます。
- 西日本こども研修センターあかし⁸における研修を積極的に受講するほか、内部研修も行い、職員ひとり一人の資質向上を不断に図っていきます。また、

⁷子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点として市町村が設置するもの

⁸厚生労働省の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」として、虐待問題等対応機関の職員に対して専門的な研修を実施する機関。2019年4月に明石市に設置され、一般財団法人あかしこども財団が運営している。

明石こどもセンターの子ども支援の実践を西日本こども研修センターあかしの研修企画に活かしていくことにより、相乗効果を発揮していきます。

資料 1

入所期間に着目した推計値の算出方法について

1. 令和元年9月1日時点における代替養育を必要とする子ども数

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	1	17
学童期以降	0	42	13	2	55
合計	3	57	18	3	78

2. 施設入所している子どものうち、里親委託が必要な子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	2	2	4
3歳～就学前	1	8	9
学童期以降	0	25	25
合計	3	35	38

※施設入所している子どもであって次のア～エのいずれかに該当するもの

ア 乳児院に半年以上措置されている乳幼児

イ 児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児

ウ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児

エ 児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども

3. 2を反映させた場合の代替養育を必要とする子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0	0	6	0	6
3歳～就学前	0	5	12	1	17
学童期以降	0	17	38	2	55
合計	0	22	56	3	78

※2で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設の子どもの数から減じ、里親委託子ども数に加える

●年齢区分別・施設種別の分布率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計
			里親	FH	
3歳未満	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.7%
3歳～就学前	0.0%	6.4%	15.4%	1.3%	21.8%
学童期以降	0.0%	21.8%	48.7%	2.6%	70.5%
合計	0.0%	28.2%	71.8%	3.8%	100.0%

4. 代替養育を必要とする子ども数の推計値93人に3の分布率を反映

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	0	7	7	0	7
3歳～就学前	0	6	14	13	1	20
学童期以降	0	21	45	43	2	66
合計	0	27	66	63	3	93

●措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	0.0%	30.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	31.8%	68.2%	65.2%	3.0%	100.0%
合計	0.0%	29.0%	71.0%	67.7%	3.2%	100.0%

資料 2

ケアニーズに着目した推計値の算出方法について

1. 令和元年9月1日時点における代替養育を必要とする子ども数

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
3歳未満	2	2	2	2	0	6
3歳～就学前	1	13	3	2	1	17
学童期以降	0	42	13	11	2	55
合計	3	57	18	15	3	78

2. ケアニーズ(次のア～キ)別の子ども数

- ア 子ども自身が里親委託を望んでいないので施設でのケアが適切と考えられる
- イ 発達上の支援課題(障害等)を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- ウ 医療的ケア上の課題を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- エ 心理的課題(家庭環境への拒否等)を考慮すると施設でのケアが適切と考えられる
- オ 家庭復帰を予定しているため里親委託に変更するよりは、引き続き施設でのケアが適切と考えられる
- カ ア～オ以外の理由により施設でのケアが適切と考えられる
- キ ア～カのいずれにも該当せず、里親委託を検討する必要がある

●3歳未満

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
オ	0	1	0	0	0	1
キ	2	1	2	2	0	5
合計	2	2	2	2	0	6

●3歳～就学前

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
イ	0	3	0	0	0	3
オ	1	1	0	0	0	0
キ	0	9	3	2	1	12
合計	1	13	3	2	1	17

●学童期以降

	乳児院	児童養護施設	里親+FH			合計
			里親	FH		
イ	0	11	0	0	0	11
オ	0	1	0	0	0	1
カ	0	9	0	0	0	9
キ	0	21	13	11	2	34
合計	0	42	13	11	2	55

3. 施設で暮らす子どものうち、「キ 里親委託が望ましい」年齢区分別・施設種別子どもの数

	乳児院	児童養護施設	合計
3歳未満	2	1	3
3歳～就学前	0	9	9
学童期以降	0	21	21
合計	2	31	33

4. 3を反映させた場合の代替養育を必要とする子ども数(※)

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	1	5	5	0	6
3歳～就学前	1	4	12	11	1	17
学童期以降	0	21	34	32	2	55
合計	1	26	51	48	3	78

※3で算出した数を1の乳児院及び児童養護施設の子どもの数から減じ、里親委託子ども数に加える

●年齢区分別・施設種別の分布率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	1.3%	6.4%	6.4%	0.0%	7.7%
3歳～就学前	1.3%	5.1%	15.4%	14.1%	1.3%	21.8%
学童期以降	0.0%	26.9%	43.6%	41.0%	2.6%	70.5%
合計	1.3%	33.3%	65.4%	61.5%	3.8%	100.0%

5. 代替養育を必要とする子ども数の推計値93人に4の分布率を反映

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0	1	6	6	0	7
3歳～就学前	1	5	14	13	1	20
学童期以降	0	25	41	38	3	66
合計	1	31	61	57	4	93

●措置・委託率

	乳児院	児童養護施設	里親+FH		合計	
			里親	FH		
3歳未満	0.0%	14.3%	85.7%	85.7%	0.0%	100.0%
3歳～就学前	5.0%	25.0%	70.0%	65.0%	5.0%	100.0%
学童期以降	0.0%	37.9%	62.1%	57.6%	4.5%	100.0%
合計	1.1%	33.3%	65.6%	61.3%	4.3%	100.0%

明石市教育振興基本計画（あかし教育プラン）の改定について

本市では、教育基本法第17条の教育振興基本計画の策定に関する規定に基づき、平成23年3月に「明石市教育振興基本計画（あかし教育プラン）」（計画期間：H23～H27）を策定し、その後、平成28年3月に第2期（計画期間：H28～R2）の改定を行い、その計画も令和2年度末に計画期間満了を控えるところです。

つきましては、第3期の明石市教育振興基本計画の改定に向けた取り組みについて、以下のとおり報告いたします。

記

1 改定の概要

(1) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 改定時期

令和3年3月を予定

(3) 改定の考え方

- これまでの本市の教育振興基本計画をベースとし、国や県の教育振興基本計画を参酌したうえで、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化などの社会情勢の変化で求められる教育施策や新しい要素を踏まえた内容に改定します。
- 市長が定める明石市教育大綱（平成28年度～令和2年度）について、明石市教育振興基本計画と同様に明石市教育大綱の改定が見込まれるため、その大綱で定める本市の教育の基本目標や方針などを踏まえた内容に改定します。
- 上位計画となる（仮称）あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）の趣旨を踏まえた計画とします。
- 改定作業と並行して現行計画の検証を行い、その結果を新計画の内容に反映します。

(4) 計画の構成

明石市教育振興基本計画と同様、「基本理念」「基本方針」「今後5年間に取り組む基本的な方策」などの構成を予定しております。

(5) 改定の進め方

- 改定の各段階において、教育委員会会議で協議を行い、また学識経験者を新たにアドバイザーとして委嘱し、意見や助言をいただきます。
- 校園長会など関係機関には適宜意見を聴取した後、パブリックコメントにより一般市民からの意見を募ります。

2 スケジュール（案）

年 月	項 目	内 容 等
令和2年3月	定例市議会 文教厚生常任委員会	・明石市教育振興基本計画（あかし教育プラン）について
令和2年4月 ↳	定例教育委員会 各関係機関との調整	・各教育委員と協議 ・校園長会等から意見聴取
令和2年12月	定例市議会 文教厚生常任委員会	・教育プランの改定状況 ・校園長会等からの意見聴取結果
令和2年12月中旬 ↳ 令和3年1月中旬	意見公募手続 （パブリックコメント）	・教育プラン素案に対する意見公募
令和3年3月	定例市議会 文教厚生常任委員会	・計画改定の報告

明石市立学校施設長寿命化計画の策定について

学校施設の長寿命化を図るため、今後の適切な補修・改修により事業費の平準化を行う目的で、基本的な計画を定めた「明石市立学校施設長寿命化計画(以下「本計画」という。)」を策定しました。

1 学校施設長寿命化計画の概要

(1) 背景・目的

明石市の学校施設は、昭和30年代(1960年前後)に建設された校舎等が残るうえに、昭和40年代から50年代(1965年～1984年)にかけて児童・生徒の急増期に建築された校舎も多く存在します。さらに、昭和60年(1985年)以降も分離新設校の建設等があり、学校施設面積は全公共施設面積の約45%を占めています。

そのため、本計画は、中長期的な視点から財政負担の軽減を考慮し、建替えから長寿命化改修の転換を図るとともに、教育環境の質的向上の観点もあわせて効果的、効率的な施設・設備の整備を図ることを目的にしています。

(2) 計画の位置づけ

「明石市公共施設配置適正化基本計画」に基づく個別施設計画に位置づけます。

(3) 計画期間

第1期は2020年度から2024年度の5年間とし、第2期から第4期は各10年間とします。

(4) 対象施設

明石市立小・中学校、幼稚園、こども園、特別支援学校、高等学校及び給食センターの延床面積100㎡以上または2階建て以上の建物(棟数311棟、延床面積373,119㎡)。

(5) 改修等の基本的な方針

① 建替えから長寿命化改修への転換

中長期的な維持トータルコストの縮減・予算の平準化が可能、改築より工事費が安価で工期が短縮でき、廃棄物や二酸化炭素の排出の少ない、長寿命化への転換を図ります。

② 目標使用年数

90年程度に設定します。

③日常点検

日常点検により確認された比較的小規模な修繕必要箇所等については、児童生徒の安全確保の観点や学校運営に支障の無いよう応急修繕を実施します。

(6) 長寿命化計画の継続的運用方針

現在、実施している定期点検を活用して、学校施設の老朽状況を整理、管理し、関連部局等の連携推進を図りながら、劣化箇所の緊急修繕や予防保全的な改修等適切に対応します。

そのため、各種定期点検等の結果や、その他関係部局からの情報や財政状況等を総合的に判断し、定期的に計画の見直しを行います。

明石市立学校施設 長寿命化計画

2020年4月

明石市教育委員会

目次

第1章	長寿命化計画の背景・目的	3
1	背景	3
2	目的	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画期間	4
第2章	学校施設の目指すべき姿	5
第3章	学校施設の実態	7
1	対象施設一覧	7
2	小・中学校の児童・生徒数及び学級数の推移	11
3	学校施設の配置状況	12
4	施設関連経費の推移	14
第4章	学校施設の老朽化の実態	15
1	構造躯体の健全性の評価	15
2	構造躯体以外の劣化状況等の評価	16
3	学校施設の評価結果	18
4	従来型の維持・更新コスト	26
5	長寿命化型の維持・更新コスト	26
第5章	学校施設整備の基本的な方針等	29
1	学校施設の長寿命化計画の基本方針	29
2	改修等の基本的な方針	30
第6章	施設整備の水準等	32
1	改修等の整備水準	32
2	維持管理の項目・手法等	33

第7章	長寿命化の整備計画.....	34
1	基本的な考え方	34
2	改修等の優先順位	34
3	今後5年間の整備計画	34
第8章	長寿命化計画の継続的運用方針.....	35
1	定期点検による老朽状況の継続的な把握	35
2	関連部局等の連携推進	35
3	フォローアップ	35

第1章 長寿命化計画の背景・目的

1 背景

明石市の学校施設は、昭和30年代（1960年前後）に建設された校舎等も残るものの、昭和40年代から50年代（1965年～1984年）にかけて児童・生徒の急増期に建築された校舎が多く存在します。さらに、昭和60年（1985年）以降も分離新設校の建設等があり、学校施設面積は全公共施設面積の約45%を占めています。

既存の校舎等は、相当年数が経過したものが多く、今後、大規模な改修や建替えといった多額の費用が生じることが見込まれるため、長寿命化を図りながら適正な維持管理によるトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能を確保することが求められています。

2 目的

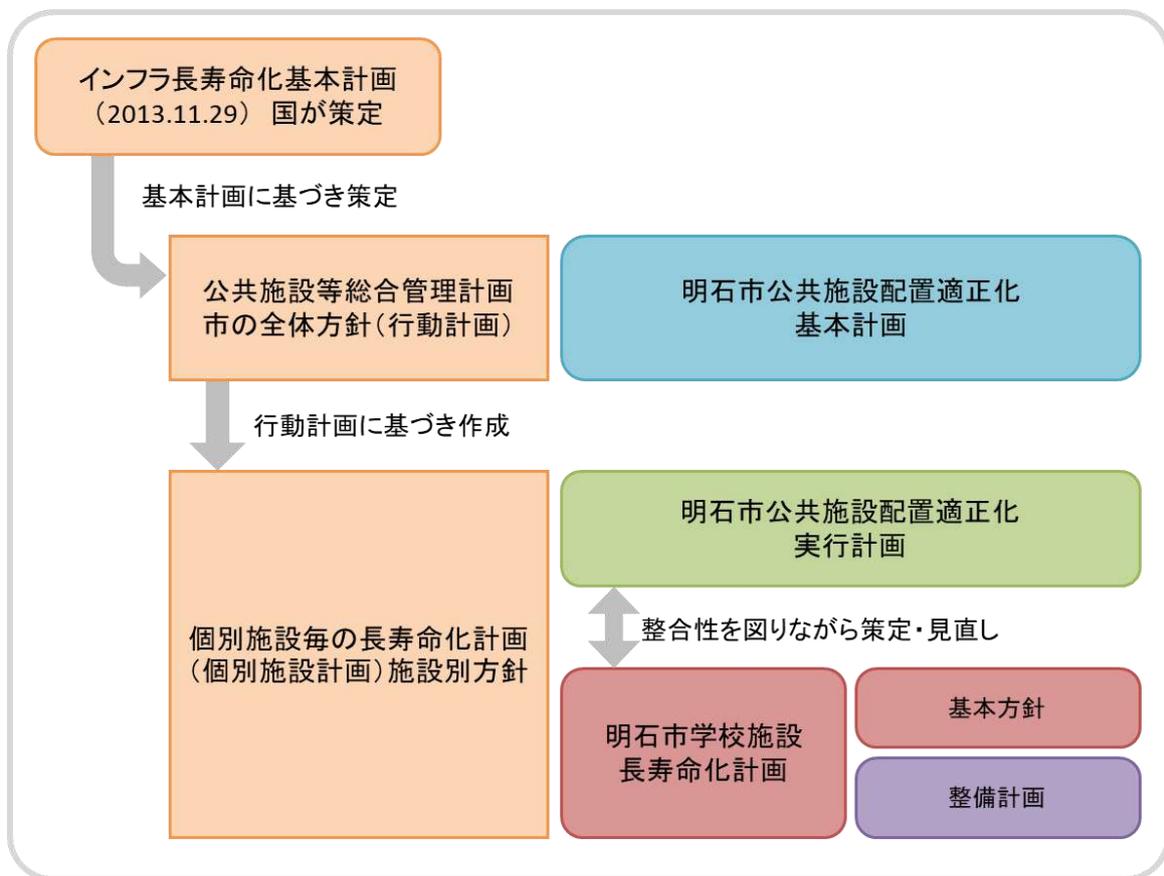
学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域のコミュニティの拠点となる施設です。また、災害時には避難所の役割も担っています。そのため、安全で安心な施設であることが求められています。

この学校施設長寿命化計画（以下「本計画」という。）は、中長期的な視点から財政負担の軽減を考慮し、また、教育環境の質的向上の観点もあわせて効果的、効率的な施設・設備の整備を図ることを目的にしています。

3 計画の位置づけ

公共施設配置適正化についての基本的な取組方針を示した『明石市公共施設配置適正化基本計画』（「公共施設等総合管理計画」）に基づき、本計画は、学校施設に関して具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画に位置づけられます。

また、本書を明石市学校施設長寿命化計画に係る「基本方針」、基本方針に基づく個別・具体的な計画を「整備計画」と定めます。



4 計画期間

基本方針の期間は、第1期は2020年度から2024年度の5年間とし、第2期から第4期は各10年間とします。

また、整備計画については5年毎の見直しを行います。

第2章 学校施設の目指すべき姿

教育委員会が策定する「第2期 あかし教育プラン」の基本方針の1つとして「子どもが安心して学ぶことができる質の高い教育環境の実現」が定められています。すべての子どもたちが置かれている環境にかかわらず、安心して学び、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくむことができるよう、本計画において目指すべき姿を設定し、学校施設の実態や課題を踏まえ、学校施設整備の方針を定めます。

(1) 多様な学習内容・学習形態による活動が可能になる施設

従来からの一斉指導による学習以外に、チームティーチングによる学習、個別学習、グループ学習やアクティブラーニング等、多様な学習形態による活動に取り組みやすい教室づくりが重要です。

また、高度情報化の進展・普及に伴う情報教育をさらに推進するため、ICT環境整備を効率的に進めていくことが求められます。

(2) 安全・安心で快適に利用できる施設

学校施設は地域の防災拠点としての役割も担うことから、安全・安心な施設環境を確保することが重要です。

本市においては、平成28年度までに校舎等の構造体の耐震化及び避難所となる体育館や武道場の非構造部材の耐震化を完了していますが、外壁や屋上防水、また電気・水道・ガスといった設備等の老朽化対策が必要です。

また、学校は子どもたちが一日の大半を過ごす場所であるため、通風・採光に配慮することにより良好な温熱環境を確保するとともに、照明のLED化を行うなど、省エネルギー化を図る必要があります。さらには、トイレの洋式化など健康面に配慮した整備が求められます。

(3) 地域に開かれた施設

本市においては、学校は地域コミュニティの拠点に位置付けられており、コミュニティ活動や文化・スポーツ活動が各学校単位で行われています。障

害のある人も共に利用しやすい、より地域に開かれた学校、また施設の共有化を図るため、エレベーターやトイレの整備などの環境整備が必要です。

地域の実情やニーズなどを踏まえて、生涯学習や学校教育を支援する取り組みを核としながら学校、家庭、地域が一体となった教育が進むよう、施設環境を整えることが必要です。

第3章 学校施設の実態

1 対象施設一覧

令和元年（2019年）5月1日現在、明石市は、小学校28校、中学校13校、幼稚園27園、こども園1園、特別支援学校1校、高等学校1校の学校を設置しています。また、給食センター2か所があり、学校施設の合計は311棟、373,119㎡に及びます。

なお、本計画の対象となる施設は100㎡以上または2階建て以上の建物で、100㎡未満やプールなどの設備については、対象外としています。

施設の詳細は、以下のとおりです。建築年度は、各学校園等の一番古い建築物のものを記載しています。

① 小学校（28校）

名称	所在地	棟数	延床面積 (㎡)	建築 年度	児童数(人)		学級数(学級)	
					通常学級 在籍者数	特別 支援	通常 学級	特別 支援
明石小学校	山下町 12-21	4	6,765	1978	507	16	18	4
松が丘小学校	松が丘 3-1-1	3	7,942	1967	357	8	12	2
朝霧小学校	朝霧東町 1-1-40	3	6,805	1969	760	11	24	3
人丸小学校	東人丸町 26-29	3	7,736	1983	878	7	27	2
中崎小学校	中崎 1-4-1	3	6,600	1980	315	6	12	2
大観小学校	大明石町 2-8-30	3	5,689	1967	237	3	10	1
王子小学校	王子 1-1-1	4	6,383	1969	309	7	13	2
林小学校	林崎町 1-8-10	4	6,829	1969	517	16	18	5
鳥羽小学校	西明石北町 2-2-1	4	6,953	1970	533	13	18	2
和坂小学校	和坂 2-12-1	3	5,966	1983	298	6	12	2
沢池小学校	明南町 3-3-1	5	6,506	1979	666	15	23	4
藤江小学校	藤江 235	4	7,788	1968	669	16	22	4
花園小学校	西明石南町 1-1-10	8	7,525	1969	440	11	16	2
貴崎小学校	貴崎 5-5-52	5	6,223	1969	277	7	12	2
大久保小学校	大久保町大久保町 430	8	9,476	1955	1,289	22	38	4
大久保南小学校	大久保町ゆりのき通 3-1	5	8,808	1998	845	16	27	4
高丘東小学校	大久保町高丘 3-2	4	7,452	1975	233	8	9	2

名称	所在地	棟数	延床面積 (㎡)	建築 年度	児童数(人)		学級数(学級)	
					通常学級 在籍者数	特別 支援	通常 学級	特別 支援
高丘西小学校	大久保町高丘 7-23	3	6,809	1975	444	11	15	3
山手小学校	大久保町大窪 1600	7	8,345	1967	1,054	16	33	2
谷八木小学校	大久保町谷八木 878	4	5,640	1978	507	10	17	3
江井島小学校	大久保町西島 252	7	9,426	1959	742	15	25	3
魚住小学校	魚住町清水 570	7	7,104	1970	669	19	22	4
清水小学校	魚住町清水 1752-2	7	7,291	1980	627	40	21	8
錦が丘小学校	魚住町錦が丘 1-17-5	3	5,933	1973	385	9	13	2
錦浦小学校	魚住町西岡 1349	5	7,385	1971	758	9	24	2
二見小学校	二見町東二見 454	4	6,758	1963	337	11	12	2
二見北小学校	二見町福里 274	7	7,968	1962	514	22	18	4
二見西小学校	二見町西二見 383-34	6	7,111	1997	574	14	18	3
小学校 計		133	201,216		15,741	364	529	83

② 中学校 (13校)

名称	所在地	棟数	延床面積 (㎡)	建築 年度	生徒数(人)		学級数(学級)	
					通常学級 在籍者数	特別 支援	通常 学級	特別 支援
錦城中学校	上ノ丸 3-1-11	6	5,426	1954	194	5	6	3
朝霧中学校	大蔵谷奥 4-1	5	9,419	1975	470	4	13	2
大蔵中学校	西朝霧丘 4-7	8	8,752	1968	531	4	15	2
衣川中学校	南王子町 7-1	7	10,343	1969	434	10	12	3
野々池中学校	沢野 1 丁目 3-1	8	9,024	1977	644	10	18	2
望海中学校	西明石南町 1-1-33	8	10,590	1971	625	15	17	3
大久保中学校	大久保町大久保町 200	10	11,050	1960	1,026	6	27	2
大久保北中学校	大久保町大窪 2030	7	8,171	1986	652	5	18	2
高丘中学校	大久保町高丘 5-14	7	9,065	1975	386	7	12	2
江井島中学校	大久保町西島 680-5	8	7,011	1978	363	6	11	2
魚住中学校	魚住町清水 364	11	8,933	1957	689	81	18	10
魚住東中学校	魚住町金ヶ崎 1687-14	8	8,875	1981	494	9	15	3
二見中学校	二見町西二見 594	7	10,887	1972	720	10	19	2
中学校 計		100	117,546		7,228	172	201	38

③ 幼稚園（27園）

名称	所在地	棟数	延床面積 (㎡)	建築 年度	園児数 (人)	学級数
播陽幼稚園	中崎 1-4-10	2	931	1981	52	3
明石幼稚園	山下町 12-21	2	959	1978	87	4
松が丘幼稚園	松が丘 3-1-1	1	1,252	1971	64	4
朝霧幼稚園	朝霧東町 1-2-45	2	815	1972	84	3
人丸幼稚園	東人丸町 26-29	1	1,258	1991	125	5
大観幼稚園	大明石町 2-8-30	2	693	1960	39	3
王子幼稚園	王子 1-1-1	2	767	1959	64	3
林幼稚園	林崎町 1-8-10	2	579	1964	82	4
鳥羽幼稚園	西明石北町 2-2-1	3	1,111	1963	104	5
和坂幼稚園	和坂 2-12-1	1	670	1983	66	4
沢池幼稚園	明南町 3-3-1	2	884	1979	132	5
藤江幼稚園	藤江 235	3	1,299	1967	140	5
花園幼稚園	西明石南町 1-1-10	3	1,280	1969	82	3
貴崎幼稚園	貴崎 5-6-9	3	758	1967	55	3
大久保幼稚園	大久保町大久保町 430	4	1,490	1964	183	7
大久保南幼稚園	大久保町ゆりのき通 3-1	2	1,755	1998	139	5
高丘東幼稚園	大久保町高丘 3-2	1	874	1975	36	3
高丘西幼稚園	大久保町高丘 7-23	1	1,045	1975	66	3
山手幼稚園	大久保町大窪 1600	3	1,489	1955	201	7
谷八木幼稚園	大久保町谷八木 878	2	606	1960	103	4
江井島幼稚園	大久保町西島 252	2	1,279	1974	106	5
魚住幼稚園	魚住町清水 570	2	852	1966	105	5
清水幼稚園	魚住町清水 1752-2	2	1,051	1979	74	3
錦が丘幼稚園	魚住町錦が丘 1-17-5	2	984	1975	81	3
錦浦幼稚園	魚住町西岡 1349	3	1,059	1969	114	5
二見北幼稚園	二見町福里 274	3	1,242	1973	118	5
二見西幼稚園	二見町西二見 383-34	1	1,110	1997	100	5
幼稚園 計		57	28,092		2,602	114

④ こども園（1園）

名称	所在地	棟数	延床面積 (㎡)	建築 年度	園児数 (人)	学級数
二見こども園	二見町東二見 451	3	1,627	1966	137	6

⑤ 特別支援学校（1校）

名称	所在地	棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	児童・生徒数 (人)		学級数	
					小中学部	高等部	小中学部	高等部
明石養護学校	大久保町大窪 2752-1	3	3,760	1981	15	8	6	4

⑥ 高等学校（1校）

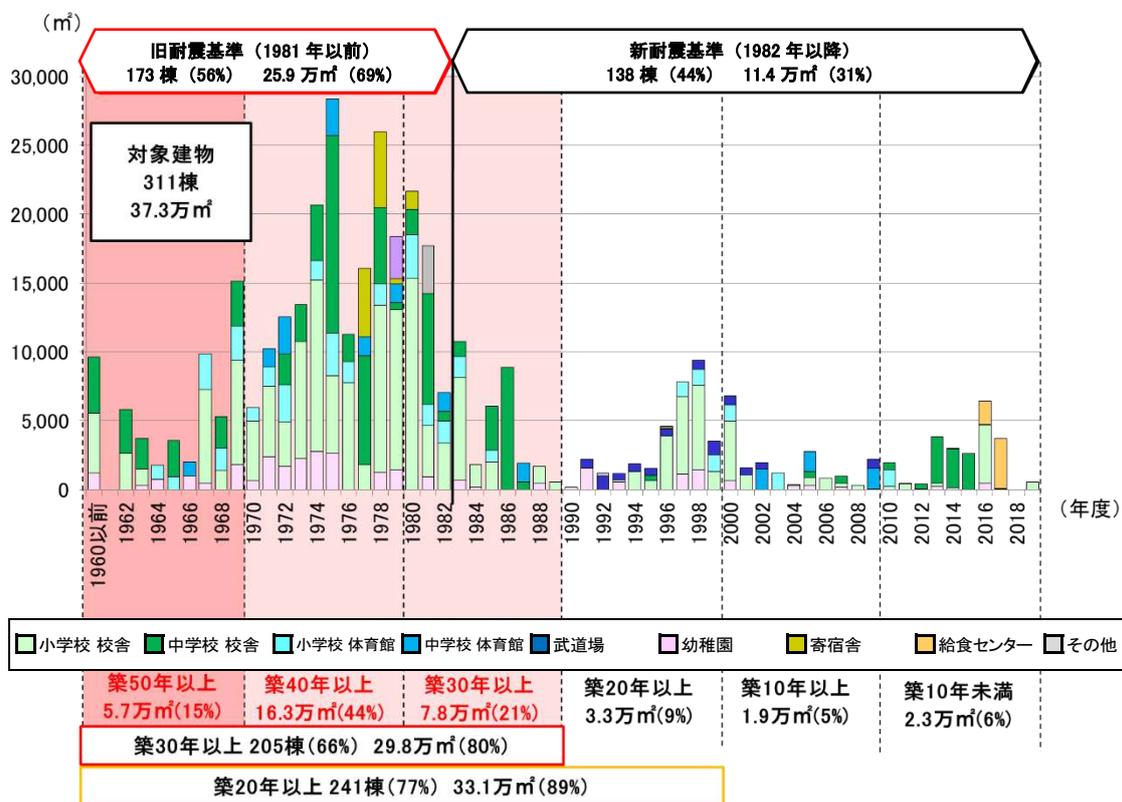
名称	住所	棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	生徒数 (人)	学級数
明石商業高等学校	魚住町長坂寺 1250	13	15,535	1977	816	21

⑦ 給食センター（2か所）

名称	所在地	棟数	延床面積 (㎡)	建築年度	調理可能食数
東部給食センター	和坂 1-2-11	1	3,636	2017	7,000 食
西部給食センター	魚住町西岡 2119-9	1	1,707	2016	3,000 食
給食センター 計		2	5,343		

※ 対象施設一覧はすべて 2019 年 5 月 1 日現在

築年別整備状況



2 小・中学校の児童・生徒数及び学級数の推移

(1) 小学校

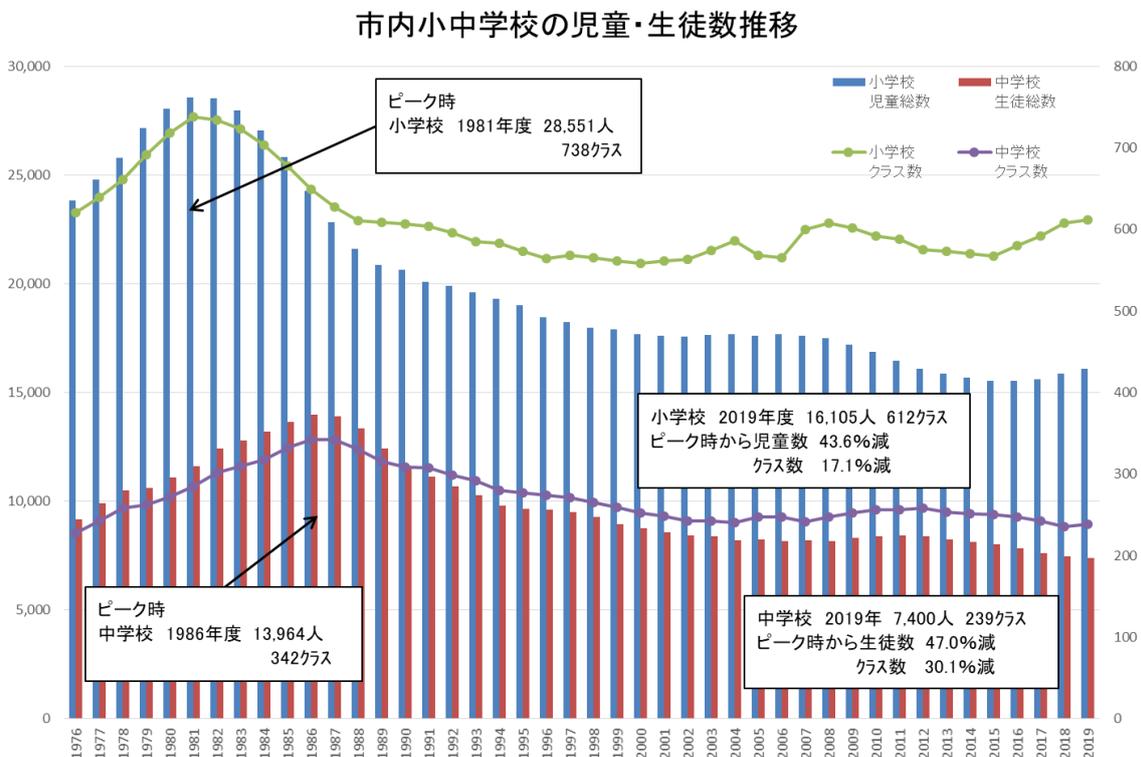
小学校の児童数は、令和元年（2019年）5月1日現在で16,105人であり、最も多い年度である昭和56年度（1981年度）の28,551人と比較すると、約44%減少しています。

クラス数は、学級編制の違いはあるものの、令和元年度（2019年度）は612学級であり、最も多い年度である昭和56年度（1981年度）の738学級と比較すると、約17%減少しています。

(2) 中学校

中学校の児童数は、令和元年（2019年）5月1日現在で7,400人であり、最も多い年度である昭和61年度（1986年度）の13,964人と比較すると、約47%減少しています。

クラス数は、学級編制の違いはあるものの、令和元年度（2019年度）は239学級であり、最も多い年度である昭和61年度（1986年度）の342学級と比較すると、約30%減少しています。



(参考) 明石市における学級編制推移

【小学校】		
	～ 昭和 54 年度 (1979 年度)	45 人学級
昭和 55 年度 (1980 年度)	～ 平成 19 年度 (2007 年度)	40 人学級
平成 20 年度 (2008 年度)	～ 平成 27 年度 (2015 年度)	1～4 年生 35 人学級 5・6 年生 40 人学級
平成 28 年度 (2016 年度)	～	1 年生 30 人学級 2～4 年生 35 人学級 5・6 年生 40 人学級
【中学校】		
	～ 昭和 63 年度 (1988 年度)	45 人学級
平成 3 年度 (1991 年度)	～	40 人学級

3 学校施設の配置状況

「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準」に基づき適正な通学距離の範囲（小学校おおむね 3km、中学校おおむね 4km）内に学校施設を配置しており、幼稚園又は認定こども園が小学校に併設されています。

給食センターは、東西 2 か所に設置され、東部給食センターは 10 校、西部給食センターは 3 校の中学校に給食を提供しています。

また、明石市地域防災計画では、すべての小・中学校が指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されおり、中崎小学校・林小学校・衣川中学校の 3 校については津波一時避難ビルにも指定されています。

学校規模については、近年の宅地開発などによる児童・生徒増が見込まれ、さらなる施設の増築を検討する学校があります。

規 模	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	～11 学級	12～24 学級	25～30 学級	31 学級以上
中学校	～ 8 学級	9～24 学級	25～30 学級	31 学級以上

「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準」より

4 施設関連経費の推移

学校施設の関連経費は、2016年度に西部給食センター、2017年度に東部給食センターを新築し、さらに全中学校に配膳室を整備したこと、また2014年度に二見中学校南校舎、2015年度に錦城中学校北校舎、2016年度に人丸小学校南校舎の改築等の大規模な整備を実施したことを含め、2014年度からの5年平均で、約26.6億円を要しています。

(単位：千円)

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	5年平均
小学校費	284,521	829,710	938,095	1,151,143	968,121	834,318
内訳						
施設整備費	209,195	762,692	870,364	1,084,261	885,002	762,303
維持補修費	75,326	67,018	67,731	66,882	83,119	72,015
中学校費	1,264,425	1,332,707	727,980	275,700	367,516	793,666
内訳						
施設整備費	1,224,947	1,298,139	693,303	218,168	313,239	749,559
維持補修費	39,478	34,568	34,677	57,532	54,277	44,106
幼稚園費	167,987	57,936	122,173	234,166	276,972	171,847
内訳						
施設整備費	75,655	20,499	53,060	109,189	125,360	76,753
維持補修費	92,332	37,437	69,113	124,977	151,612	95,094
認定こども園費	-	-	658	401	4,005	1,013
内訳						
施設整備費	-	-	0	0	0	0
維持補修費	-	-	658	401	4,005	1,013
特別支援学校費	258,203	33,521	14,214	3,362	5,591	62,978
内訳						
施設整備費	254,556	30,543	10,774	0	0	59,175
維持補修費	3,647	2,978	3,440	3,362	5,591	3,804
高等学校費	72,042	1,161	2,965	24,439	28,991	25,920
内訳						
施設整備費	68,948	0	833	19,997	25,958	23,147
維持補修費	3,094	1,161	2,132	4,442	3,033	2,772
学校給食費	390,733	422,043	1,093,274	1,906,916	56,981	773,989
内訳						
施設整備費	371,364	394,098	1,067,720	1,860,870	20,515	742,913
維持補修費	19,369	27,945	25,554	46,046	36,466	31,076
施設関連経費合計	2,437,911	2,677,078	2,899,359	3,596,127	1,709,626	2,664,020
内訳						
施設整備費	2,204,665	2,505,971	2,696,054	3,292,485	1,370,074	2,413,850
維持補修費	233,246	171,107	203,305	303,642	339,552	250,170

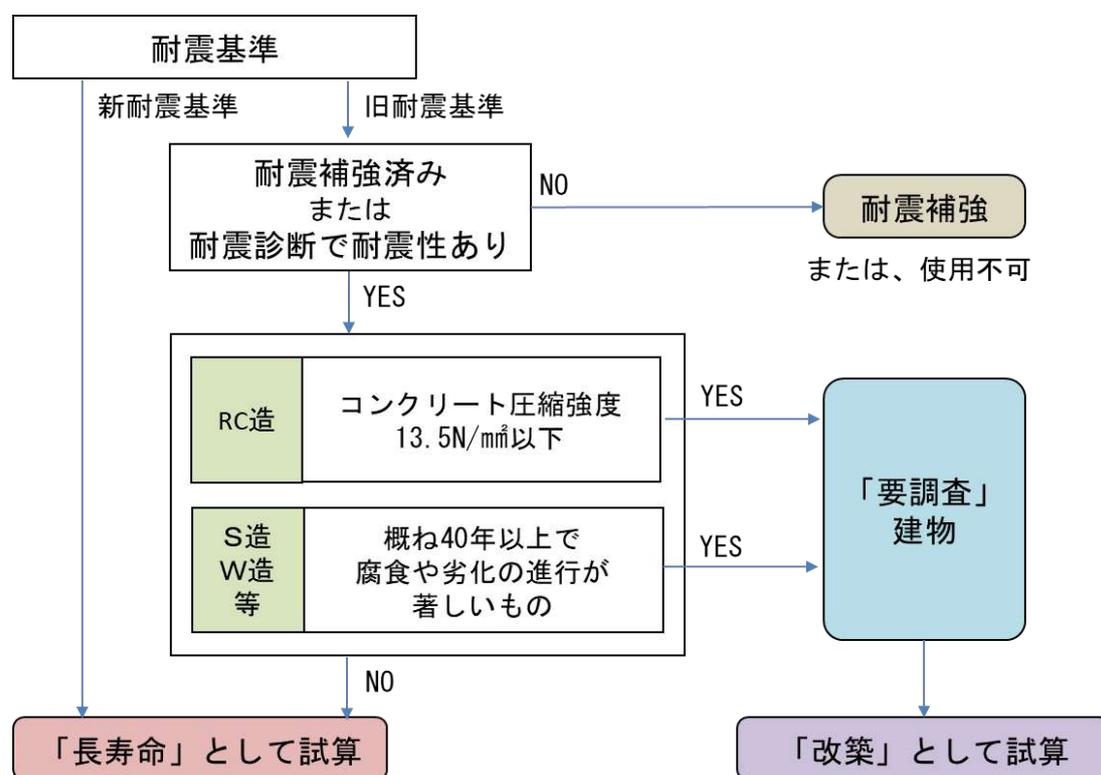
(参考) 市立認定こども園は2016年4月二見幼稚園・二見保育所の施設を転用して開設。

第4章 学校施設の老朽化の実態

学校施設の老朽化、実態を把握するために、「構造躯体の健全性の評価」と「構造躯体以外の劣化状況等の評価」を行いました。

1 構造躯体の健全性の評価

学校施設の旧耐震基準の建物は、耐震診断を行った際にコンクリートの圧縮強度等の材料試験を行っており、長寿命化に適する建物かを簡易に選別するため、「構造躯体」は既存のデータを用いて評価しました。



2 構造躯体以外の劣化状況等の評価

構造躯体以外の劣化状況等の評価に関して、屋根・屋上、外壁は目視により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は全面的な改修年からの経過年数をもとに評価しました。

屋根・屋上、外壁 (目視による評価)		内部仕上げ、電気設備、 機械設備 (経過年数による評価)	
評価	基準	評価	基準
良好	A 概ね良好	良好	A 20年未満
	B 部分的に劣化 ・安全上、機能上、問題なし		B 20～40年
	C 広範囲に劣化 ・安全上、機能上、不具合発生の兆し		C 40年以上
劣化	D 早急に対応する必要がある ・安全上、機能上、問題あり ・躯体の耐久性に影響を与えている ・設備が故障し施設運営に支障を与えている 等	劣化	D 経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

(1) 屋根・屋上、外壁

	屋根・屋上	外壁
A	<p>良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)</p> 	<p>良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)</p> 
B	<p>部分的に、ふくれ、しわ、ひび割れ、変質(摩耗・スポンジ状)、排水不良、目地シーリングの損傷、塗装のはがれ、さびがある。</p> 	<p>部分的に、ひび割れ・変質・浮き・はらみ・さび汁・シーリング材のひびがある。</p> 
C	<p>広範囲に、ひび割れ、変質、排水不良、土砂の堆積、雑草、目地シーリングの損傷が見られ、最上階天井に漏水痕がある。</p> 	<p>広範囲に、ひび割れ・亀甲状のひび割れ・変質・浮き・剥がれ・さび汁があり、小規模な漏水がある。</p> 
D	<p>広範囲に、破断、めくれ、損壊、下地露出、幅広のひび割れがあり、最上階天井に漏水が複数箇所ある。</p> 	<p>広範囲に、剥落・爆裂・幅広のひび割れがあり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。</p> 

(2) 内部仕上げ、電気設備、機械設備

	内部仕上	電気設備	機械設備
該当する部位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床、壁、天井 ・ 内部開口部(扉、窓、防火戸) ・ 室内表示、手すり、固定家具など ・ 照明器具、衛生器具、冷暖房器具 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内の分電盤・配線・配管(電灯・コンセント設備)(弱電設備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管・ガス配管
評価の基準	<p>・ 内部仕上げと設備機器について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年度を基準とし、経過年数で評価する。</p> <p>(対象外の工事の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の教室のみの改修 ・ 天井張替え、壁の塗り替え、照明器具交換など、部位、機器のみの改修工事 ・ 広範囲(25%以上の面積)または随所(5か所以上)に劣化事象がみられる場合は、評価を1段階下げることを目安とする。 	<p>・ 建物内の分電盤・配線・配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年度を基準とし、経過年数で評価する。</p> <p>(対象外の工事の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受変電設備の更新 ・ 防災設備、放送設備など、単独設備の更新 <p>(評価例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視聴覚室やコンピューター室などの改修(整備)はしているが、他の部分は40年以上経過している場合は、C評価 	<p>・ 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年度を基準とし、経過年数で評価する。</p> <p>(対象外の工事の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部分的な修繕等 <p>(評価例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水配管の更新済みで、排水配管は40年以上経過している場合は、C評価 ・ 給排水配管を一度も更新せず、40年以上経過している場合は、D評価

3 学校施設の評価結果

学校施設(311棟)の評価結果は次のとおりです。

(1) 全体の部位ごとの評価割合

	A	B	C	D
屋根・屋上	42%	40%	14%	4%
外壁	37%	35%	25%	3%
内部仕上げ	32%	34%	34%	-
電気設備	33%	40%	27%	-
機械設備	31%	30%	39%	-

※ 2018年度から2019年度に評価

(2) 築年数

築年数	20年未満	20~40年未満	40~50年未満	50年以上
建物数	70	94	106	41

※ 2019年5月1日現在

(3) 施設ごとの評価結果

① 小学校 (133 棟)

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
1	明石小学校	本校舎西	RC	4	3,407	1978	41	長寿命	B	B	C	C	C
2		本校舎東	RC	4	1,759	1978	41	長寿命	B	B	C	C	C
3		体育館	RC	3	1,556	1978	41	長寿命	A	A	A	A	A
4		エレベーター棟	RC	4	43	2012	7	長寿命	A	A	A	A	A
5	松が丘小学校	西館	RC	4	4,052	1967	52	長寿命	B	D	B	A	C
6		東館	RC	4	2,973	1971	48	長寿命	A	A	B	A	C
7		体育館	RC	3	917	1972	47	長寿命	A	B	A	A	A
8	朝霧小学校	南校舎	RC	4	3,219	1969	50	長寿命	C	A	C	B	C
9		体育館	RC	3	1,778	1972	47	長寿命	A	A	A	A	A
10		西校舎	RC	4	1,808	1977	42	長寿命	B	B	C	C	C
11	人丸小学校	北校舎	RC	4	3,070	1983	36	長寿命	A	B	B	B	B
12		体育館	RC	2	1,189	2000	19	長寿命	B	A	A	A	A
13		南校舎	RC	4	3,477	2016	3	長寿命	A	A	A	A	A
14	中崎小学校	南校舎	RC	4	2,557	1980	39	長寿命	D	C	B	B	B
15		北校舎	RC	4	2,495	1980	39	長寿命	A	C	B	B	B
16		体育館	RC	3	1,548	1981	38	長寿命	A	A	A	A	A
17	大観小学校	体育館	RC	3	1,306	1967	52	長寿命	A	A	A	A	A
18		本館	RC	4	4,317	2000	19	長寿命	B	A	A	A	A
19		階段室棟	S	2	66	2001	18	長寿命	A	A	A	A	A
20	王子小学校	東校舎	RC	4	1,894	1969	50	長寿命	B	B	C	C	C
21		西校舎	RC	4	1,761	1970	49	長寿命	D	C	C	C	C
22		体育館	RC	3	1,549	1976	43	長寿命	B	B	B	B	B
23		中校舎	RC	4	1,179	1981	38	長寿命	A	B	B	B	B
24	林小学校	南校舎	RC	4	2,446	1969	50	長寿命	B	B	C	B	C
25		北校舎	RC	4	3,267	1973	46	長寿命	A	C	C	B	C
26		体育館	S	2	1,069	1997	22	長寿命	B	B	B	B	B
27		エレベーター棟	RC	4	47	2010	9	長寿命	A	A	A	A	A
28	鳥羽小学校	北校舎	RC	3	1,116	1970	49	長寿命	A	A	C	C	C
29		南校舎	RC	4	3,846	1974	45	長寿命	B	B	B	B	C
30		西校舎	RC	3	777	1978	41	長寿命	C	C	C	C	C
31		体育館	RC	2	1,214	2010	9	長寿命	A	A	A	A	A
32	和坂小学校	本館	RC	4	4,364	1983	36	長寿命	B	D	B	B	B
33		体育館	RC	3	1,553	1983	36	長寿命	B	B	B	B	B
34		エレベーター棟	RC	4	49	2009	10	長寿命	A	A	A	A	A
35	沢池小学校	B棟	RC	4	2,196	1979	40	長寿命	B	B	B	B	B
36		A棟	RC	3	1,965	1980	39	長寿命	A	B	B	B	B
37		体育館	RC	3	1,590	1980	39	長寿命	A	A	A	A	A
38		フリース校舎3	S	2	384	2019	0	長寿命	A	A	A	A	A
39		フリース校舎2	S	2	371	2006	13	長寿命	A	A	A	A	A
40	藤江小学校	中校舎	RC	4	1,457	1970	49	長寿命	A	A	C	B	C
41		体育館	RC	3	1,601	1968	51	長寿命	A	A	A	A	A
42		北校舎	RC	4	3,259	1972	47	長寿命	D	A	C	B	C
43		南校舎	RC	4	1,471	1978	41	長寿命	B	D	C	C	C
44	花園小学校	西校舎	RC	4	1,121	1974	45	長寿命	B	B	C	B	C
45		体育館	RC	3	1,606	1969	50	長寿命	A	A	A	A	A
46		北西校舎	RC	4	1,118	1979	40	長寿命	B	B	B	B	B
47		北校舎	RC	4	1,103	1981	38	長寿命	B	B	B	B	B
48		管理棟	RC	2	882	1994	25	長寿命	B	B	B	B	B
49		南校舎	RC	4	1,469	1996	23	長寿命	B	B	B	B	B
50		エレベーター棟	S	4	93	2008	11	長寿命	A	A	A	A	A
51	フール棟	RC	2	133	1993	26	長寿命	B	B	B	B	B	

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
52	貴崎小学校	体育館	S	2	899	1969	50	長寿命	A	A	A	A	A
53		南東校舎	RC	4	1,101	1974	45	長寿命	C	C	C	B	C
54		南西校舎	RC	4	1,144	1982	37	長寿命	B	C	B	B	B
55		西校舎	RC	4	662	1995	24	長寿命	C	B	B	B	B
56		北校舎	RC	3	2,417	1996	23	長寿命	B	A	B	B	B
57	大久保小学校	旧管理棟	RC	2	1,449	1955	64	長寿命	B	C	C	C	C
58		本館西	RC	3	1,410	1968	51	長寿命	B	B	B	B	C
59		体育館	S	2	921	1965	54	長寿命	A	A	A	A	A
60		本館東	RC	4	2,580	1973	46	長寿命	B	C	B	B	C
61		南校舎	RC	3	1,090	1976	43	長寿命	C	B	C	C	C
62		北校舎	RC	3	1,432	1981	38	長寿命	B	C	B	B	B
63		ﾌﾞﾚｲﾄﾞ校舎1	S	2	393	2011	8	長寿命	A	A	A	A	A
64		ﾌﾞﾚｲﾄﾞ校舎2(ﾘｰｽ)	S	2	201	2013	6	長寿命	A	A	A	A	A
65	大久保南小学校	本校舎1	RC	3	3,141	1998	21	長寿命	B	A	B	B	B
66		体育館	S	2	1,216	1999	20	長寿命	B	A	A	A	A
67		本校舎2	RC	3	3,005	1998	21	長寿命	B	A	B	B	B
68		本校舎3	RC	3	1,002	2001	18	長寿命	B	A	A	A	A
69		音楽室棟	S	2	444	2006	13	長寿命	B	A	A	A	A
70	高丘東小学校	本館	RC	4	2,814	1975	44	長寿命	C	C	C	C	C
71		体育館	RC	3	1,570	1975	44	長寿命	A	B	C	C	C
72		北館	RC	4	2,436	1976	43	長寿命	C	B	C	C	C
73		南館	RC	3	632	1982	37	長寿命	B	B	B	B	B
74	高丘西小学校	南校舎	RC	4	2,813	1975	44	長寿命	C	C	C	C	C
75		体育館	RC	3	1,560	1975	44	長寿命	B	C	C	C	C
76		北校舎	RC	4	2,436	1976	43	長寿命	C	C	B	C	C
77	山手小学校	東校舎	RC	3	2,763	1967	52	長寿命	A	C	C	B	C
78		西校舎	RC	4	1,854	1974	45	長寿命	B	C	C	B	C
79		北校舎	RC	4	1,504	1984	35	長寿命	A	B	B	B	B
80		昇降口	RC	1	128	1984	35	長寿命	B	B	B	B	B
81		体育館	RC	2	1,220	2003	16	長寿命	B	A	A	A	A
82		図書室棟	S	2	190	2010	9	長寿命	A	A	A	A	A
83		ﾌﾞﾚｲﾄﾞ校舎(ﾘｰｽ)	S	2	686	2016	3	長寿命	A	A	A	A	A
84	谷八木小学校	南校舎	RC	4	2,276	1978	41	長寿命	A	B	C	C	C
85		北校舎	RC	4	2,442	1979	40	長寿命	A	C	B	B	B
86		体育館	RC	3	875	1985	34	長寿命	B	B	B	B	B
87		エレベーター棟	RC	4	47	2016	3	長寿命	A	A	A	A	A
88		江井島小学校	北館	RC	3	2,873	1959	60	長寿命	B	B	C	C
89	南館		RC	4	3,086	1979	40	長寿命	C	B	B	B	B
90	西館		RC	4	919	1979	40	長寿命	C	B	B	B	B
91	東館		RC	3	607	1980	39	長寿命	A	A	B	B	B
92	体育館		RC	3	1,591	1982	37	長寿命	A	B	B	B	B
93	音楽室棟		S	1	127	2004	15	長寿命	B	A	A	A	A
94	ﾌﾞﾚｲﾄﾞ校舎		S	2	223	2007	12	長寿命	B	A	A	A	A
95	魚住小学校	体育館	S	2	962	1970	49	長寿命	A	B	A	A	A
96		西校舎	RC	4	2,121	1971	48	長寿命	B	C	C	B	C
97		東校舎	RC	4	1,784	1976	43	長寿命	B	C	C	C	C
98		南校舎	RC	4	1,660	1985	34	長寿命	B	B	B	B	B
99		便所・階段室棟	RC	4	322	1985	34	長寿命	B	B	B	B	B
100		ﾌﾞﾚｲﾄﾞ校舎	S	2	205	2005	14	長寿命	B	A	A	A	A
101		エレベーター棟	S	4	50	2017	2	長寿命	A	A	A	A	A
102	清水小学校	本館西	RC	4	2,057	1980	39	長寿命	A	B	B	B	B
103		北館西	RC	3	740	1980	39	長寿命	A	D	B	B	B
104		本館東	RC	4	1,471	1980	39	長寿命	A	B	B	B	B
105		昇降口	RC	1	189	1980	39	長寿命	B	B	B	B	B
106		体育館	RC	3	1,555	1980	39	長寿命	A	B	A	A	A
107		北館東	RC	3	1,231	1982	37	長寿命	C	C	B	B	B
108		エレベーター棟	S	4	48	2019	0	長寿命	A	A	A	A	A

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
109	錦が丘小学校	南校舎	RC	4	2,663	1973	46	長寿命	A	B	C	B	C
110		北校舎	RC	3	1,825	1974	45	長寿命	C	C	C	B	C
111		体育館	RC	3	1,445	1974	45	長寿命	A	A	A	A	A
112	錦浦小学校	体育館	RC	3	1,421	1971	48	長寿命	A	A	A	A	A
113		本校舎西	RC	4	2,464	1978	41	長寿命	B	A	C	C	C
114		西校舎	RC	3	1,286	1999	20	長寿命	B	A	A	A	A
115		本校舎東	RC	4	1,822	1979	40	長寿命	B	B	B	B	B
116		ﾌﾞﾚｲﾄﾞ校舎	S	2	392	2005	14	長寿命	B	A	A	A	A
117	二見小学校	西館	RC	3	1,187	1963	56	要調査	B	C	C	C	C
118		体育館	S	2	1,054	1964	55	長寿命	A	A	A	A	A
119		本館西	RC	4	3,284	1980	39	長寿命	A	B	B	B	B
120		本館東	RC	4	1,233	1988	31	長寿命	A	B	B	B	B
121	二見北小学校	北校舎	RC	3	2,623	1962	57	長寿命	A	C	C	B	C
122		体育館	S	2	1,288	1967	52	長寿命	A	A	A	A	A
123		南校舎	RC	4	2,680	1974	45	長寿命	B	C	C	C	C
124		南西校舎	RC	4	353	1982	37	長寿命	C	B	B	B	B
125		西校舎	RC	3	545	1989	30	長寿命	B	B	B	B	B
126		西特別教室棟	S	2	431	1994	25	長寿命	B	B	B	B	B
127		エレベーター棟	RC	4	48	2013	6	長寿命	A	A	A	A	A
128		二見西小学校	北校舎	RC	4	1,994	1997	22	長寿命	B	B	B	B
129	西校舎		RC	4	2,445	1997	22	長寿命	B	B	B	B	B
130	南校舎		RC	3	1,203	1997	22	長寿命	B	B	B	B	B
131	体育館		S	2	1,178	1998	21	長寿命	B	B	B	B	B
132	エレベーター棟		S	4	56	2007	12	長寿命	A	A	A	A	A
133	ﾌﾞﾚｲﾄﾞ校舎		S	2	235	2008	11	長寿命	A	A	A	A	A

② 中学校（100棟）

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
1	錦城中学校	南校舎	RC	2	846	1954	65	長寿命	C	C	C	B	C
2		体育館	S	2	1,023	1966	53	長寿命	A	A	A	A	A
3		技術室棟	S	1	186	1976	43	長寿命	B	B	C	C	C
4		特別教室棟	RC	2	346	1986	33	長寿命	A	B	B	B	B
5		武道場	S	1	516	1999	20	長寿命	B	A	A	A	A
6		北校舎	RC	4	2,509	2015	4	長寿命	A	A	A	A	A
7	朝霧中学校	南校舎	RC	4	2,714	1975	44	長寿命	B	A	B	B	C
8		体育館	RC	3	1,354	1975	44	長寿命	A	A	A	A	A
9		西校舎	RC	4	1,646	1975	44	長寿命	C	C	C	C	C
10		東校舎	RC	4	3,208	1975	44	長寿命	B	A	B	A	C
11		武道場	S	1	497	2002	17	長寿命	B	A	A	A	A
12	大蔵中学校	北館	RC	4	2,284	1968	51	長寿命	A	B	C	B	C
13		体育館	RC	3	1,210	1972	47	長寿命	A	A	A	A	A
14		本館東	RC	4	1,865	1978	41	長寿命	C	C	C	C	C
15		本館西	RC	4	904	1981	38	長寿命	B	B	B	B	B
16		南館	RC	4	1,833	1986	33	長寿命	A	A	B	B	B
17		武道場	S	1	508	1993	26	長寿命	B	B	B	B	B
18		配膳室棟	S	1	103	2014	5	長寿命	A	A	A	A	A
19		エレベーター棟	S	4	45	2019	0	長寿命	A	A	A	A	A

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
20	衣川中学校	北校舎	RC	4	3,224	1969	50	長寿命	C	D	C	B	C
21		東校舎	RC	4	2,083	1975	44	長寿命	A	D	C	B	C
22		西校舎	RC	3	1,026	1976	43	長寿命	C	D	C	B	C
23		南校舎	RC	4	1,824	1980	39	長寿命	D	A	B	B	B
24		武道場	RC	1	661	1991	28	長寿命	B	B	B	B	B
25		体育館	RC	2	1,476	2002	17	長寿命	B	A	A	A	A
26		エレベーター棟	RC	4	49	2015	4	長寿命	A	A	A	A	A
27	野々池中学校	南校舎東	RC	3	2,049	1977	42	長寿命	B	B	B	C	C
28		管理棟	RC	4	2,680	1977	42	長寿命	B	B	C	C	C
29		体育館	RC	3	1,355	1977	42	長寿命	A	A	A	A	A
30		南校舎西	RC	3	529	1979	40	長寿命	A	C	B	B	B
31		北校舎	RC	4	1,304	1981	38	長寿命	B	B	B	B	B
32		特別教室棟	RC	3	427	1986	33	長寿命	A	B	B	B	B
33		武道場	RC	1	631	1998	21	長寿命	A	B	B	B	B
34		エレベーター棟	RC	4	49	2014	5	長寿命	A	A	A	A	A
35	望海中学校	体育館	RC	3	1,326	1971	48	長寿命	A	A	A	A	A
36		南館	RC	4	1,841	1972	47	長寿命	D	A	C	B	C
37		本館	RC	4	2,686	1973	46	長寿命	B	A	A	A	C
38		トイレ・階段室棟	RC	4	390	1972	47	長寿命	D	C	C	C	C
39		東館	RC	4	1,159	1974	45	長寿命	A	A	A	A	C
40		北館	RC	4	2,192	1985	34	長寿命	A	B	B	B	B
41		武道場	RC	3	947	1992	27	長寿命	B	B	B	B	B
42		エレベーター棟	RC	4	49	2015	4	長寿命	A	A	A	A	A
43		大久保中学校	1号館	RC	3	1,638	1960	59	長寿命	B	B	B	B
44	2号館		RC	3	2,209	1963	56	長寿命	B	B	B	B	C
45	本館(南校舎)		RC	3	2,648	1965	54	長寿命	D	B	B	B	C
46	3号館		RC	2	1,284	1975	44	長寿命	C	B	B	B	C
47	体育館		RC	2	1,474	2009	10	長寿命	A	A	A	A	A
48	武道場		RC	2	664	2009	10	長寿命	A	A	A	A	A
49	グランド校舎1		S	2	403	2010	9	長寿命	A	A	A	A	A
50	トイレ棟		RC	3	323	2012	7	長寿命	A	A	A	A	A
51	エレベーター棟		RC	3	35	2012	7	長寿命	A	A	A	A	A
52	グランド校舎2		S	2	372	2013	6	長寿命	A	A	A	A	A
53	大久保北中学校	南校舎	RC	3	1,432	1986	33	長寿命	B	B	B	B	B
54		北校舎	RC	3	1,998	1986	33	長寿命	B	B	B	B	B
55		管理棟	RC	2	1,343	1986	33	長寿命	A	B	B	B	B
56		特別教室棟	RC	2	1,496	1986	33	長寿命	D	C	B	B	B
57		体育館	RC	3	1,370	1987	32	長寿命	B	B	B	B	B
58		武道場	S	1	498	2001	18	長寿命	B	A	A	A	A
59		エレベーター棟	RC	3	34	2017	2	長寿命	A	A	A	A	A
60	高丘中学校	中校舎	RC	4	2,751	1975	44	長寿命	B	B	B	B	B
61		体育館	RC	3	1,350	1975	44	長寿命	A	A	A	A	A
62		特別教室棟	S	1	283	1977	42	長寿命	B	B	C	C	C
63		北校舎	RC	4	2,918	1977	42	長寿命	B	A	B	B	C
64		南校舎	RC	3	1,088	1983	36	長寿命	B	C	B	B	B
65		武道場	RC	1	628	2000	19	長寿命	B	B	A	A	A
66		エレベーター棟	RC	4	47	2016	3	長寿命	A	A	A	A	A
67	江井島中学校	本校舎	RC	4	2,771	1978	41	長寿命	A	C	C	C	C
68		西校舎	RC	4	909	1978	41	長寿命	A	C	C	C	C
69		体育館	RC	3	1,346	1979	40	長寿命	A	B	A	A	A
70		北校舎	RC	2	562	1987	32	長寿命	B	B	B	B	B
71		東校舎	RC	4	353	1995	24	長寿命	A	A	B	B	B
72		武道場	S	1	508	1995	24	長寿命	B	B	B	B	B
73		グランド校舎1	S	2	264	2005	14	長寿命	B	A	A	A	A
74		グランド校舎2	S	2	298	2007	12	長寿命	B	A	A	A	A

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価					
									屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	
75	魚住中学校	北校舎	RC	2	1,614	1957	62	長寿命	B	C	C	B	C	
76		南校舎	RC	3	3,203	1962	57	長寿命	A	C	C	B	C	
77		西校舎	RC	3	647	1975	44	長寿命	B	C	C	B	C	
78		東校舎	RC	3	759	1976	43	長寿命	C	A	C	B	C	
79		武道場	S	1	498	1999	20	長寿命	B	A	B	B	B	
80		体育館	RC	2	1,475	2005	14	長寿命	B	A	B	B	B	
81		ﾌﾞﾚｯﾄﾞ 倉庫棟	S	2	129	2005	14	長寿命	B	A	A	A	A	
82		ﾌﾞﾚｯﾄﾞ 校舎	S	2	230	2007	12	長寿命	B	A	A	A	A	
83		エレベーター棟	RC	3	37	2011	8	長寿命	A	A	A	A	A	
84		配膳室棟	S	1	135	2014	5	長寿命	A	A	A	A	A	
85		北校舎廊下棟	S	2	206	2014	5	長寿命	A	A	A	A	A	
86		魚住東中学校	B棟	RC	4	919	1981	38	長寿命	A	B	B	B	B
87			C棟西	RC	4	1,637	1981	38	長寿命	A	B	B	B	B
88			A棟	RC	4	3,282	1981	38	長寿命	C	C	B	B	B
89			体育館	RC	3	1,373	1982	37	長寿命	B	B	B	B	B
90	C棟東		RC	3	986	1985	34	長寿命	A	B	B	B	B	
91	武道場		S	1	508	1996	23	長寿命	B	A	B	B	B	
92	ﾌﾞｰﾙ付属棟		RC	1	121	2010	9	長寿命	A	A	A	A	A	
93	エレベーター棟		S	4	49	2019	0	長寿命	A	A	A	A	A	
94	二見中学校		体育館	RC	3	1,468	1972	47	長寿命	A	A	A	A	A
95		北校舎	RC	4	2,846	1974	45	長寿命	D	B	C	C	C	
96		東校舎	RC	4	710	1982	37	長寿命	D	B	B	B	B	
97		武道場	S	1	544	1994	25	長寿命	B	B	B	B	B	
98		南校舎西	RC	4	1,532	2013	6	長寿命	A	A	A	A	A	
99		南校舎中	RC	4	1,450	2013	6	長寿命	A	A	A	A	A	
100		南校舎東	RC	4	2,337	2014	5	長寿命	A	A	A	A	A	

③ 幼稚園 (57 棟)

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
1	播陽幼稚園	園舎	RC	2	447	1981	38	長寿命	C	C	C	C	C
2		管理園舎	RC	2	484	1981	38	長寿命	B	C	C	C	C
3	明石幼稚園	本園舎	RC	2	737	1978	41	長寿命	A	A	C	C	C
4		ﾌﾞﾚｯﾄﾞ 園舎	S	2	222	2013	6	長寿命	A	A	A	A	A
5	松が丘幼稚園	本園舎	RC	2	1,252	1971	48	長寿命	A	C	C	C	C
6	朝霧幼稚園	本園舎	RC	2	684	1972	47	長寿命	C	B	C	C	C
7		ﾌﾞﾚｯﾄﾞ 園舎	S	1	131	2005	14	長寿命	A	A	A	A	A
8	人丸幼稚園	本園舎	RC	2	1,258	1991	28	長寿命	B	C	C	C	C
9	大観幼稚園	木造園舎	W	1	283	1960	59	要調査	B	B	C	C	C
10		鉄筋園舎	RC	2	410	1969	50	長寿命	B	B	C	C	C
11	王子幼稚園	木造園舎	W	1	311	1959	60	要調査	A	C	C	C	C
12		鉄筋園舎	RC	2	456	1972	47	長寿命	B	C	C	C	C
13	林幼稚園	木造園舎	W	1	414	1964	55	要調査	A	C	C	C	C
14		大保育室棟	W	1	165	1966	53	要調査	C	C	C	C	C
15	鳥羽幼稚園	木造園舎	W	1	312	1963	56	要調査	B	B	C	C	C
16		西館	RC	2	298	1970	49	長寿命	B	C	C	C	C
17		東館	RC	2	501	1978	41	長寿命	B	B	C	C	C
18	和坂幼稚園	本園舎	RC	2	670	1983	36	長寿命	B	C	B	B	B
19	沢池幼稚園	本園舎	RC	2	722	1979	40	長寿命	B	C	C	C	C
20		ﾌﾞﾚｯﾄﾞ 園舎	S	1	162	2005	14	長寿命	A	A	A	A	A

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
21	藤江幼稚園	南園舎	RC	2	223	1967	52	長寿命	B	C	C	C	C
22		本園舎東	RC	2	456	1971	48	長寿命	B	C	C	C	C
23		本園舎西	RC	2	620	1974	45	長寿命	B	C	C	C	C
24	花園幼稚園	本園舎	RC	2	776	1969	50	長寿命	A	A	C	C	C
25		東園舎	RC	2	355	1973	46	長寿命	A	A	C	C	C
26		大保育室	RC	1	149	1993	26	長寿命	A	A	B	B	B
27	貴崎幼稚園	西園舎	RC	2	223	1967	52	長寿命	C	B	C	C	C
28		東園舎西	RC	2	351	1973	46	長寿命	B	B	C	C	C
29		東園舎東	RC	2	184	1973	46	長寿命	B	C	C	C	C
30	大久保幼稚園	木造園舎	W	1	304	1964	55	要調査	B	D	C	C	C
31		鉄筋園舎	RC	2	881	1974	45	長寿命	C	C	C	C	C
32		ﾌﾞﾙｯﾌﾟ園舎1	S	1	172	2007	12	長寿命	A	A	A	A	A
33		ﾌﾞﾙｯﾌﾟ園舎2	S	2	133	2014	5	長寿命	A	A	A	A	A
34		本館	RC	2	1,108	1998	21	長寿命	A	B	B	B	B
35	南館	S	2	647	2000	19	長寿命	A	B	A	A	A	
36	高丘東幼稚園	本園舎	RC	2	874	1975	44	長寿命	C	C	C	C	C
37	高丘西幼稚園	本園舎	RC	2	1,045	1975	44	長寿命	B	C	C	C	C
38	山手幼稚園	木造園舎	W	1	347	1955	64	要調査	C	C	C	C	C
39		鉄筋園舎	RC	2	683	1971	48	長寿命	C	C	C	C	C
40		ﾌﾞﾙｯﾌﾟ園舎(ﾘｰｽ)	S	2	459	2016	3	長寿命	A	A	A	A	A
41	谷八木幼稚園	木造園舎	W	1	248	1960	59	要調査	B	C	C	C	C
42		鉄筋園舎	RC	2	358	1970	49	長寿命	C	C	C	C	C
43	江井島幼稚園	管理棟	RC	2	761	1974	45	長寿命	C	C	C	C	C
44		保育室棟	RC	2	518	1974	45	長寿命	C	C	C	C	C
45	魚住幼稚園	木造園舎	W	1	339	1966	53	要調査	B	B	C	C	C
46		鉄筋園舎	RC	2	513	1972	47	長寿命	B	B	C	C	C
47	清水幼稚園	本館	RC	2	735	1979	40	長寿命	B	C	C	C	C
48		東館	S	2	316	1998	21	長寿命	A	B	B	B	B
49	錦が丘幼稚園	北園舎	RC	2	691	1975	44	長寿命	B	C	C	C	C
50		南園舎	S	2	293	1991	28	長寿命	C	C	C	B	B
51	錦浦幼稚園	園舎西	RC	2	637	1969	50	長寿命	C	C	C	C	C
52		園舎東	RC	2	176	1990	29	長寿命	C	C	B	B	B
53		ﾌﾞﾙｯﾌﾟ園舎	S	2	246	2004	15	長寿命	A	B	A	A	A
54	二見北幼稚園	西園舎	RC	2	685	1973	46	長寿命	C	C	C	C	C
55		東園舎西	RC	2	168	1984	35	長寿命	C	C	C	C	C
56		東園舎東	RC	2	389	1993	26	長寿命	C	C	B	B	B
57	二見西幼稚園	本園舎	RC	2	1,110	1997	22	長寿命	B	B	B	B	B

④ こども園 (3棟)

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
1	二見こども園	木造園舎	W	1	483	1966	53	要調査	A	C	C	C	C
2		南園舎	RC	2	680	1973	46	長寿命	C	C	C	C	C
3		北園舎	RC	1	464	1988	31	長寿命	B	B	B	B	B

⑤ 特別支援学校（3棟）

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
1	明石養護学校	本校舎	RC	2	2,286	1981	38	長寿命	A	B	B	B	B
2		体育館	RC	3	1,196	1981	38	長寿命	B	B	B	B	B
3		西校舎	RC	2	278	1992	27	長寿命	A	B	B	B	B

⑥ 高等学校（13棟）

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
1	明石商業高等学校	北校舎西	RC	4	2,913	1977	42	長寿命	A	C	C	C	C
2		北校舎東	RC	4	2,075	1977	42	長寿命	A	C	C	C	C
3		南校舎西	RC	4	2,299	1978	41	長寿命	A	C	C	C	C
4		南校舎東	RC	4	2,667	1978	41	長寿命	A	C	C	C	C
5		昇降口棟	RC	2	516	1978	41	長寿命	C	C	C	C	C
6		クラブ室棟	S	2	150	1979	40	長寿命	B	B	C	C	C
7		体育館	RC	3	2,706	1979	40	長寿命	C	A	B	C	C
8		武道場	RC	1	360	1979	40	長寿命	C	A	B	C	C
9		クラブ室棟2	S	2	238	1979	40	長寿命	B	B	C	C	C
10		食堂棟	RC	3	1,350	1980	39	長寿命	A	B	B	B	B
11		弓道場	S	1	111	1996	23	長寿命	B	B	A	A	A
12		倉庫	S	2	102	1996	23	長寿命	A	A	A	A	A
13		エレベーター棟	S	4	48	2014	5	長寿命	A	B	A	A	A

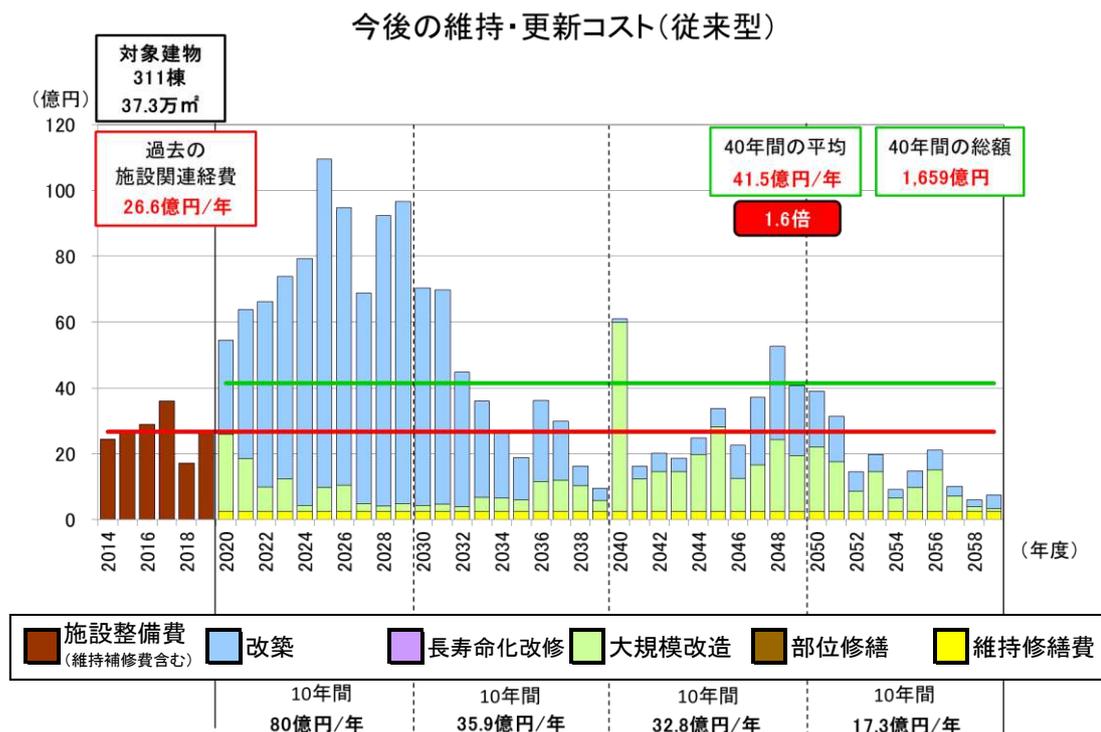
⑦ 給食センター（2棟）

No	施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	西暦	築年数	試算上の区分	劣化状況評価				
									屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
1	西部給食センター	給食センター	S	2	1,707	2016	3	長寿命	A	A	A	A	A
2	東部給食センター	給食センター	S	2	3,636	2017	2	長寿命	A	A	A	A	A

※ 2018年度から2019年度に評価

4 従来型の維持・更新コスト

建築後 50 年程度を目安に校舎等を建て替える従来の方法を今後も続けた場合、学校施設の維持・更新コストは、今後 40 年間で総額 1,659 億円になります。年平均では 41.5 億円となり、直近 5 年間の年平均 26.6 億円に対して 1.6 倍になります。これらのことから、対応策を検討する必要があります。



5 長寿命化型の維持・更新コスト

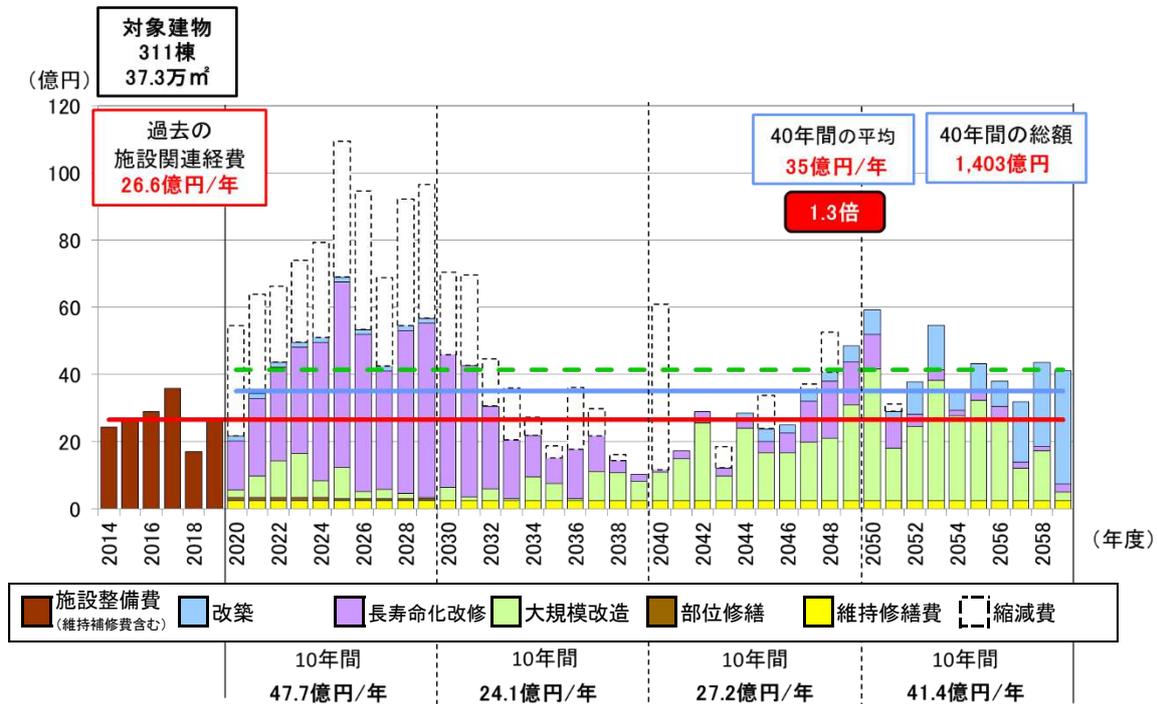
建築後 90 年程度まで使用できるよう、建物の長寿命化改修を行った場合、今後 40 年間の学校施設の維持・更新コストは約 1,403 億円、年平均ではおよそ 35 億円となる見込みです。

従来型と比較すれば、40 年で 256 億円のコスト縮減が期待でき、年平均でも 6.5 億円程度の経費縮減が期待されます。

しかしながら、長寿命化改修によるトータルコストの削減はできたものの、各年度のコストの平均は過去 5 年間のものと比較すると 1.3 倍となります。また、各年度のコストの平準化についての課題も残ります。

そのため、各施設の状況などを判断し、維持補修を行っていきます。

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)



コスト算出の考え方

- 築年数に応じた時期に、現状と同じ延床面積で改築・改修を行うものと設定
 - 改築、長寿命化改修は2年に工事費を均等配分、大規模改造は単年度で計上
 - 築後50年を経過した建物は、今後10年以内に改築及び長寿命化改修を実施するものとし、該当コストの10分の1の金額を10年間計上
 - 長寿命化改修の実施が可能かどうかを建物毎に判定し、改修周期を設定
 - ① 長寿命化可能な建物は、築50年に長寿命化改修、築25年、築75年に大規模改造、築90年に改築すると設定
 - ② 長寿命化可能な建物で、基準年時点で築50年を超えている建物は、今後10年以内に長寿命化改修を実施すると設定
 - ③ 長寿命化改修が実施できない建物は、長寿命化改修を実施せずに改築（改築までは25年周期で大規模改造を実施）すると設定
 - 今後5年以内にD評価の部位の修繕を、今後10年以内にC評価の部位の修繕を実施すると設定
- ただし、改築、長寿命化改修、大規模改造を今後10年以内に実施する場合を除く

- 今後 10 年間に長寿命化改修を実施する建物は、長寿命化改修費から A 評価の部位修繕相当額を差し引く

長寿命化型コストシミュレーションの試算条件

- 試算の期間：2019 年度～2058 年度の 40 年間
- 改築・改修の周期：築後 25 年→大規模改造
築後 50 年→長寿命化改修
築後 75 年→大規模改造
築後 90 年→改築

※ 既に設定年数を超えている場合は、今後 10 年以内に改修を実施

- 改築単価：330,000 円/㎡
- 長寿命化改修単価：198,000 円/㎡
- 大規模改造単価：137,940 円/㎡

第5章 学校施設整備の基本的な方針等

1 学校施設の長寿命化計画の基本方針

本市の学校施設の実態から、長寿命化計画の基本方針を定めます。この基本方針にそって検討を進めながら、「第2章 学校施設の目指すべき姿」の実現を図ります。

基本方針1 改築から長寿命化へ

建物の使用年数を延長し、長期的な維持・管理等に係るトータルコストを縮減するとともに、改築時期の分散により予算を平準化します。

基本方針2 安全・安心に学べる学校へ

児童・生徒や職員が、安全安心に学校生活を送れるよう、施設の整備、保全を行います。

また、学習形態の変化に応じた環境の整備を図ります。

基本方針3 みんなの学校へ

余裕教室を活用し多様な施設との複合化などにより有効活用します。また、安全性や利用しやすさに配慮し、防災機能の充実など、学校施設を多機能化します。

2 改修等の基本的な方針

(1) 長寿命化への転換

改築時期の目安を築 50 年とする従来の整備では将来の財政負担が大きくなります。

そのため、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化が可能、改築より工事費が安価で工期が短縮できる、また廃棄物や二酸化炭素の排出の少ない、長寿命化への転換を図ります。

また、長寿命化を図る際には、学校施設の複合化や多様な教育環境に対応するための整備を検討します。

(2) 目標使用年数、改修周期の設定

文部科学省の『学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き』によれば、「適正な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には 70～80 年程度、さらに技術的には 100 年以上持たせるような長寿命化も可能である」と位置づけられています。

このことを踏まえ、本市においては 90 年程度を目標使用年数として設定します。

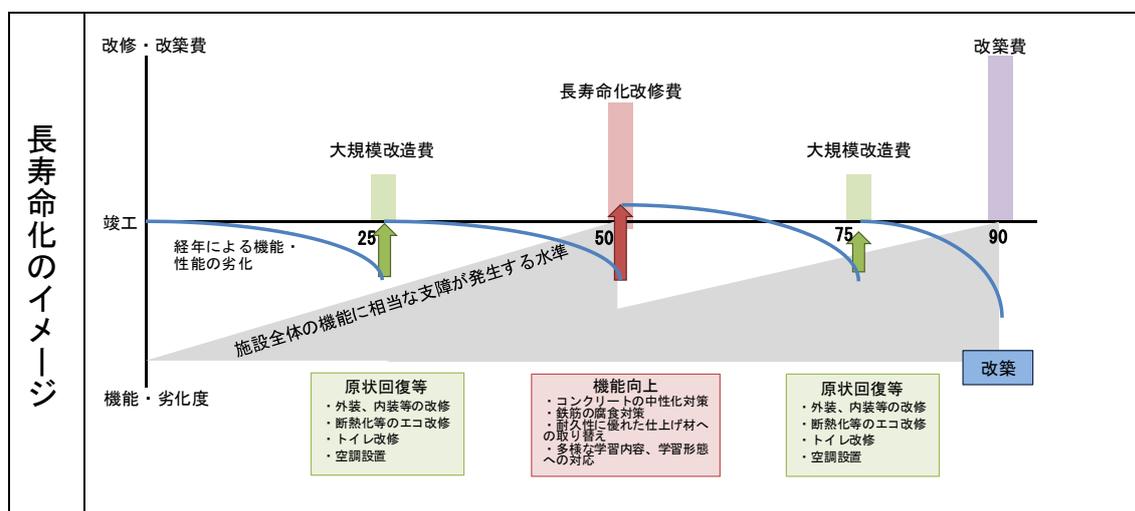
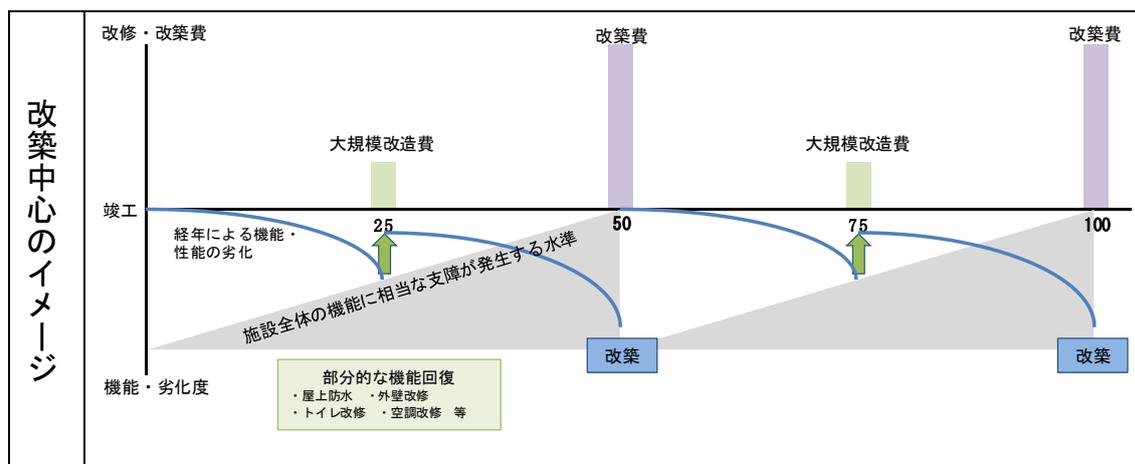
改修については、概ね 25 年ごとを目途に老朽化により劣化した機能の回復を図ります。

(3) 日常の維持管理

日常点検により確認された比較的小規模な不具合等については、児童生徒の安全確保の観点や学校運営に支障の無いよう応急修繕を実施します。

比較的大きな不具合等については、原則として、大規模改造や長寿命化改修等、直近の事業において修繕等を行うものとしますが、緊急性の高い場合や児童・生徒の安全確保の観点や学校運営に支障の生じるものについては、その都度必要に応じた修繕する、または部位の修繕の計画を前倒しする等の対応を行います。

※ 改築中心から長寿命化への転換イメージ



第6章 施設整備の水準等

1 改修等の整備水準

改修等の基本的な方針を踏まえ、効率的かつ実効性のある長寿命化を図ることを目的に、本計画における標準的な考え方を示すものであり、改修仕様・範囲とも各学校の老朽化状況に応じて整備前に改めて検討を行うこととします。

	大規模改造	長寿命化改修
概要	経年劣化による損耗・機能低下の回復のための復旧措置及び建物の用途変更に伴う改装等、学校教育の円滑な実施を資するとともに、合わせて建物の耐久性の確保を図る。	構造体の劣化対策を要する建物について、構造体の長寿命化やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を図る。
躯体	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体の状況に応じた適正な補修 ・ 鉄筋の腐食対策 ・ 鉄筋のかぶり厚さの確保 ・ ひび割れ対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面全体を樹脂製塗膜で被覆 ・ コンクリートの中性化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中性化抑制剤の塗布や防水対策等
屋根上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存防水(アスファルト防水)を残し、シート防水を敷設 ・ 既存防水(シート防水)を撤去し、新たにシート防水を敷設 ・ クラック等劣化による修繕等 	左記項目＋ 断熱等を考慮した改修(外断熱等)
外壁外部建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁のクラック等補修、落下防止措置の上、塗り仕上げ ・ 外部建具のシーリング打替え ・ 雨樋の更新 	左記項目＋ ・ より耐久性の高いものを考慮(高耐久性塗料の使用等)
内壁内部建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部クラック等補修仕上げ ・ 内部仕上げ(クロス等)の劣化状況に応じた改修 ・ 教室内の棚・家具等の劣化状況に応じた改修 	左記項目＋ ・ 廊下パーティションの更新 ・ 床補修、壁・天井塗替え等
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具LEDへの更新 ・ 人感センサー等の工夫による省電力対策 ・ 受変電設備の更新及び電気配線等の更新 ・ 電気容量見直しによる分電盤等の改修 ・ 放送設備(非常・一般)や自動火災報知設備の更新 	
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー効果の高い機器への更新 ・ 受水槽・給排水管の撤去・更新 ・ トイレの乾式化、洋式化、1階への多目的トイレの設置 ・ 消火設備の更新 	
安全及び機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚や家具等の転倒防止対策 ・ ICT教材使用のための設備の整備 ・ フェンス等設置による外部との領域の明確化 	

2 維持管理の項目・手法等

学校施設をできるだけ安全に長く使い続けるためには、維持管理は重要な課題です。

老朽化に対応した改修だけでなく、日常的な点検や定期的な点検等を実施することも重要です。

さらに、施設包括管理部門とも連携しながら、不具合箇所や各種点検での修繕箇所の把握など、修繕情報を一元化し、学校（園）、教育委員会など施設所管部門、営繕部門及び施設包括管理部門との共有化を図ることも重要です。

今後も計画的な学校施設の維持管理に取り組み、目標使用年数まで良好な教育環境を確保します。

維持管理の手法	維持管理の内容	頻度	主な実施者
日常点検	施設・設備の異常有無等の確認	毎日	学校職員
自主点検	破損・腐食等の劣化状況点検	各月	学校職員
長期休暇前点検	学校開放時における施設や遊具等の危険箇所点検	4、7、12月	学校職員 学校施設所管職員
建築基準法第12条に基づく点検	定められた箇所の点検	建築は3年に1回 設備は年1回	施設包括管理部門 委託専門業者
受変電設備点検	法定点検	各月、年次	施設包括管理部門 委託専門業者
消防設備点検	火災報知設備、消火設備等の法定点検	年2回	施設包括管理部門 委託専門業者
簡易専用水道検査及び清掃	受水槽、高架水槽の水質及び周辺機器等の点検	年1回	施設包括管理部門 委託専門業者

第7章 長寿命化の整備計画

1 基本的な考え方

学校施設の整備を進めるにあたっては、過去の工事实績や築年数、老朽状況の評価等を考慮し、整備計画を策定します。なお、事業の実施にあたっては、棟単位での整備を基本とします。

また、全ての学校施設で一律に改修周期を設定するのではなく、学校施設の老朽化状況を把握した上で、限られた財源を有効に活用しながら、部位改修や大規模改造を選択することで、事業費の平準化が図れるように計画します。

2 改修等の優先順位

学校の立地条件や利用条件等により、同時期に建築された学校施設であっても老朽化状況は異なります。施設の劣化状況や築年数等に応じて順位付けを行っていく必要があります。

劣化状況や改修履歴等を総合的に判断した上で、長寿命化改修、大規模改造、部位修繕など適切な改修方法を選択し、財源措置等を考慮しながら実施します。

なお、部分的な劣化状況が著しく進行し、緊急を要する施設については、部位修繕や緊急修繕を図ります。

3 今後5年間の整備計画

従来から実施しているトイレの改修やエレベーターの設置については、今後も継続して優先順位の高い施設から順次、整備していきます。

より実効性のある計画とするためには、「第4章 学校施設等の老朽化の実態」において維持、更新コストを試算した結果を基に、改修事業の選別を行うとともに、財政面を考慮し、改修事業費の平準化を行います。

第8章 長寿命化計画の継続的運用方針

1 定期点検による老朽状況の継続的な把握

現在、実施している定期点検を活用して、学校施設の老朽状況を整理、管理します。

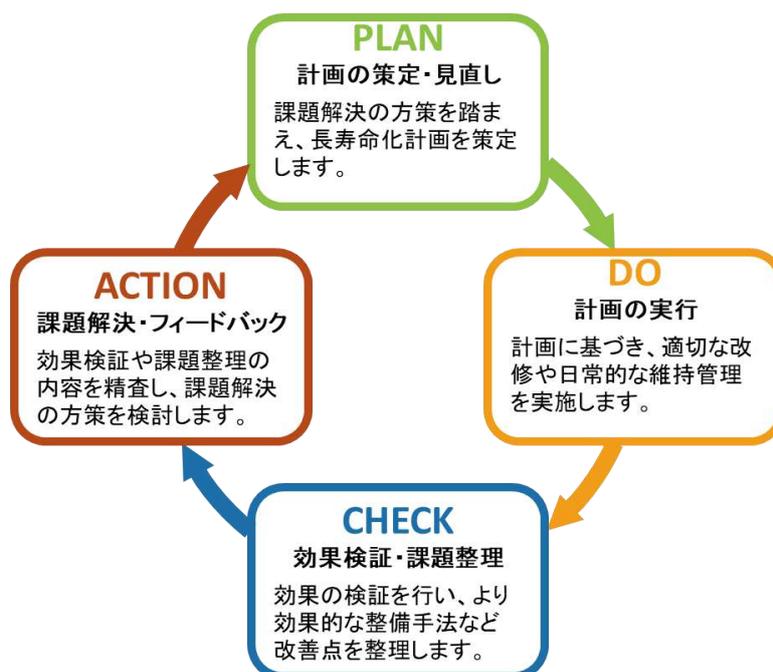
2 関連部局等の連携推進

日常的な問題箇所の把握や施設運営の課題発見は、学校職員による役割も大きいいため、教育委員会等の施設所管部門だけでなく、学校（園）及び関係部局と協力し、劣化箇所の緊急修繕や予防保全的な改修等に適切に対応します。

3 フォローアップ

学校を取り巻く環境の変化、児童・生徒数の推移等に対応するため、施設の状態と様々な社会状況等を把握し計画に反映する必要があります。

そのため、各種定期点検等の結果や、その他関係部局からの情報や財政状況等を総合的に判断し、定期的に計画の見直しを行います。



明石市立学校施設長寿命化計画

2020年（令和2年）2月19日作成

発行・編集 明石市教育委員会 事務局 学校管理課

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

TEL : 078-918-5197 FAX : 078-918-5111

e-mail : ed-kanri@city.akashi.lg.jp



(仮称)学びと育ち支援システム(統合型校務支援システム)導入に向けた 取組状況について

(仮称)学びと育ち支援システム(統合型校務支援システム)導入に向けた取組状況について、以下の通り報告いたします。

1 本市で導入予定(仮称)学びと育ち支援システム(統合型校務支援システム)の概要

- (1) 本システムは子どもの学びと育ちを支援することを第一とするとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保することを目的として導入を目指しています。その趣旨を明確にするため、名称を「(仮称)学びと育ち支援システム」とすることとします。
- (2) 本システムは、明石市内各学校間と教育委員会との間で「こども(個人)カルテ」の作成をし、指導上必要な情報を共有したり、引き継いだりすることで、個別に最適化された学びを提供することを目指します。加えて、学校、こどもセンターや発達支援センターなどの関係機関、放課後児童クラブなどとの間でも、必要な情報を共有し、学習支援や生徒指導支援など、子どもの「学び」と「育ち」を一体的に支えるために運用します。

2 導入に向けた取組状況について

- (1) 教育委員会事務局内に課室を横断した「プロジェクトチーム」を組織し、導入スケジュール等の検討に着手
- (2) 先進市等視察を行い、本市導入システムの方向性について確認、共有
- (3) システム提供者各社に製品の特長等のヒアリング実施

3 今後の予定について

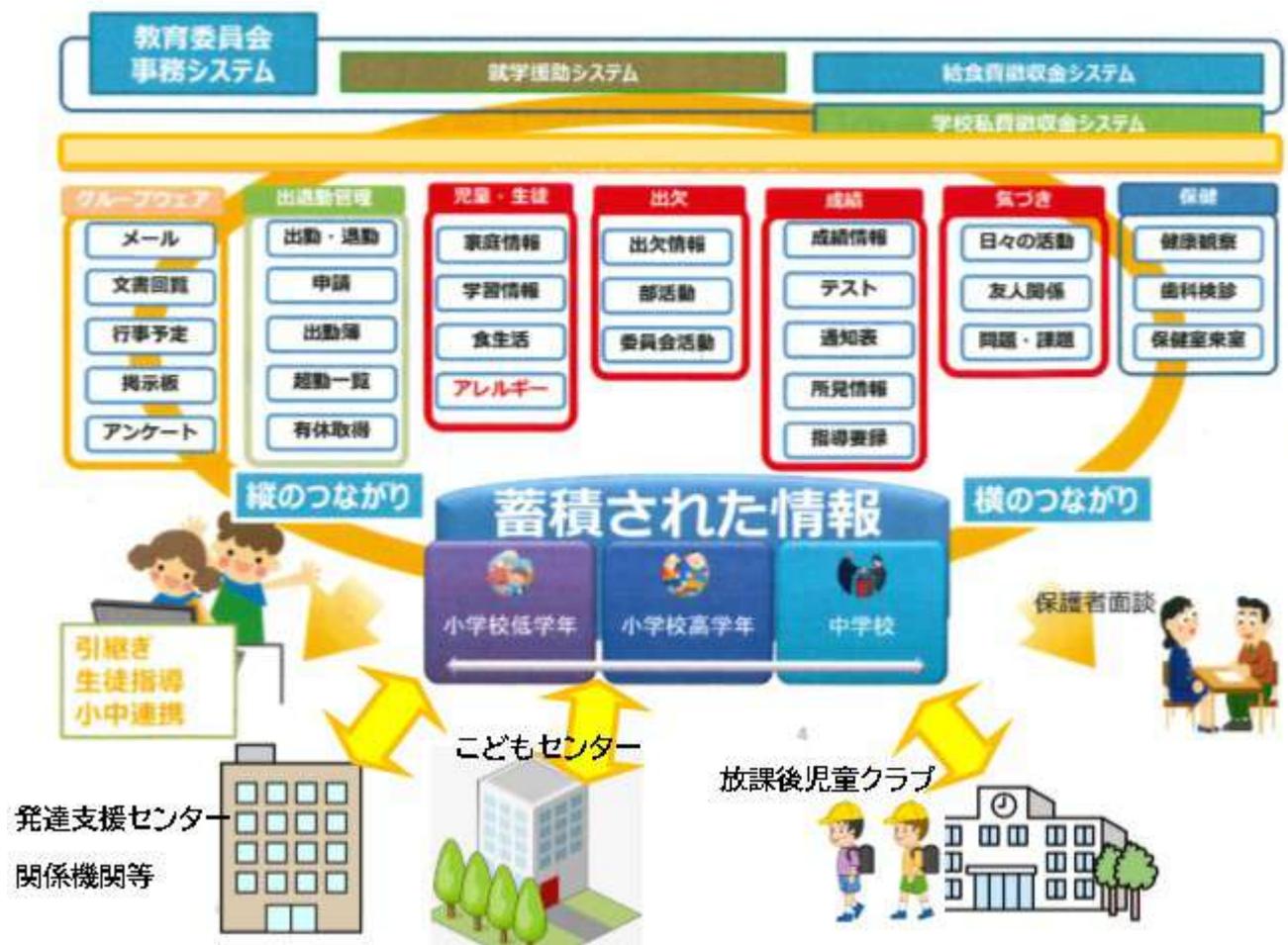
令和2年 6月~8月	システムの仕様書の決定
9月議会	補正予算 提案
10月	プロポーザルの実施・業者選定
令和3年度	システム導入・システム試験運用、教員研修
令和3年 夏頃	本格稼働

4 その他

(仮称)学びと育ち支援システム全体イメージ図 (別紙)

学びと育ち支援システム(校務支援システム) 全体イメージ図

子どもの学びと育ち支援システム(仮称)全体像



議案第6号及び議案第13号関連資料 令和2年度 組織改正案について

1 基本的な考え方

新たな100年のまちづくりとして、「誰にもやさしいまちづくり」を一層推進するとともに、「SDGs未来安心都市・明石」の創造に向け、必要な体制整備を図ります。

2 改正の概要

別紙「2020年度(令和2年度)組織改正総括表(案)」のとおり
改正後の組織の規模

〔現行〕 10局 37室 76課 177係

〔改正〕 10局 38室 75課 179係(1室増 1課減 2係増)

3 改正案の内容

(1) 「SDGs未来安心都市・明石」の創造に向けた体制整備

SDGsの理念を反映した「いつまでも」「すべての人に」「やさしいまち」の創造に向け、市全体の中心となって企画や調整、プロジェクトの推進をする政策室、都市開発室を再編し、体制を整備します。

(現行) 政策室、都市開発室

(変更後) SDGs推進室、本のまち推進室、プロジェクト推進室

(2) 事務の所管の見直し

① 天文科学館の所管を変更

2020年に天文科学館開館60周年と時の記念日制定100周年を迎えるなど、今後、市の観光施策、シティセールスとのより一体的な取り組みを行うため、天文科学館の所管を市民生活局産業振興室から政策局シティセールス推進室に移管します。

② 市立図書館に係る事務の所管を移管

「本のまち明石」の一層の推進のため、第9次地方分権一括法の規定に基づき、市立図書館に係る事務の所管を教育委員会から市長に移管します。(市立図書館の事務については、すでに補助執行の規定に基づき政策室の本のまち担当が行っています。)

(3) その他各局の組織再編

① 総務局

財務室の財政健全化担当を財務担当に統合し、より一層の連携強化を図ります。

② 市民生活局

斎場管理センターの指定管理者制度導入に伴い、市民生活室の「斎場管理センター」を廃止し、同センターの所管を環境室環境総務課に変更します。

③ 福祉局

社会福祉法人等が設置する福祉施設を市民に安心して利用してもらう環境を整えるという観点から、福祉政策室の「法人指導課」の名称を「福祉施設安全課」に変更します。

また、地域共生社会室の更生支援担当を共生社会づくり担当に統合します。

④ こども局

2016年に臨時的組織として設置された「待機児童緊急対策室」について、現状を踏まえ「待機児童対策室」に変更し、組織の中に位置づけます。

⑤ 都市局

近年の台風等によりリスクが高まっている水害等に対応するため、道路安全室に総合治水を所管する「海岸・治水課」を設置します。

4 改正の手続き

事務分掌条例及び明石市立図書館条例の改正を行い、2020年4月1日の実施を予定しています。

2020年度（令和2年度）組織改正総括表（案）

改正案（2020年4月1日）			現 行（2020年1月4日）		
市長事務部局			市長事務部局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
政策局	シティセールス推進室 広報課 シティセールス課 <u>天文科学館</u>	業務係 学芸係	政策局	シティセールス推進室 広報課 シティセールス課 <u>（新設）</u>	（新設） （新設）
	<u>SDGs推進室</u>			政策室 企画担当 計画担当 重点施策担当 まちづくり担当 本のまち担当	
市民生活局	本のまち推進室 <u>プロジェクト推進室</u>		都市開発室	<u>都市ビジョン担当</u> <u>プロジェクト担当</u> <u>新庁舎担当</u>	
	財務室 財務担当 契約担当 管財担当 <u>（削る）</u>			市民生活局	市民生活室 市民課 国民健康保険課 長寿医療課 <u>（削る）</u> 産業振興室 産業政策課 農水産課 <u>（削る）</u>
総務局	財務室 財務担当 契約担当 管財担当 <u>（削る）</u>		総務局	財務室 財務担当 契約担当 管財担当 財政健全化担当	
市民生活局	市民生活室 市民課 国民健康保険課 長寿医療課 <u>（削る）</u> 産業振興室 産業政策課 農水産課 <u>（削る）</u>	略 略 略 略 略 略 <u>（削る）</u> <u>（削る）</u>	市民生活局	市民生活室 市民課 国民健康保険課 長寿医療課 <u>斎場管理センター</u> 産業振興室 産業政策課 農水産課 <u>天文科学館</u>	略 略 略 略 略 略 業務係 学芸係

	環境室 環境総務課 環境保全課 資源循環課 収集事業課 産業廃棄物対策課 あかし動物センター	総務係 <u>地球温暖化 対策係</u> 自然環境係 略 略 略 略 略		環境室 環境総務課 環境保全課 資源循環課 収集事業課 産業廃棄物対策課 あかし動物センター	総務係 <u>計画係</u> 自然環境係 略 略 略 略 略
福祉局	福祉政策室 福祉総務課 <u>福祉施設安全課</u> 地域共生社会室 地域総合支援担当 地域福祉担当 <u>(削る)</u> 共生社会づくり担当	略	福祉局	福祉政策室 福祉総務課 <u>法人指導課</u> 地域共生社会室 地域総合支援担当 地域福祉担当 <u>更生支援担当</u> 共生社会づくり担当	略
こども局	<u>待機児童対策室</u>		こども局	<u>待機児童緊急対策室</u>	
都市局	都市整備室 都市総務課 <u>(削る)</u> 緑化公園課 区画整理課 道路安全室 道路総務課 道路整備課	略 略 略 <u>総務係</u> <u>用地管理係</u> <u>利用調整係</u> 計画係 維持係 <u>保全係</u> <u>建設係</u>	都市局	都市整備室 都市総務課 <u>海岸課</u> 緑化公園課 区画整理課 道路安全室 道路総務課 道路整備課	略 略 略 <u>調整係</u> <u>用地係</u> 計画係 維持係 <u>修繕係</u> <u>安全施設係</u> <u>整備係</u>

	<u>海岸・治水課</u> 交通安全課	<u>海岸係</u> <u>総合治水係</u> 略		<u>(新設)</u> 交通安全課	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 略
<p>○組織の規模</p> <p><u>10局 38室 75課 179係</u></p> <p>(1室増 1課減 2係増)</p> <p>(・市長事務部局 6局 35室 58課 129係)</p>			<p>○組織の規模</p> <p><u>10局 37室 76課 177係</u></p> <p>(・市長事務部局 6局 34室 59課 127係)</p>		

GIGA スクール構想における対応及び特別教室への空調機設置について

1 GIGA スクール構想における対応について

① 現状

現在、国においては、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを継続的に実現させるため、国庫補助を活用し、市立学校に超高速・大容量ネットワークを整備するとともに、小・中学生一人一台の学習者用パソコンの導入を求めています。

特に、ネットワーク整備にかかる補助については、令和元年度補正予算限定となるため、交付申請手続きを進めているところです。

② ネットワーク整備の時期について

国の補助申請を活用して整備するため、令和2年度中に整備する予定です。

③ ネットワーク整備に係る費用について（予定）

総事業費：901,000 千円（小学校 中学校 養護学校：886,000 千円）
（高等学校：15,000 千円）

国庫補助（補助率 1/2）	交付税措置 60%	
450,500 千円	270,300 千円	180,200 千円

補正予算債 100%（20年償還予定）

上記費用において、国の内定があり次第、令和元年度3月補正予算議案として追加提案する予定です。

2 特別教室への空調設備の設置について

① 現状

今年度、16小学校の特別教室等に空調設備の設置工事を行ってきたところですが、令和2年度に予定する残りの12小学校及び全中学校の特別教室への空調設備の設置に係る財源として、この度、国の補正予算による追加内示を受けましたので、3月補正予算の追加をしようとするものです。

② 空調設置に係る費用について

小学校 390,200 千円

事業費	交付金	市債	一般財源
390,200 千円	72,600 千円	317,600 千円	0 千円

※ 市債については、後年度に交付税措置（72,600 千円）があります。

中学校 756,300 千円

事業費	交付金	市債	一般財源
756,300 千円	140,500 千円	615,800 千円	0 千円

※ 市債については、後年度に交付税措置（140,500 千円）があります。

③ 二重計上の取扱い

この度の国の補正予算の内示により、令和2年度当初予算と二重計上となることから、当該事業に係る当初予算については、減額補正を令和2年度中に行うこととします。

文 教 厚 生 常 任 委 員 会 資 料
2 0 2 0 年 (令 和 2 年) 3 月 5 日
教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 教 育 課 こ ども 局 こ ども 育 成 室 (運 営 担 当) 〃 (放 課 後 児 童 ク ラ ブ 担 当)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 市立学校園の臨時休業の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした、現時点での市立学校園等の休業措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 臨時休業中の学校園

幼稚園 27 園
小学校 28 校
中学校 13 校
高等学校 1 校

※市立二見こども園は1号認定部分のみ臨時休業しています。

※市立特別支援学校、市立保育所については通常どおりです。

2 臨時休業する期間

令和2年3月3日(火)～令和2年3月15日(日)

※現時点では、令和2年3月16日(月)を登校・登園日とする予定ですが、新型コロナウイルスの蔓延状況等により今後判断します。

3 卒業式・修了式について

現時点では、以下のとおり実施する予定です(ただし出席者を最少人数とし、時間を短縮)。

- ・中 学 校 : 3月17日(火) (3月10日(火)から延期)
- ・幼 稚 園 : 3月18日(水) (予定どおり)
- ・特別支援学校 : 3月19日(木) (予定どおり)
- ・小 学 校 : 3月23日(月) (予定どおり)

4 放課後児童クラブと幼稚園預かり保育について

保護者の就労等により、家庭で過ごすことが難しい園児、児童への対応として、放課後児童クラブと幼稚園預かり保育を以下のとおり実施しています。

- ・放課後児童クラブ 8:30～17:00 (希望者は8:00～8:30, 17:00～19:00まで延長)
- ・幼稚園預かり保育 8:00～16:00 又は 18:00 まで

議案第2号関連資料

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の目的

社会福祉法の改正に伴い、都道府県・指定都市・中核市（以下「中核市等」。）においては法改正期日（令和2年4月1日）までに厚生労働省令（以下「省令」。）に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、新たに条例を制定しようとするものです。

【無料低額宿泊所とは】

社会福祉法に規定されている第二種社会福祉事業のうち、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」に基づき設置される施設。国の調査によると、平成30年7月末現在、全国に570施設、17,067人（うち生活保護受給者15,467人）が入居しています。なお、市内に同施設は確認されていません。

2 制定の概要

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、社会福祉法に定める規定のほか、省令に定める基準に準拠した内容を確保するとともに、運営に当たり事業者が従うべき基準につき、暴力団等の排除や職員に対する計画的な研修の実施などを追加した内容を定めます。

社会福祉法改正の概要

- ① 無料低額宿泊事業（以下「無低事業」。）の届出を「事後」から「事前」届出制に改正。
- ② 国指針で定める無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について法定基準を創設。
- ③ 法定基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設。

省令の主な内容

- ① 無低事業の範囲の明確化（入居対象を生計困難者に限定、住宅提供と利用料の一体受領等）。
- ② 居室面積の基準（居室は個室として面積基準を明示）。
- ③ 利用手続き・料金の適正化（運営規定の整備、利用者との契約締結に基づく実施等）。

3 県内他都市の設置状況（届け出に基づく把握数）

（令和2年1月現在）

神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	兵庫県
1施設	0施設	3施設	2施設	0施設

4 パブリックコメント（意見公募手続）の実施結果

実施期間：令和元年12月10日（金）～令和2年1月8日（水） 意見総数：0件

5 施行期日

令和2年4月1日

6 その他の規定の整備

本条例の施行に関して必要な事項については別途施行規則にて定めます。

議案第3号関連資料

明石市立あかしユニバーサル歯科診療所条例の制定について

1 制定の目的

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所は、休日の応急的な歯科診療、並びに障害者等の歯科診療及び歯科相談を実施するため、総合福祉センター内において平成3年より（休日歯科は平成15年より）運営してきました。

このたび、当該施設の診療機能の拡充及び利便性の向上、さらには本市の口腔保健の推進に資することを目的に、施設を移転し「あかしユニバーサル歯科診療所」として開設するにあたり、業務内容等必要な事項を定めた条例を新たに制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) 施設の名称 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所
- (2) 位置 明石市鷹匠町1番33号 ※明石市立市民病院の敷地内
- (3) 業務 ① 一般の歯科診療所での治療が困難な者の歯科診療及び歯科相談
② 休日の歯科応急診療
- (4) その他 ① 指定管理者の業務範囲
② 使用料及び手数料 など

3 診療体制

- (1) 常勤医の配置 (2名)
- (2) 診療日時の拡充 (障害者等歯科)
【現在】水曜・木曜 午後1時～4時
【移転後】月曜～土曜 (土曜は午前診のみ)
午前9時30分～12時30分
午後1時30分～5時00分
- (3) 診療台を5台設置 (現行3台)
- (4) 全身麻酔室を配備



(完成予想図)

4 施行期日

令和2年6月1日

5 あかしユニバーサル歯科診療所を核とした今後の取り組み

(1) 目指す方向性

あかしユニバーサル歯科診療所は、障害者や認知症・有病高齢者等のための受け皿ととらえるだけではなく、地域の一般開業医や歯科医師会と連携して、誰もが安心して歯科診療を受診できる環境を当事者目線、患者目線で提供していく核となります。

今回の整備を契機として、すべての市民が、生涯にわたって歯と口腔衛生の健康を保持、増進できるよう、あかしユニバーサル歯科診療所をその拠点施設として位置づけ、行政や歯科医師会など関係機関がそれぞれの役割分担のもと連携して市全体で市民の歯を守るネットワークを構築し、本市が進めるユニバーサルのまちづくりの一翼を担う施設として、施策を展開します。

(2) 今後の取り組み

- ① 乳幼児、妊産婦、障害者、認知症や介護を必要とする高齢者、貧困家庭の子どもなど、要配慮を伴う治療を必要としている一人ひとりの受診者の生活環境の特性に応じた歯科口腔の健康づくり施策を実施します。
- ② 幅広くユニバーサル活動を行っている関係団体との連携を深め、歯科治療を必要としている人が、必要としている治療を確実に受けることができるように、協力体制を構築します。
- ③ より多くの一般開業歯科医が、地域に密着し市民の身近で歯科診療を実施する「かかりつけ歯科医師」として一定の障害者治療等を行えるよう、障害者治療等の研修を実施します。
- ④ あかしユニバーサル歯科診療所は「かかりつけ歯科医」である一般開業歯科医と連携し、一般開業歯科医では対応が困難となった患者をしっかりとバックアップしていく体制を整備します。
- ⑤ 歯科従事者全体の障害者理解を深めるために、市の障害施策担当等により、歯科医や歯科衛生士等に対する障害者理解や合理的配慮についての研修を行います。
- ⑥ 患者はもとよりご家族からの相談に対し、スタッフが経験や培ってきた専門性を活かして応えるとともに、内容に応じ適切な関係機関へつなぎます。
- ⑦ これまでの週2回の診療から、月曜日から金曜日までのすべての平日と土曜日、さらには休日診療においては障害者等の患者にも対応していくなど、365日市民の歯に寄り添う体制の充実を図ります。
- ⑧ 訪問歯科診療の拡充を図ります。
- ⑨ 隣接する市民病院と連携し、入院患者の周術期の口腔ケア等を行います。



議案第32号関連資料

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

1 目的

令和元年度末に指定期間の満了を迎える明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所について、指定期間を変更し、現指定管理者による管理運営を継続しようとするものです。

2 管理を行わせる施設及び管理者

(1) 施設

名称：明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所

所在地：明石市貴崎1丁目5番13号

(2) 管理者

一般社団法人 明石市歯科医師会

3 指定期間の変更

令和2年3月31日までの指定期間を2か月延長し「令和2年5月31日まで」とします。

4 変更の理由

明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所は、診療機能の拡充や利便性の向上等を目的として、施設を移転し新たに「あかしユニバーサル歯科診療所」として開設を予定していますが、令和2年6月に開設の運びとなったことから、開設準備及び移転が整うまでの間、現施設の指定期間を延長しようとするものです。

議案第33号関連資料

明石市立あかしユニバーサル歯科診療所に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称 明石市立あかしユニバーサル歯科診療所
所在地 明石市鷹匠町1番33号

2 指定管理者となる団体の概要

団体名	一般社団法人 明石市歯科医師会
所在地	明石市大久保町八木743番地の33
設立	昭和30年4月1日 (平成3年法人格を取得、平成25年一般社団法人へ移行)
主な事業実績	平成3年4月より 明石市立心身障害者等歯科診療所の運営 平成15年4月より 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の運営を受託 平成18年4月より 明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の指定管理者の指定を受ける

3 指定期間

令和2年6月1日から令和7年3月31日まで(4年10カ月間)

4 指定管理者が行う業務

- (1) 一般の歯科診療所での治療が困難な者への歯科診療並びに休日における応急の歯科診療等に関する事。
- (2) 施設の利用及びその制限に関する事。
- (3) 使用料等の徴収等に関する事。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事。

5 その他

障害者や認知症・有病高齢者等の患者の受け皿となる、誰にもやさしい歯科診療を提供していくとともに、すべての市民が生涯にわたって歯と口腔衛生の健康を保持、増進できるよう、その拠点施設と位置づけ、関係機関との役割分担のもと連携して市民の歯を守るネットワークを構築し、本市のユニバーサルのまちづくりの一翼を担います。

文教厚生常任委員会資料
2020年(令和2年)3月5日
福祉局あかし保健所保健総務課

議案第11号関連資料
明石市保健関係手数料徴収条例の一部改正について

1 改正の目的

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303号。以下「毒劇法」という。）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の一部が改正され、項ずれが生じることから、同法を引用している明石市保健関係手数料徴収条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1)改正する条例

明石市保健関係手数料徴収条例

(2)引用項の整理

① 毒劇法

種別	現行	改正
毒物劇物販売業登録申請手数料	第4条第3項	第4条第2項
毒物劇物販売業登録更新申請手数料	第4条第4項	第4条第3項

② 医薬品医療機器等法（公布の日から1年以内に施行）

種別	現行	改正
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	第14条第9項	第14条第13項

③ 医薬品医療機器等法（公布の日から2年以内に施行）

種別	現行	改正
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	第12条第2項	第12条第4項
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	第13条第3項	第13条第4項
薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	第14条第13項	第14条第15項
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	第39条第4項	第39条第6項

3 施行期日

令和2年4月1日から適用します。ただし、医薬品医療機器等法の改正に伴う条例改正については、同法の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日（公布の日（令和元年12月4日）から1年または2年を超えない範囲）から適用します。

議案第19号関連資料
 明石市食品衛生法施行条例の一部改正について

1 改正の目的

今回の条例改正は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、明石市食品衛生法施行条例の一部を改正しようとするものです。

2 法改正の趣旨

これまでは各自治体の条例において食品事業者が実施すべき公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めていましたが、食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、国際整合的な衛生管理の実施を全国の食品等事業者に求めることを目的として、国の規定において衛生管理の基準が定められました。

(1) 国が定める衛生管理基準の内容

原則として、すべての食品事業者に、一般衛生管理に加え、事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理（HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理）の実施を求めるものとなっています。

(2) 法改正に伴う変更点

改正前 【市条例の基準を遵守】	改正後（1年間の経過措置あり） 【法に規定された基準を遵守】
食品事業者自らが「HACCP方式を用いる場合の基準」若しくは「HACCP方式を用いない場合の基準」を選択し、衛生管理を実施する	原則、すべての食品事業者はHACCPに沿った衛生管理を実施するが、規模に応じてより高度な衛生管理が求められる ①50人以上の事業場（食品工場等） HACCPに基づく衛生管理 ②飲食店、50人未満の小規模な事業場等 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

【HACCPに沿った衛生管理とは】

「HACCPに沿った衛生管理」とは、施設の清掃や従業員の健康管理などの一般衛生管理を基本としつつ、それぞれの事業場や製造する食品の特性などに応じて、原材料の受入から製造、製品の出荷までのすべての工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因（ハザード）を科学的根拠に基づき管理する方法です。

具体的には、危害要因を生物的（病原微生物等）、科学的（残留農薬等）、物理的（金属片等）に分けて、各工程もれなく取り上げ、これらを低減・除去するために必要な衛生管理計画（日々行う作業の具体的な方法を定めた手順書や実施状況をチェックするための記録様式など）を作成し、管理する手法です。

なお、小規模事業者においては、事業者団体が作成し、厚生労働省が確認する手引書を利用して、簡便なHACCPによる衛生管理を想定しており、比較的容易に取り組めるものとなっています。

HACCPは工程管理、すなわち、ソフトの基準であり、必ずしも施設整備等ハードの整備を求めるものではありません。

※HACCP=Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称。「危害要因分析・重要管理点」とされています。

3 本市の改正の概要

市が定めていた公衆衛生上講ずべき措置の基準の内容は、国が規定した基準に網羅されたため、条例第3条（公衆衛生上講ずべき措置の基準）を削除します。

4 施行の日

令和2年6月1日

あかしユニバーサルモニター及び(仮称)あかしユニバーサルアドバイザーについて

2018年2月に共生社会ホストタウン関連事業として創設した「あかしユニバーサルモニター制度」については、制度開始から2年を経過したところです。

そこで制度開始からこれまでの間のモニター活動について報告するとともに、当事者参画の新たな取組として立ち上げを検討している「(仮称)あかしユニバーサルアドバイザー制度」の概要についてご説明します。

1. あかしユニバーサルモニター制度

(1) 制度の概要

ユニバーサルデザインのまちづくりを障害のある人とともに進めていくために、駅周辺や宿泊施設、飲食店等のバリアフリー環境の整備や情報アクセシビリティ等の充実に関して、障害当事者目線で具体的な意見を出していただく制度で、現在様々な障害種別のモニター24名が活動しています。

(2) 活動内容等

◇これまで出された意見 54件 (2018年2月～2020年1月末)

(内訳)・道路に関すること	13件
・施設に関すること	4件
・駅や交通機関に関すること	11件
・市に関すること	10件
・事業者・店舗等のサービスに関すること	9件
・医療に関すること	1件
・その他	6件

随時意見を出してもらうほか、街歩きによる地域のバリアフリーチェックや意見交換会など、様々な活動を行ってきました。利用者目線の意見にふれることで、福祉部局に限らず様々な市職員の意識にも変化が生まれました。

今後も様々な意見を出していただく枠組みとして、継続していきます。



バリアフリーチェックの様子



意見交換会の様子

2. (仮称) あかしユニバーサルアドバイザー制度

(1) 制度の検討に至った経緯

ユニバーサルモニターとの街歩きや、市が実施した工事の一部において車いすユーザーや視覚障害者とともに現地を確認する機会を設けたことを通じて、平均化された基準からは見えてこない個々のニーズを知ることができ、市道や市の施設などで効果の高い整備につなげることができました。

そこで、基準や効率性だけに着目するのではなく、個々のニーズから着想を得て、複数の障害当事者との対話を経て対応策を考えることによって、より多くの市民が暮らしやすいと思えるまちづくり、使いやすいと思える施設整備を進めていけるよう、当事者の企画段階からの参画を促進する見出しの制度の創設に向けて検討を進めているところです。

(2) 制度案の概要

ユニバーサルモニターと同様に幅広い当事者人材に登録してもらい、各事業の企画段階から内容に応じた複数名の当事者に参画してもらうことで、当事者とともにより良い事業へ導いていくことを目的としています。

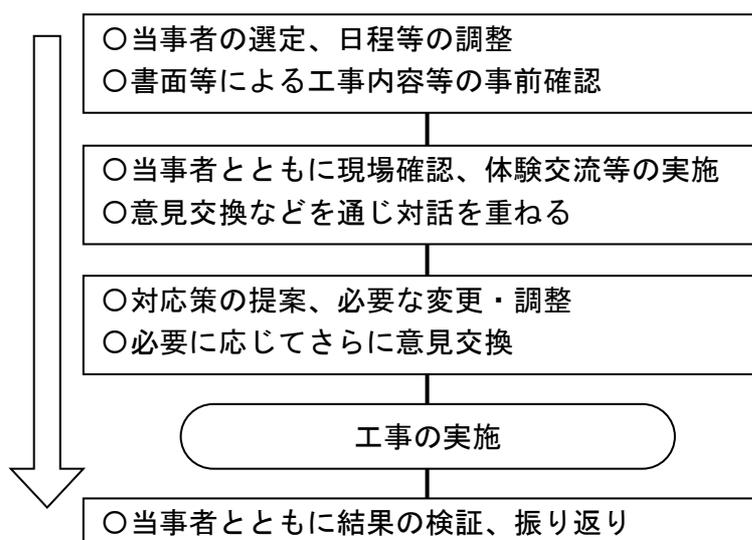
◇ 制度の対象となる事業

施設整備などの工事における現地確認やイベント開催に向けた調整など、ハード、ソフト問わず当事者参画を必要とする事業を考えています。

◇ 制度の対象者

まず市が実施する工事等から導入し、民間事業者の取組にも対応できるよう検討していきます。

【制度利用のイメージ (例：工事の場合)】



(3) 今後の予定

実績を積み重ねながら、より当事者のニーズ、利用者のニーズに沿った形で運用していく予定です。

あさぎり・おおくら総合支援センター（本拠点）の開所について

地域総合支援センターは、生活のしづらさを抱える人が家族や地域とのつながりを持って暮らせるように、広く相談を受け、総合的かつ包括的な支援を行う拠点として、平成30年4月より市内6か所に設置・運営しています。このうち、旧あかねが丘学園敷地内において、仮拠点で運用を行っている朝霧・大蔵中学校区を担当するあさぎり・おおくら総合支援センターについては、同敷地内で本拠点が完成し、次のとおり開所することとなりました。

充実した施設の内容と機能について、お知らせします。

1 開所年月日／令和2年4月1日（水）

2 施設の整備

(1) 施設の概要

- ① 位置／明石市松が丘5丁目7番22号
- ② 敷地面積／約3,300㎡
- ③ 階数／地上1階
- ④ 延床面積／約600㎡

(2) 施設の主な機能

施設が整備されることにより、来所者に配慮した相談環境の充実に加えて、新たに設ける交流・活動スペースを活用した住民主体の多様な支え合い体制の構築等、地域共生社会づくりの推進を図ります。

機能	内容
総合的・包括的支援機能	○ 事務室／約80㎡（センター職員15名程度を想定） ○ 相談室／約10㎡×2部屋
地域住民の交流拠点機能	地域ケア会議等を開催することにより、地域住民が参画し地域課題を検討するなど、地域づくりを推進するためのネットワークを構築する地域住民の交流拠点 ○ 研修室／約100㎡×3部屋
市民活動等の拠点機能	市民活動団体やボランティア団体が利用でき、また、その活動を支援できる拠点 ○ 会議室／約40㎡

3 地域福祉活動の支援（「あさぎり福祉センター」として幅広く活用）

施設整備にあたっては、地域から、センターによる相談支援だけでなく、敬老会等で地域福祉に資する活動の場として活用したいとの要望を受けてきたことから、施設（建物）の名称を「あさぎり福祉センター」とし、地域に親しまれ、幅広く活用していただける施設を目指します。

4 竣工式

(1) 日時・場所／令和2年3月21日（土）午前10時～11時・同センター

(2) 式次第

- 開会、テープカット
- センターの概要説明
- 講演：「SDGsとこれからの地域総合支援センターの役割」
講師：坂下玲子教授（兵庫県立大学看護学部）

あかし健康プラン 21（第3次）の策定について

現行のあかし健康プラン 21（第2次）は計画期間を10年としており、2020年度（令和2年度）が最終年度になります。

このたび、計画の改訂に合わせてSDGsの理念である、年齢、性別、障害の有無を問わず、誰一人取り残さない、すべての市民の健康的な生活を確保し、市民とともにパートナーシップで取組を推進していくため、次期計画の策定を下記のとおり進めてまいります。

1 これまでの取組と成果

現行の第2次計画では、「みんなで取り組む健康づくり～元気なまち あかし～」を掲げ市民主体での取り組みを進めるなか、中間評価を受けて、地域特性に応じた健康づくりに方針転換を図った結果、健康づくりボランティアの活躍やまちづくり組織における健康づくり部門の設置等、市民とともに進める健康づくりとして一定の成果がみられた。

2 課題

本市では生活習慣病である糖尿病の罹患率が高いことや、依然として成人の7割とも言われる「健康無関心層」の存在がある。

(1) 健康寿命の延伸

健康でいられる期間の延伸のためには、要介護認定に至る主たる要因である生活習慣病の発生予防と重症化予防が急務となっている。

(2) 健康格差の縮小

成人世代の健康関心度は次世代を担うこどもの健康格差に大きな影響を及ぼし、高齢者世代にとっては、健康への無関心はフレイルの発症を加速させる大きな要因となることから、特別に健康を意識しなくても健康に良い行動が取れる環境づくりが求められている。

3 策定方針

SDGsの目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活の確保」を目指し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現する。

なお、取組の推進にあたっては、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」により市民とのパートナーシップによる取り組みを一層加速させ、「みんなの力であかしの健康を作りだす」まちづくりを目指す。

4 新たな重点テーマ(案)

◎全世代における食育の推進（※食育基本方針の包含）

食育基本方針を第3次計画に含め、誰もが参加できる形態による、こどもの頃から健康を意識できる環境を整える。

◎健康づくりの環境整備

改正健康増進法を踏まえ、生活習慣病のリスク要因であるたばこ対策として、受動喫煙に配慮された環境づくり等を進める。

◎介護予防・フレイル対策

元気なうちからの生活機能低下予防（フレイル予防）の取り組みを強化する。

※第2次計画からの継続テーマ

- ・健康診査と健康管理
- ・アルコール
- ・身体活動・運動
- ・こころの健康
- ・歯の健康
- ・親と子の健康（母子保健）

5 市民参画の手法

- ①市民の健康意識や健康行動の実態把握による意見の吸い上げ
- ②まちづくり協議会、健康づくりボランティアを対象としたワークショップの開催
- ③計画に深く関わる関係機関を対象とした懇談会の開催
- ④計画素案に対するパブリック・コメントの実施

6 スケジュール

2020年3月5日	文教厚生常任委員会にて策定開始の報告
4月中旬	健康意識や健康行動の実態把握
6月中旬～8月	ワークショップの開催
11月上旬	懇談会の開催
11月下旬	パブリック・コメントの実施
2021年3月	文教厚生常任委員会にて策定案の報告

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

この度、WHOより新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表され、日本においても指定感染症と定め対策を講じています。明石市における対応について報告します。

1 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（帰国者・接触者相談センターを兼ねる）の設置

1月24日より専用ダイヤルを設置し、医療機関や市民からの相談に対応しています。

相談件数は、3月3日時点で、医療機関より72件、市民より338件、その他企業等78件となっています。

電話番号	受付時間
078-918-5439	平日 8:55～17:40 (3月7日より土日祝開設)

※ 受付時間外は明石市役所代表を通じ、24時間対応しています。

2 帰国者・接触者外来の設置

新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を市内に設置しました。受診が必要な場合は、あかし保健所が調整しますので病院名は非公表としています。

3 患者発生後の対応について

あかし保健所は、新型コロナウイルス患者の行動調査を行い、濃厚接触者を確定します。その後、濃厚接触者へは2週間の健康観察を行い、症状が出るようなことがあれば早急に受診につなぎます。

4 市民啓発等

明石市の広報やホームページで、手洗いや咳エチケットなどの感染予防、帰国者・接触者相談センターへの相談の目安などの情報提供を行っています。今後は、重症化しやすい高齢者へ受診の目安などの啓発について重点的に取り組んでいきます。

5 関連会議

(1) 明石市新型コロナウイルス感染症対策本部

市長を本部長とし対策を協議。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策連絡会議

副市長を本部長とし庁内における情報共有、対策協議。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策調整会議

庁内関連各課(消防・教育・こども育成室など)により情報共有、対策協議。

(4) あかし保健所新型コロナウイルス感染症対策会議

保健所長を本部長とし保健所各課長により対策を協議。

(5) 新型コロナウイルス関連肺炎に対する医療体制連絡会議

医師会、市内協力医療機関、消防が集まり、新型コロナウイルス感染症の疑い患者の受診方法や検査方法、医療関係者の感染防止などの医療体制について具体策を協議。

『あかし版 高齢者暮らしの応援安心手帳』の作成及び配付について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、『あかし版 高齢者暮らしの応援安心手帳』を作成しましたので、下記のとおり報告します。

1 冊子発行の趣旨

高齢者の仲間づくりや生きがいをづくりに役立つ情報、日々の生活に役立つ情報などを中心に、将来の不安解消やいざという時に備えるための情報も掲載した冊子を作成、配布することで、高齢者が引き続き住み慣れた地域で活躍し、安心して暮らしていくことができるよう支援する。

2 冊子の内容等

【生きがいをづくり、仲間づくり等に関すること】

- お出かけ場所や高齢者優待制度等の外出や健康づくりに関する情報
- 地域での出会いや同世代との交流、地域の支え手として活躍等ができる場所や事業の紹介 など

【不安解消等に関すること】

- ひとり暮らしの高齢者への支援や福祉・保健・医療の窓口の紹介
- 終活を考える上でのポイントや準備の方法、悪質商法や災害への備え等の安全・安心に関する情報 など

3 周知方法等

高齢者の暮らしについてすべての市民が関心を持つことが、地域における高齢者の活躍や支え合いによる支援の向上につながる「地域共生社会」づくりの一端と位置づけ、若い層を含めた全世帯に冊子を配付し、広く市民に周知する。

また、市ホームページにおいて、本冊子に関連する詳しい情報を掲載し、公開する。

4 配付方法、配付時期

令和2年3月15日に新聞折り込みにて全戸配付する。

また、新聞未購読世帯については、広報あかしと同様に、ポスティングにて配付する。

議案第49号関連資料

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴う補正予算について

令和2年3月10日付で、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、下記のとおり、保育所等における緊急対応策が実施されることとなりましたので、これを活用して緊急対策を実施するため、3月補正予算を提出するものです。

記

1 交付申請する緊急対応策の種類及び拡充内容

(1) 子ども・子育て支援交付金

新型コロナウイルス感染症への対応として、特例措置を創設

① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

ア 小学校の臨時休業時の特別開所に伴う支援事業(各種経費) 日額 10,200円

イ 小学校の臨時休業時の特別開所に伴う人材確保支援事業 日額 20,000円

② 延長保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業及び病児保育事業

ア 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 1施設当たり 500,000円以内
(子ども用マスク、消毒液、石鹸、うがい薬、体温計、空気清浄機等の購入費用)

(2) 保育対策総合支援事業費補助金

保育環境改善等事業を拡充し、安全対策事業のうち、新型コロナウイルス感染症対策として行うものが補助対象

感染症対策として必要な需用費(消耗品費)、役務費、委託料及び備品購入費、リース料など
1施設当たり 500,000円以内

2 補助割合

いずれも国10/10

3 申請額

(1) 子ども・子育て支援交付金

区分	申請額	備考
放課後児童健全育成事業	47,000,000円	28ヵ所(74支援単位)分
延長保育事業	31,500,000円	63ヵ所分
一時預かり事業	8,000,000円	16ヵ所分
病児保育事業	1,000,000円	2ヵ所分
合計	87,500,000円	109ヵ所分

(2) 保育対策総合支援事業費補助金

区分	申請額	備考
公立認可保育施設	6,000,000円	12ヵ所分
私立認可保育施設	36,500,000円	73ヵ所分
認可外保育施設	31,000,000円	62ヵ所分
合計	73,500,000円	143ヵ所分

(1) (2) 計 161,000,000円

(参考) 物件費 放課後児童健全育成事業費 47,000千円
補助費等 保育所等感染症対策事業 114,000千円

4 今後のスケジュール (予定)

3月18日(水)～24日(火) 交付決定通知、市から請求書提出

3月24日(火)～30日(月) 市へ国庫補助金支払い

4月30日(木) 国へ実績報告

※事業者は、肺炎患者の発生が国内で初めて確認された令和2年1月16日以降本年度内の発注・購入分について補助申請が可能。

議案第49号 関連資料

障害福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事業に伴う補正予算について

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、障害福祉サービス等施設・事業所（以下「施設等」という。）における感染防止対策を目的とし国庫補助による緊急の対策事業が実施されることとなりましたので、これに対応するため補正予算を要求するものです。

1 事業の概要

（1）障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

【国庫補助申請額 10,000千円】

施設等における新型コロナウイルス対策の徹底や障害児者を中心とした住民への感染症に対する理解促進等を図るため、衛生用品の確保等に係る費用を補助します。

（例 子ども用マスク、消毒液、石鹸など）

（2）就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業

【国庫補助申請額 5,000千円】

就労系事業所における障害者（利用者）の在宅就労（在宅における就労に向けた訓練含む。）を推進するために、事業所におけるテレワークのシステム導入費用を補助します。

（例 タブレット端末、スマートフォンなど）

2 国庫補助割合

上記1（1）（2）ともに、10／10

3 補正予算額（国庫補助申請額）

15,000千円

4 今後のスケジュール（予定）

3月23日（月）

国庫補助金交付申請

3月23日（月）～27日（金）

国庫補助金交付決定

※施設等が、令和2年1月16日から3月末までに購入した物品等に係る費用が市補助金交付申請の対象となります。

議案第49号関連資料

GIGA スクール構想におけるネットワーク整備及び
特別教室への空調機設置に係る予算について

1 GIGA スクール構想におけるネットワーク整備について

市立小・中・養護・高等学校に超高速・大容量ネットワークを整備するため、補助申請を行ったところ、3月6日に文部科学省より補助内定がありました。

① 3月5日文教厚生常任委員会報告分（予定）

総事業費：901,000千円（小学校 中学校 養護学校：886,000千円）
（高等学校：15,000千円）

国庫補助（補助率 1/2）	交付税措置 60%	
450,500千円	270,300千円	180,200千円
└──────────────────┘		
補正予算債		

② 内示を受けての予算について

全国の自治体から想定外の事業費の申請があったため、本市においては下記のとおり配分されました。

総事業費：902,000千円（小・中・養護学校 887,000千円 高等学校 15,000千円）
 交付金額：273,700千円（小・中・養護学校 269,700千円 高等学校 4,000千円）
 起債額：628,300千円（小・中・養護学校 617,300千円 高等学校 11,000千円）

国庫補助	交付税措置 60%		
273,700千円	162,600千円	108,400千円	357,300千円
└──────────────────┘			
補正予算債			継ぎ足し単独債

2 特別教室への空調設備の設置について

① 整備する学校について

・ 12小学校

明石・松が丘・大観・王子・林・和坂・貴崎・高丘東・高丘西・谷八木・
錦が丘・二見小学校

・ 全中学校

② 空調設置に係る予算について

小学校 390,200 千円

事業費	交付金	市債	一般財源
390,200 千円	73,300 千円	316,900 千円	0 千円

※ 市債については、後年度に交付税措置（72,600 千円）があります。

中学校 756,300 千円

事業費	交付金	市債	一般財源
756,300 千円	141,900 千円	614,400 千円	0 千円

※ 市債については、後年度に交付税措置（140,500 千円）があります。

③ 二重計上の取扱いについて

この度の国の補正予算の内示により、令和2年度当初予算と二重計上となることから、当該事業に係る当初予算については、減額補正を令和2年度中に行うこととします。